

昭和四十一年厚生省令第三十号

医薬品等に使用することができるタル色素を定める省令

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十六条第七号（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医薬品等に使用することができるタル色素を定める省令を次のように定める。

（医薬品用タル色素）

**第一条** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第五十六条第九号に規定する厚生労働省令で定めるタル色素は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げるタル色素（別表に規定する規格に適合するものに限る。）とする。

ただし、人体に直接使用されることができない医薬品については、全てのタル色素とする。

一 外用医薬品以外の医薬品 別表第一部に規定するタル色素

二 外用医薬品（次号に掲げるものを除く。） 別表第一部及び第二部に規定するタル色素

三 粘膜に使用されることがない外用医薬品 別表第一部、第二部及び第三部に規定するタル色素

**2** 前項に規定する規格に適合するかどうかの判定は、別表第四部に定める方法によつて行うものとする。（医薬品用タル色素）

**第二条** 法第六十条において準用する法第五十六条第九号に規定する厚生労働省令で定めるタル色素については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「人体に直接使用されることがない医薬品」とあるのは、「人体に直接使用されなければならない医薬部外品及び染毛剤」と読み替えるものとする。（化粧品用タル色素）

**第三条** 法第六十二条において準用する法第五十六条第九号に規定する厚生労働省令で定めるタル色素は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げるタル色素（別表に規定する規格に適合するものに限る。）とする。ただし、毛髪の洗浄又は着色を目的とする化粧品については、すべてのタル色素とする。（化粧品（次号に掲げるものを除く。） 別表第一部及び第二部に規定するタル色素

二 粘膜に使用されることがない化粧品 別表第一部、第二部及び第三部に規定するタル色素

二 前項に規定する規格に適合するかどうかの判定については、第一条第一項の規定を準用する。（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和四十二年一月二十三日厚生省令第三号）  
この省令中、別表第二の改正規定及び別表第四の改正規定中青色二号に係る部分は公布の日から、その他の規定は昭和四十二年七月二十三日から施行する。
- 2 附 則（昭和四七年一二月二十三日厚生省令第五五号）  
この省令は、公布の日から六月を経過した日から施行する。
- 3 附 則（平成九年九月三〇日厚生省令第七四号）  
この省令は、平成九年十月一日から施行する。
- 4 附 則（平成一一年一〇月一〇日厚生省令第一二七号）  
（施行期日）  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 5 附 則（平成一五年七月二九日厚生労働省令第一二六号）  
（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。

- 1 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第四部一般試験法の項16の目（経過措置）  
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の医薬品等に使用することができるタル色素を定める省令別表第四部薄層クロマトグラフ用標準品の項に掲げる標準品については、この省令による改正後の同令別表第四部薄層クロマトグラフ用標準品の項の規定にかかるず、なお従前の例による。
- 2 2 （施行期日）  
この省令は、平成十六年七月九日厚生労働省令第一二二号）抄  
**第一条** この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。（経過措置）  
**第九条** この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**附 則**（平成二〇年一月二八日厚生労働省令第一六三号）抄  
**第一条** この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十一月一日）から施行する。  
**附 則**（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄  
**第一条** この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。  
**附 則**（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第二〇号）抄  
**第一条** この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別表

通則

- 1 「日本薬局方」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する日本薬局方をいう。
- 2 「日本産業規格」とは、産業標準化法（昭和二十四年法律第185号）に規定する日本産業規格をいう。
- 3 「アルミニウムレーキ」とは、アルミニウムが結合し、又は吸着した色素をいう。
- 4 「バリウムレーキ」とは、バリウムが結合し、又は吸着した色素をいう。
- 5 「ジルコニウムレーキ」とは、ジルコニウムが結合し、又は吸着した色素をいう。
- 6 化学名に続く括弧内に分子式及び分子量を付す。
- 7 分子量は、1999年国際原子量表に規定する原子量を用いて小数点以下3位を四捨五入して得た数値とする。
- 8 百分率及び百万分率については、次の記号を用いる。

- 1 イ % 質量百分率
- 2 ハ w/v % 質量対容量百分率
- 3 バ v/o % 体積百分率

- 1 1 この省令は、平成十六年八月三十一日までに製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品及び化粧品については、この省令による改正後の医薬品等に使用することができるタル色素を定める省令の規定にかかるず、なお従前の例による。
- 2 2 （施行期日）  
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第四部一般試験法の項16の目（経過措置）  
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の医薬品等に使用することができるタル色素を定める省令別表第四部薄層クロマトグラフ用標準品の項に掲げる標準品については、この省令による改正後の同令別表第四部薄層クロマトグラフ用標準品の項の規定にかかるず、なお従前の例による。

附 則（平成一六年三月三〇日厚生労働省令第五九号）

- 1 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第四部一般試験法の項16の目（経過措置）  
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の医薬品等に使用することができるタル色素を定める省令別表第四部薄層クロマトグラフ用標準品の項に掲げる標準品については、この省令による改正後の同令別表第四部薄層クロマトグラフ用標準品の項の規定にかかるず、なお従前の例による。

- 2 2 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第四部一般試験法の項16の目（経過措置）  
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の医薬品等に使用することができるタル色素を定める省令別表第四部薄層クロマトグラフ用標準品の項に掲げる標準品については、この省令による改正後の同令別表第四部薄層クロマトグラフ用標準品の項の規定にかかるず、なお従前の例による。

二 v / w % 容量対質量百分率  
ホ ppm 質量百万分率

9 溫度の表示はセルシウス氏法を用い、℃の記号を用いて示す。

10 溫度の区分は、次のとおりとする。

イ 標準温度 20℃  
常温 15℃以上25℃以下  
室温 1℃以上30℃以下  
微温 30℃以上40℃以下  
ニ ハロ 1℃以下30℃以下  
11 「冷所」とは、15℃以下の場所をいう。  
試験に用いる「水」とは、別に定める場合を除き、日本薬局方に規定する精製水をい  
う。

12 水の区分は、次のとおりとする。

13 水の区分は、次のとおりとする。

14 冷水 10℃以下の水  
微温湯 30℃以上40℃以下の水  
温湯 60℃以上70℃以下の水  
熱湯 約100℃の水

15 「加熱」とは、別に定める場合を除き、沸点付近の温度に熱することをいう。  
「熱溶媒」とは、別に定める場合を除き、加熱した溶媒をいう。

16 「加温」とは、別に定める場合を除き、60℃以上70℃以下に熱することをいう。

17 「温溶媒」とは、別に定める場合を除き、加温した溶媒をいう。

18 「水浴上又は水浴中で加熱する」とは、別に定める場合を除き、沸騰した水又は約100℃の蒸気の中で熱することをいう。

19 「砂浴上で加熱する」とは、別に定める場合を除き、熱した砂の上で極めて高温に熱す  
ることをいう。

20 滴数の測定は、20℃において20滴を滴下した水の質量が0.90g以上1.10g  
以下となるような器具を用いて行う。

21 液性が酸性、アルカリ性又は中性のいずれであるかの測定は、リトマス紙を用いて行  
い、液性を詳しく示すにはpH値を用いる。

22 溶液のうち、特にその溶媒名を示さないものは、水溶液を示す。

23 溶液の濃度を(1→1000)等と示したものは、固体の物質にあつては1g、液体の  
物質にあつては1mLを溶媒に溶かして全量を1000mL等とする割合を示す。

24 混液を(6→2→3)等で示したもののは、6容量と2容量と3容量との混液等を示す。  
試薬又は試液について、必要に応じ試薬名又は試液名に続く括弧内には、ふるい番号又は呼び寸法を示す。

25 「減圧」とは、別に定める場合を除き、2.0kPa以下にすることである。

26 「精密に量る」とは、質量について、指示された数値を考慮し、0.1mg、0.01  
mg又は0.001mgまで量ることをいう。

27 「正確に量る」とは、容量について、適当な化学用体積計を用いて、指示された数値の  
けた数まで量ることをいう。

30 数値を整理して小数点以下nけたとする場合は、(n+1)けた目の数値を四捨五入す  
る。

31 試験は、別に定める場合を除き、常温(温度の影響を受ける物質の判定にあつては、標  
準温度)で操作直後に観察して行う。

32 性状を示す用語として用いられる「赤色」等は、赤色又はほとんど赤色等を示す。  
皿にとつて行う。

33 試料の色調の試験は、別に定める場合を除き、その1gを白紙又は白紙上に置いた時計  
溶液の色調の試験は、白色の背景を、溶液の蛍光の試験は、黒色の背景を用いて行う。

35 「確認試験」とは、試料中の主成分等を確認することを目的とする試験をいう。  
36 「純度試験」とは、試料中の重金属、ヒ素等の混在物の種類及びその量を確認すること  
等により、当該試料の純度を確認することを目的とする試験をいう。

37 「溶ける」とは、澄明に溶け、繊維等がおおむね確認されないことをいう。

38 「混和する」とは、澄明に混和し、繊維等がおおむね確認されないことをいう。

39 「強熱する」とは、別に定める場合を除き、450℃以上550℃以下で熱することを  
いう。

40 「乾燥減量について、「5%以下(1g, 105℃, 6時間)」等と規定しているものは、試料1gについて5%  
以下であること等を示す。」

41 「強熱残分について、「0.3%以下(1g)」等と規定しているものは、試料1gを精密  
に量り、強熱するとき、その残分は試料1gについて0.3%以下であることを示す。

42 「恒量」とは、引き続き更に1時間乾燥又は強熱するとき、前後の秤量差が前回に量つ  
た乾燥物又は強熱した残留物の質量の0.10%以下であることを示す。ただし、秤量差  
が、化学はかりを用いたときは0.5mg以下、セミクロ化学はかりを用いたときは0.05mg以下、ミクロ化学はかりを用いたときは0.005mg以下の場合は無視し得る量  
とし、恒量とみなす。

43 「定量法」とは、試料中の色素の量を物理的方法又は化学的方法によつて測定する方法  
をいう。

44 「試料の採取量における「約」は、規定された量の±10%の範囲である。

45 第四部に規定する試験法以外の試験法が、第四部に規定する試験法よりも正確かつ精密  
であると認められるときは、第四部に規定する試験法に代えて用いることができる。ただ  
し、その結果について疑いのある場合は、第四部に規定する試験法により判定を行う。

第一部

品目	規格
1 赤色2号 (別名アマランス (Amaranth))	1 赤色2号
2 赤色3号 (別名エリスロシン (Erythrosine))	2 赤色3号
3 赤色102号 (別名ニューコクシン (New Coccine))	3 赤色102号
4 赤色104号の(1) (別名フロキシンB (Phloxine B))	4 赤色104号の(1)
5 赤色105号の(1) (別名ローズベンガル (Rose Bengal))	5 赤色105号の(1)
6 赤色106号 (別名アシッドレッド (Acid Red))	6 赤色106号
7 黄色4号 (別名タートラジン (Tartarazine))	7 黄色4号
8 黄色5号 (別名サンセツトイエローFCF (Sunset Yellow FCF))	8 黄色5号
9 緑色3号 (別名ファストグリーンFCF (Fast Green FCF))	9 緑色3号
10 青色1号 (別名ブリリアントブルーFCF (Brilliant Blue FCF))	10 青色1号

(1) 1 赤色2号  
1 青色2号 (別名インジゴカルミン (Indigo Carmine))  
1 1 青色2号 (別名インジゴカルミン (Indigo Carmine))  
1 2 青色2号 (別名インジゴカルミン (Indigo Carmine))  
1 1 青色2号 (別名インジゴカルミン (Indigo Carmine))  
1 2 青色2号 (別名インジゴカルミン (Indigo Carmine))

口 確認試験  
ロ 本品は、赤褐色から暗赤褐色までの色の粒又は粉末である。

(2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長518nm以上524nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、赤色2号標準品の水溶液(1→1000)2mLを標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール(95)／薄めた酢酸(100)(3→100)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

八 純度試験  
(1) 溶状  
本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。  
(2) 不溶物  
不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.3%以下である。  
(3) 可溶物  
可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。  
(4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

(5) ヒ素  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

(6) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

二 乾燥減量  
10.0%以下(1g, 105°C, 6時間)

ホ 定量法  
本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は521nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0422とする。

本品は、定量するとき、9-(2-カルボキシフェニル)-6-ヒドロキシ-2,4,5,7-テトラヨード-3H-キサンテン-3-オンのジナトリウム塩の1水和物(C<sub>20</sub>H<sub>6</sub>I<sub>4</sub>N<sub>a</sub>2O<sub>5</sub>·H<sub>2</sub>O·897.87)として85.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状  
本品は、赤色から褐色までの色の粒又は粉末である。  
ロ 確認試験  
(1) 本品の水溶液(1→1000)は、帶青赤色を呈する。  
(2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液5mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長524nm以上528nm以下に吸収の極大を有する。  
(3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、赤色3号標準品の水溶液(1→1000)2mLを標準溶液とし、酢酸エチル／メタノール／アンモニア水

(28) 混液(5:2:1)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶青赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

#### 八 純度試験

(1) 溶状  
本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物  
不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.3%以下である。

(3) 可溶物  
可溶物試験法第3法の(a)及び(b)により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、2.0%以下である。

(5) ヒ素  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

(6) 亜鉛  
亜鉛試験法により試験を行うとき、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光光度法用)2mLを正確に量り、薄めた塗酸(1→4)を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。

(7) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

二 乾燥減量  
12.0%以下(1g, 105°C, 6時間)

ホ 定量法  
本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液5mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は526nm付近について行うこととし、吸光係数は0.111とする。

本品は、定量するとき、1-(4-スルホ-1-ナフチルアゾ)-2-ナフトール-6,8-ジスルホン酸のトリナトリウム塩の1.5水和物(C<sub>20</sub>H<sub>11</sub>N<sub>2</sub>N<sub>a</sub>3O<sub>10</sub>S<sub>3</sub>·1.5H<sub>2</sub>O·631.50)として85.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状  
本品は、赤色から暗赤色までの色の粒又は粉末である。  
ロ 確認試験  
(1) 本品の水溶液(1→1000)は、赤色を呈する。  
(2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長506nm以上510nm以下に吸収の極大を有する。

(略)

(3) 本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ )  $2 \text{ mL}$  を試料溶液とし、赤色 102 号標準品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ )  $2 \text{ mL}$  を標準溶液とし、 $1-\text{ブタノール}/\text{エタノール}$  (95% / 薄めた酢酸 ( $100$ ) ( $3 \rightarrow 100$ ) 混液 ( $6:2:3$ ) を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第 1 法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しい  $R_f$  値を示す。

(4) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、炎は、黄色を呈する。

ルは、次に掲げる本品の参考スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。

(1) 溶状  
本品  $0.01 \text{ g}$  に水  $100 \text{ mL}$  を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。  
(2) 不溶物  
不溶物試験法第 1 法により試験を行うとき、その限度は、 $0.3\%$  以下である。  
(3) 可溶物  
可溶物試験法第 2 法により試験を行うとき、その限度は、 $0.5\%$  以下である。  
(4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $8.0\%$  以下である。

(1) 溶状  
本品  $0.01 \text{ g}$  に水  $100 \text{ mL}$  を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。  
(2) 不溶物  
不溶物試験法第 1 法により試験を行うとき、その限度は、 $0.3\%$  以下である。  
(3) 可溶物  
可溶物試験法第 3 法の (a) 及び (b) により試験を行うとき、その限度は、 $1.0\%$  以下である。  
(4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $5.0\%$  以下である。

(1) 溶状  
本品  $0.01 \text{ g}$  に水  $100 \text{ mL}$  を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。  
(2) 不溶物  
不溶物試験法第 1 法により試験を行うとき、その限度は、 $0.3\%$  以下である。  
(3) 可溶物  
可溶物試験法第 3 法の (a) 及び (b) により試験を行うとき、その限度は、 $1.0\%$  以下である。  
(4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $5.0\%$  以下である。

(1) 溶状  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$  以下である。  
(2) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$  以下である。  
(3) 乾燥減量  
乾燥減量  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $8.0\%$  以下である。

(1) 溶状  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$  以下である。  
(2) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$  以下である。  
(3) 乾燥減量  
吸光光度法の前処理法 (1) により処理し、試料溶液調製法 (1) により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液 (原子吸光光度法用)  $2 \text{ mL}$  を正確に量り、薄めた塩酸 ( $1 \rightarrow 4$ ) を加えて  $10 \text{ mL}$  とし、この液  $1 \text{ mL}$  を正確に量り、原子吸光光度法の前処理法 (1) により処理し、試料溶液調製法 (1) により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、 $200 \text{ ppm}$  以下である。

(1) 溶状  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$  以下である。  
(2) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$  以下である。  
(3) 乾燥減量  
乾燥減量  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $8.0\%$  以下である。

(1) 溶状  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$  以下である。  
(2) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$  以下である。  
(3) 乾燥減量  
吸光光度法の前処理法 (1) により処理し、試料溶液調製法 (1) により調製したものを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸光度の測定は  $508 \text{ nm}$  付近について行うこととし、吸光係数は  $0.401$  とする。  
赤色  $104$  号の (1)

本品約  $0.02 \text{ g}$  を精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に  $200 \text{ mL}$  とする。この液  $10 \text{ mL}$  を正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に  $100 \text{ mL}$  とし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸光度の測定は  $508 \text{ nm}$  付近について行うこととし、吸光係数は  $0.401$  とする。

(1) 溶状  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$  以下である。

(2) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$  以下である。

(3) 乾燥減量  
乾燥減量  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $8.0\%$  以下である。

(1) 溶状  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$  以下である。  
(2) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$  以下である。  
(3) 乾燥減量  
吸光光度法の前処理法 (1) により処理し、試料溶液調製法 (1) により調製したものを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸光度の測定は  $538 \text{ nm}$  付近について行うこととし、吸光係数は  $0.130$  とする。  
赤色  $105$  号の (1)

本品は、定量するとき、 $9-(3,4,5,6-\text{テトラクロロ}-2-\text{カルボキシフェニル})-6-\text{ヒドロキシ}-2,4,5,7-\text{テトラブロモ}-3\text{H}-\text{キサンテン}-3-\text{オン}$  のジナトリウム塩 ( $\text{C}_2\text{O}_2\text{H}_2\text{Br}_4\text{C}_1\text{I}_4\text{Na}_2\text{O}_5 \cdot 829 \cdot 63$ ) として  $85.0\%$  以上  $101.0\%$  以下を含む。

(1) 溶状  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$  以下である。

(2) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$  以下である。

(3) 乾燥減量  
乾燥減量  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $8.0\%$  以下である。

(1) 溶状  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$  以下である。  
(2) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$  以下である。  
(3) 乾燥減量  
吸光光度法の前処理法 (1) により処理し、試料溶液調製法 (1) により調製したものを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸光度の測定は  $538 \text{ nm}$  付近について行うこととし、吸光係数は  $0.130$  とする。  
赤色  $105$  号の (1)

本品は、赤色から赤褐色までの色の粒又は粉末である。

(1) 確認試験  
本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ ) は、帶青赤色を呈し、暗緑色の蛍光を発する。

(2) 確認試験  
本品  $0.02 \text{ g}$  に酢酸アンモニウム試液  $200 \text{ mL}$  を加えて溶かし、この液  $5 \text{ mL}$  を量り、酢酸アンモニウム試液を加えて  $100 \text{ mL}$  とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長  $536 \text{ nm}$  以上  $540 \text{ nm}$  以下に吸収の極大を有する。

(3) 確認試験  
本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 2000$ )  $2 \text{ mL}$  を試料溶液とし、赤色  $104$  号の (1) 標準品の水溶液 ( $1 \rightarrow 2000$ )  $2 \text{ mL}$  を標準溶液とし、 $1-\text{ブタノール}/\text{エタノール}$

ル (95) / アンモニア試液 (希) 混液 ( $6:2:3$ ) を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第 1 法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶青赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しい  $R_f$  値を示す。

(4) 純度試験  
炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄色を呈する。

(1) 溶状  
本品  $0.01 \text{ g}$  に水  $100 \text{ mL}$  を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物  
不溶物試験法第 1 法により試験を行うとき、その限度は、 $0.3\%$  以下である。

(3) 可溶物  
可溶物試験法第 2 法により試験を行うとき、その限度は、 $0.5\%$  以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $8.0\%$  以下である。

イ 性状  
本品は、紫褐色の粒又は粉末である。

## 口 確認試験

(1) 本品の水溶液（1→1000）は、帶青赤色を呈し、黄色の蛍光を発する。

(2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液3mL

を量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長547nm以上551nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液（1→1000）2mLを試料溶液とし、赤色105号の（1）標準品の水溶液（1→1000）2mLを標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール（95）／アンモニア試液（希）混液（6:2:3）を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、带青赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

(4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄色を呈する。

## ハ 純度試験

## (1) 溶状

本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

## (2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

## (3) 可溶物

可溶物試験法第3法の（a）及び（b）により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

## (4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

## (5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

## (6) 亜鉛

本品を原子吸光光度法の前処理法（1）により処理し、試料溶液調製法（1）により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液（原子吸光光度法用）2mLを正確に量り、薄めた塩酸（1→4）を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法（1）により処理し、試料溶液調製法（1）により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200pm以下である。

(7) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

## 6 二 乾燥減量

## 10.0%以下（1g、105℃、6時間）

## ホ 定量法

本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液5mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は549nm付近について行うこととし、吸光係数は0.106とする。

## イ 性状

サンテン－3－イミニオ】－9－イル】－5－スルホベンゼンスルホナートのモノナトリウム塩（C<sub>27</sub>H<sub>29</sub>N<sub>2</sub>N<sub>a</sub>O<sub>7</sub>S<sub>2</sub>：580.65）として85.0%以上10.1.0%以下を含む。

赤色106号

本品は、定量するとき、2-[「N,N-ジエチル-6-(ジエチルアミノ)-3H-キサンテン-3-イミニオ】-9-イル]-5-スルホベンゼンスルホナートのモノナトリウム塩（C<sub>27</sub>H<sub>29</sub>N<sub>2</sub>N<sub>a</sub>O<sub>7</sub>S<sub>2</sub>：580.65）として85.0%以上10.1.0%以下を含む。

## 口 確認試験

## (1) 溶状

本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

## (2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.3%以下である。

## (3) 可溶物

可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

## (4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

## (5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

## (6) 亜鉛

本品を原子吸光光度法の前処理法（3）により処理し、試料溶液調製法（2）により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液（原子吸光光度法用）2mLを正確に量り、薄めた塩酸（1→4）を加えて10mLとし、この液5mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法（3）により処理し、試料溶液調製法（3）により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200pm以下である。

## (7) クロム

本品を原子吸光光度法の前処理法（3）により処理し、試料溶液調製法（3）により調製したものを試料溶液とし、クロム標準原液（原子吸光光度法用）1mLを正確に量り、薄めた塩酸（1→4）を加えて100mLとし、この液5mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法（3）により処理し、試料溶液調製法（3）により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、50pm以下である。

## (8) マンガン

本品を原子吸光光度法の前処理法（3）により処理し、試料溶液調製法（2）により調製したものを試料溶液とし、マンガン標準原液（原子吸光光度法用）1mLを正確に量り、薄めた塩酸（1→4）を加えて100mLとし、この液5mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法（3）により処理し、試料溶液調製法（2）により

製したものと比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$ 以下である。  
 $50 \text{ ppm}$ 以下である。

(9) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$ 以下である。

二 乾燥減量

10.0%以下 ( $1 \text{ g}$ ,  $105^\circ\text{C}$ , 6時間)

本品約 $0.02 \text{ g}$ を精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に $200 \text{ mL}$ とする。この液 $3 \text{ mL}$ を正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に $100 \text{ mL}$ とし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は $566 \text{ nm}$ 付近について行うこととし、吸光係数は $0.207$ とする。

7 黄色4号

本品は、定量するとき、 $5-\text{ヒドロキシ}-1-(4-\text{スルホフェニル})-4-(4-\text{スルホフェニルアゾ})-1\text{H}-\text{ピラゾール}-3-\text{カルボン酸}$ のトリナトリウム塩 ( $\text{C}_{16}\text{H}_{9}\text{Na}_3\text{O}_9\text{S}_2 \cdot 534.36$ ) として $85.0\%$ 以上 $101.0\%$ 以下を含む。

イ 性状

本品は、黄赤色の粒又は粉末である。

ロ 確認試験

本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ ) は、黄色を呈する。

(1) 本品 $0.02 \text{ g}$ に酢酸アンモニウム試液 $200 \text{ mL}$ を加えて溶かし、この液 $10 \text{ mL}$ を量り、酢酸アンモニウム試液を加えて $100 \text{ mL}$ とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長 $426 \text{ nm}$ 以上 $430 \text{ nm}$ 以下に吸収の極大を有する。

(2) 本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ )  $2 \text{ mL}$ を試料溶液とし、黄色4号標準品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ )  $2 \text{ mL}$ を標準溶液とし、 $1-\text{ブタノール}/\text{エタノール} (9:5)/\text{薄めた酢酸} (1:0:0)$  ( $3 \rightarrow 100$ ) 混液 ( $6:2:3$ ) を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しい $R_f$ 値を示す。

(3) 本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ )  $2 \text{ mL}$ を試料溶液とし、黄色5号標準品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ )  $2 \text{ mL}$ を標準溶液とし、 $1-\text{ブタノール}/\text{アセトン}/\text{水混液} (3:1:1)$  を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しい $R_f$ 値を示す。

(4) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、本品のスペクトルは、次に掲げる本品の参照スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。

黄色4号  
(略)

ハ 純度試験

(1) 溶状

本品 $0.01 \text{ g}$ に水 $100 \text{ mL}$ を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、 $0.3\%$ 以下である。

(3) 可溶物

可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、 $0.5\%$ 以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $6.0\%$ 以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$ 以下である。  
 $50 \text{ ppm}$ 以下である。

(6) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$ 以下である。

二 乾燥減量

10.0%以下 ( $1 \text{ g}$ ,  $105^\circ\text{C}$ , 6時間)

本品約 $0.02 \text{ g}$ を精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に $200 \text{ mL}$ とする。この液 $10 \text{ mL}$ を正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に $100 \text{ mL}$ とし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は $428 \text{ nm}$ 付近について行うこととし、吸光係数は $0.0528$ とする。

8 黄色5号

本品は、定量するとき、 $6-\text{ヒドロキシ}-5-(4-\text{スルホフェニルアゾ})-2-\text{ナフタレンスルホン酸}$ のジナトリウム塩 ( $\text{C}_{16}\text{H}_{10}\text{N}_2\text{Na}_2\text{O}_7\text{S}_2 \cdot 452.37$ ) として $85.0\%$ 以上 $101.0\%$ 以下を含む。

イ 性状

本品は、帶黄赤色の粒又は粉末である。

ロ 確認試験

本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ ) は、黄赤色を呈する。

(1) 本品 $0.02 \text{ g}$ に酢酸アンモニウム試液 $200 \text{ mL}$ を加えて溶かし、この液 $10 \text{ mL}$ を量り、酢酸アンモニウム試液を加えて $100 \text{ mL}$ とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長 $480 \text{ nm}$ 以上 $484 \text{ nm}$ 以下に吸収の極大を有する。

(2) 本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ )  $2 \text{ mL}$ を試料溶液とし、黄色5号標準品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ )  $2 \text{ mL}$ を標準溶液とし、 $1-\text{ブタノール}/\text{アセトン}/\text{水混液} (3:1:1)$  を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しい $R_f$ 値を示す。

(3) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、本品のスペクトルは、次に掲げる本品の参照スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。

黄色5号  
(略)

ハ 純度試験

(1) 溶状

本品 $0.01 \text{ g}$ に水 $100 \text{ mL}$ を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、 $0.3\%$ 以下である。

(3) 可溶物

可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、 $1.0\%$ 以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $5.0\%$ 以下である。

(5) ヒ素

(6) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$ 以下である。

二 乾燥減量  
 $10.0\%$ 以下 ( $1 \text{ g}$ ,  $105^\circ\text{C}$ , 6時間)

9 本品は、定量するとき、 $2 - [\alpha] - [4 - (\text{N-エチル}-3-\text{スルホベンジルイミニオ}) - 2, 5-\text{シクロヘキサジエニリデン}] - 4 - (\text{N-エチル}-3-\text{スルホベンジルアミノ})\text{-ベンジル} - 5-\text{ヒドロキシベンゼンスルホナートのジナトリウム塩} (\text{C } 37 \text{ H } 34 \text{ N } 2 \text{ Na } 2 \text{ O } 1 \text{ OS } 3 \cdot 808 \cdot 85)$ として  $85.0\%$ 以上  $101.0\%$ 以下を含む。  
イ 性状  
本品は、金属性の光沢を有する暗緑色の粒又は粉末である。  
ロ 確認試験  
本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 2000$ ) は、帶青緑色を呈する。

(2) 本品  $0.02 \text{ g}$  に酢酸アンモニウム試液  $200 \text{ mL}$  を加えて溶かし、この液  $4 \text{ mL}$  を量り、酢酸アンモニウム試液を加えて  $100 \text{ mL}$  とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長  $622 \text{ nm}$  以上  $626 \text{ nm}$  以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 2000$ )  $2 \text{ mL}$  を標準溶液とし、 $1-\text{ブタノール}/\text{エタノール}$  ( $95\%/\text{アソニニア}$  試液 (希) 混液 ( $6\%/\text{2}\%/\text{3}$ )) を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶青緑色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しい  $R_f$  値を示す。

ハ 純度試験

(1) 溶状  
本品  $0.01 \text{ g}$  に水  $200 \text{ mL}$  を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物  
不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、 $0.3\%$ 以下である。

(3) 可溶物  
可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、 $1.0\%$ 以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $5.0\%$ 以下である。

(5) ヒ素  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$ 以下である。

(6) クロム  
本品を原子吸光光度法の前処理法 (3) により処理し、試料溶液調製法 (3) により調製したものと試料溶液とし、クロム標準原液 (原子吸光光度法用)  $1 \text{ mL}$  を正確に量り、薄めた塩酸 ( $1 \rightarrow 4$ ) を加えて  $100 \text{ mL}$  とし、この液  $5 \text{ mL}$  を正確に量り、

原子吸光光度法の前処理法 (3) により処理し、試料溶液調製法 (3) により調製したものと比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、 $50 \text{ ppm}$ 以下である。

(7) マンガン  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$ 以下である。

二 乾燥減量  
 $10.0\%$ 以下 ( $1 \text{ g}$ ,  $105^\circ\text{C}$ , 6時間)

8 本品を原子吸光光度法の前処理法 (3) により処理し、試料溶液調製法 (2) により調製したものを試料溶液とし、マンガン標準原液 (原子吸光光度法用)  $1 \text{ mL}$  を正確に量り、薄めた塩酸 ( $1 \rightarrow 4$ ) を加えて  $100 \text{ mL}$  とし、この液  $5 \text{ mL}$  を正確に量り、原子吸光光度法の前処理法 (3) により処理し、試料溶液調製法 (2) により調製したものと比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、 $50 \text{ ppm}$ 以下である。

(8) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$ 以下である。

二 乾燥減量  
 $10.0\%$ 以下 ( $1 \text{ g}$ ,  $105^\circ\text{C}$ , 6時間)

1 本品は、定量するとき、 $2 - [\alpha] - [4 - (\text{N-エチル}-3-\text{スルホベンジルイミニオ}) - 2, 5-\text{シクロヘキサジエニリデン}] - 4 - (\text{N-エチル}-3-\text{スルホベンジルアミノ})\text{-ベンジル} - 5-\text{ヒドロキシベンゼンスルホナートのジナトリウム塩} (\text{C } 37 \text{ H } 34 \text{ N } 2 \text{ Na } 2 \text{ O } 9 \text{ S } 3 \cdot 792 \cdot 85)$ として  $85.0\%$ 以上  $101.0\%$ 以下を含む。  
イ 性状  
本品は、金属性の光沢を有する赤紫色の粒又は粉末である。

ロ 確認試験  
本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ ) は、青色を呈する。

(1) 溶状  
本品  $0.02 \text{ g}$  に酢酸アンモニウム試液  $200 \text{ mL}$  を加えて溶かし、この液  $4 \text{ mL}$  を量り、酢酸アンモニウム試液を加えて  $100 \text{ mL}$  とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長  $628 \text{ nm}$  以上  $632 \text{ nm}$  以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 2000$ )  $2 \text{ mL}$  を標準溶液とし、 $1-\text{ブタノール}/\text{エタノール}$  ( $95\%/\text{アソニニア}$  試液 (希) 混液 ( $6\%/\text{2}\%/\text{3}$ )) を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、青色  $1$ 号標準品を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しい  $R_f$  値を示す。

(4) 純度試験  
炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄色を呈する。

(1) 溶状  
本品  $0.01 \text{ g}$  に水  $100 \text{ mL}$  を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物  
不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、 $0.3\%$ 以下である。

(3) 可溶物  
可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、 $1.0\%$ 以下である。

可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、4.0%以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

(6) クロム

本品を原子吸光光度法の前処理法（3）により処理し、試料溶液調製法（3）により調製したものを試料溶液とし、クロム標準原液（原子吸光光度法用）1 mLを正確に量り、薄めた塩酸（1→4）を加えて100 mLとし、この液5 mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法（3）により処理し、試料溶液調製法（3）により調製したものと比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、50 ppm以下である。

(7) マンガン

本品を原子吸光光度法の前処理法（3）により処理し、試料溶液調製法（2）により調製したものを試料溶液とし、マンガン標準原液（原子吸光光度法用）1 mLを正確に量り、薄めた塩酸（1→4）を加えて100 mLとし、この液5 mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法（3）により処理し、試料溶液調製法（2）により調製したものと比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、50 ppm以下である。

(8) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。

二 乾燥減量

10.0%以下（1 g, 105°C, 6時間）

ホルム酸

本品約0.02 gを精密に量り、酢酸アソニウム試液を加えて溶かし、正確に200 mLとする。この液4 mLを正確に量り、酢酸アソニウム試液を加えて正確に100 mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は630 nm付近について行うこととし、吸光係数は0.175とする。

1 青色2号

本品は、定量するとき、5, 5, 5, -インジゴチンジスルホン酸のジナトリウム塩（C16 H8 N2 Na2 O8 S2 · 466.35）として85.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状

本品は、帶紫暗青色の粒又は粉末である。

ロ 確認試験

本品の水溶液（1→2000）は、暗青色を呈する。

(1) 本品0.02 gに酢酸アソニウム試液200 mLを加えて溶かし、この液10 mLを量り、酢酸アソニウム試液を加えて100 mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長608 nm以上612 nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液（1→2000）2 mLを試料溶液とし、青色2号標準品の水溶液（1→2000）2 mLを標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール（95）／アンモニア試液（希）混液（6·2·3）を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1

法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、青色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

ハ 溶状

本品0.01 gに水100 mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.4%以下である。

(3) 可溶物

可溶物試験法第3法の（a）、（b）及び（c）により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

鉄

本品を原子吸光光度法の前処理法（1）により処理し、試料溶液調製法（1）により調製したものを試料溶液とし、鉄標準原液（原子吸光光度法用）1 mLを正確に量り、薄めた塩酸（1→4）を加えて10 mLとし、この液5 mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法（1）により処理し、試料溶液調製法（1）により調製したものと比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、500 ppm以下である。

二 乾燥減量

10.0%以下（1 g, 105°C, 6時間）

ホルム酸

本品約0.02 gを精密に量り、酢酸アソニウム試液を加えて溶かし、正確に200 mLとする。この液10 mLを正確に量り、酢酸アソニウム試液を加えて正確に100 mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は610 nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0468とする。

1 2 1から11までに掲げるもののアルミニウムレーキ

本品は、定量するとき、それぞれ1から11までに掲げる色素原体として、表示量の90.0%以上110.0%以下を含む。

イ 性状

本品は、それぞれ1から11までに掲げる色素原体の色の明度を上げた粉末である。

ロ 確認試験

(1) 本品は、レーク試験法の確認試験（1）の吸光度測定法により試験を行うとき、それぞれ1から11までに掲げる色素原体と同一の吸収極大波長を、レーク試験法の確認試験（1）の薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、試料溶液から得た主たるスポットはそれぞれ1から11までに掲げる色素原体の各確認試験の項に記載された色を呈し、当該色素の標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

(2) レーキ試験法の確認試験 (2) のアにより試験を行うとき、沈殿は、溶けない。	八 純度試験
(1) 塩酸及びアンモニア不溶物	レーキ試験法の純度試験 (1) の塩酸及びアンモニア不溶物試験法により試験を行うとき、その限度は、0・5%以下である。
(2) 水溶性塩化物及び水溶性硫酸塩	レーキ試験法の純度試験 (2) の水溶性塩化物試験法及び水溶性硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、2・0%以下である。
(3) ヒ素	レーキ試験法の純度試験 (5) のヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
(4) 重金属	レーキ試験法の純度試験 (6) の重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、亜鉛にあつては500 ppm以下、鉄にあつては500 ppm以下、その他の重金属にあつては20 ppm以下である。
二 定量法	
本品約0・02g以上0・1g以下を精密に量り、水酸化ナトリウム試液(希)2.5 mLを加え、必要に応じて加温し、かくはんし、遠心分離を行い、上澄み液を採取する操作を4回繰り返す。これらの操作により得られた上澄み液を合わせ、薄めた塩酸(1→20)で中和し、当該色素原体の定量法で用いる希釈液を加えて正確に200mLとし、必要に応じて過し、これを試料溶液として、それぞれ1から11までに掲げる色素原体の定量法に準じて試験を行う。この場合において、当該試料溶液の濃度が適当でないと認められるときは、本品の量を調整する。	
第二部 品目	
赤色201号 (別名リソールルビンB (Lithol Rubine B))	赤色228号 (別名ペーマトレンッド (Permatone Red))
赤色202号 (別名リソールルビンBCA (Lithol Rubine BCA))	赤色230号の(1) (別名エオシンYS (Eosine YS))
赤色203号 (別名レーキレッドCB (Lake Red CBA))	赤色230号の(2) (別名エオシンYSK (Eosine YSK))
赤色204号 (別名リソールレッドCA (Lithol Red CA))	赤色231号 (別名フロキシンBK (Phloxine BK))
赤色205号 (別名リソールレッドCA (Lithol Red CA))	赤色232号 (別名ローズベンガルK (Rose Bengal K))
赤色206号 (別名リソールレッドCA (Lithol Red CA))	赤色232号 (別名ジブロモフルオレセイン (Dibromofluorescein))
赤色207号 (別名リソールレッドBA (Lithol Red BA))	赤いだい色205号 (別名オレンジII (Orange II))
赤色208号 (別名リソールレッドSR (Lithol Red SR))	だいだい色206号 (別名ジヨードフルオレセイン (Diodofluorescein))
赤色213号 (別名ローダミンB (Rhodamine B))	だいだい色207号 (別名エリスロシングルーンNA (Erythrosine NA))
赤色214号 (別名ローダミンBアセテート (Rhodamine B Acetate))	だいだい色208号 (別名フルオレセイン (Fluorescein))
赤色215号 (別名ローダミンBステアレート (Rhodamine B Stearate))	だいだい色209号 (別名ウラニンK (Uranine K))
赤色218号 (別名テトラクロロテトラブロモフルオレセイン (Tetrachloro tetrabromofluorine))	だいだい色210号 (別名キノリンイエローSS (Quinoline Yellow S))
赤色219号 (別名ブリリアントレーキレッドR (Brilliant Lake Red R))	だいだい色211号 (別名ベンチジンイエローG (Benzidine Yellow G))
赤色220号 (別名ディープマルーン (Deep Maroon))	だいだい色212号 (別名ベニチジンF (Alizarin F))
赤色221号 (別名トルイジンレッド (Toluidine Red))	だいだい色213号 (別名ピラニンコーンF (Pyranine F))
赤色223号 (別名デトラブロモフルオレセイン (Tetrabromofluorine))	だいだい色214号 (別名ライトグリーンSF黄 (Light Green SF))
及び 48SS (別名インジゴ (Indigo))	だいだい色215号 (別名アリゾリンブルー (Aizurine Blue))
49、21から24まで、28、30、32から34まで、37、39、40、45	49、21から24まで、28、30、32から34まで、37、39、40、45

赤色225号 (別名スダンIII (Sudan III))	赤色226号 (別名ヘリンドンピンクCN (Helindone Pink CN))
赤色227号 (別名ファストアシッドマゲンタ (Fast Acid Magent))	赤色230号の(1) (別名エオシンYS (Eosine YS))
赤色228号 (別名エオシンYSK (Eosine YSK))	赤色230号の(2) (別名エオシンYSK (Eosine YSK))
赤色229号 (別名フロキシンBK (Phloxine BK))	赤色231号 (別名ローズベンガルK (Rose Bengal K))
赤色230号 (別名ジブロモフルオレセイン (Dibromofluorescein))	赤色232号 (別名ジブロモフルオレセイン (Dibromofluorescein))
赤色231号 (別名キノリンイエローSS (Quinoline Yellow S))	赤色233号 (別名フルオレセイン (Fluorescein))
赤色232号 (別名ベニチジンF (Alizarin F))	赤色234号 (別名エリスロシングルーンNA (Erythrosine NA))
赤色233号 (別名ピラニンコーンF (Pyranine F))	赤色235号 (別名ウラニンK (Uranine K))
赤色234号 (別名ライトグリーンSF黄 (Light Green SF))	赤色236号 (別名ベンチジンイエローG (Benzidine Yellow G))
赤色235号 (別名アリゾリンブルー (Aizurine Blue))	赤色237号 (別名ペーマトレンッド (Permatone Red))

4  
ムレーキ  
5  
ムレーキ  
規格  
赤色201号  
本品は、定量するとき、4-(2-スルホ-p-トリルアゾ)-3-ヒドロキシ-2-ナ  
フトエ酸のジナトリウム塩(C<sub>18</sub>H<sub>12</sub>N<sub>2</sub>N<sub>a</sub>2O<sub>6</sub>S·430·34)として8  
5.0%以上10.1.0%以下を含む。

イ  
性状  
本品は、黄赤色の粉末である。  
口  
確認試験  
(1) 本品のエタノール(酸性希)溶液(1→1000)は、赤色を呈する。  
(2) 本品0.02gにエタノール(酸性希)200mLを加えて溶かし、この液10m  
Lを量り、エタノール(酸性希)を加えて1000mLとした液は、吸光度測定法によ  
り試験を行うとき、波長519nm以上523nm以下に吸収の極大を有する。  
(3) 本品のエタノール(酸性希)溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、パラ  
ニトロアニリン標準溶液2mLを標準溶液とし、3-メチル-1-ブタノール/ア  
セトン/酢酸(100)/水混液(4..1..1..1)を展開溶媒として薄層クロマト  
グラフ法第2法により試験を行うとき、当該標準溶液から得た主たるスポットは、帶  
黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約0.6で  
ある。

(4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄色を呈する。

#### ハ 純度試験

(1) 溶状  
本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加えて溶かすとき、この液は、  
透明である。

(2) 可溶物  
可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

(3) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、  
6.0%以下である。

(4) ヒ素  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

(5) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

二 乾燥減量  
1.0.0%以下(1g, 105°C, 6時間)

本  
定  
量  
法  
本品約0.02gを精密に量り、エタノール(酸性希)を加えて溶かし、正確に200  
mLとする。この液10mLを正確に量り、エタノール(酸性希)を加えて正確に10  
0mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合におい  
て、吸収極大波長における吸光度の測定は521nm付近について行うこととし、吸光  
係数は0.0604とする。

2 赤色202号  
本品は、定量するとき、4-(2-スルホ-p-トリルアゾ)-3-ヒドロキシ-2-ナ  
フトエ酸のカルシウム塩(C<sub>18</sub>H<sub>12</sub>C<sub>a</sub>N<sub>2</sub>O<sub>6</sub>S·424·44)として85.  
0%以上10.1.0%以下を含む。

イ  
性状  
本品は、帶青赤色の粉末である。

#### 口 確認試験

(1) 本品0.1gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶  
かすとき、この液は、赤色を呈する。

(2) 本品0.02gにエタノール(酸性希)200mLを加え、必要に応じて加温して溶  
かす。常温になるまで冷却後、この液10mLを量り、エタノール(酸性希)を加  
えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長519nm以  
上523nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品0.1gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶  
かした液2mLを試料溶液とし、赤色202号標準品0.1gにエタノール(酸性  
希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かした液2mLを標準溶液とし、  
1-ブタノール/エタノール(9:5)/薄めた酢酸(100)(3→100)混液

(6..2..3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、  
当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たる  
スポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。  
(4) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、本品のスペクト  
ルは、次に掲げる本品の参照スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。

赤色202号  
(略)

(5) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄赤色を呈する。

#### ハ 純度試験

(1) 溶状  
本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶  
かすとき、この液は、澄明である。

(2) 可溶物  
可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

(3) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、  
7.0%以下である。

(4) ヒ素  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

(5) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

二 乾燥減量  
8.0%以下(1g, 105°C, 6時間)

本  
定  
量  
法  
本品約0.02gを精密に量り、エタノール(酸性希)150mLを加え、必要に応じ  
て加温して溶かし、常温になるまで冷却後、エタノール(酸性希)を加えて正確に20  
0mLとする。この液10mLを正確に量り、エタノール(酸性希)を加えて正確に10  
0mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合におい  
て、吸収極大波長における吸光度の測定は521nm付近について行うこととし、吸光  
係数は0.0604とする。

0 mLとする。この液10mLを正確に量り、エタノール（酸性希）を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は521nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0612とする。

赤色203号

本品は、定量するとき、1-(4-クロロ-6-スルホ-m-トリルアゾ)-2-ナフトールのモノナトリウム塩（C<sub>17</sub>H<sub>12</sub>C<sub>1</sub>N<sub>2</sub>N<sub>a</sub>O<sub>4</sub>S·398·80）として85.0%以上101.0%以下を含む。

性状

本品は、黄赤色の粉末である。

#### 口 確認試験

- (1) 本品0.1gにエタノール（酸性希）100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。
- (2) 本品0.05gに酢酸アンモニウム試液／エタノール（95）混液（1:1）200mLを加え、必要に応じて加温して溶かし、常温になるまで冷却後、この液4mLを量り、酢酸アンモニウム試液／エタノール（95）混液（1:1）を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長483nm以上489nm以下に吸収の極大を有する。
- (3) 本品0.1gにエタノール（酸性希）100mLを加え、必要に応じて加温して溶かした液2mLを試料溶液とし、赤色203号標準品0.1gにエタノール（酸性希）100mLを加え、必要に応じて加温して溶かした液2mLを標準溶液とし、酢酸エチル／メタノール／アンモニア水（28）混液（5:2:1）を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。
- (4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄色を呈する。

#### ハ 純度試験

##### (1) 溶状

- (1) 本品0.01gにエタノール（酸性希）100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、澄明である。
- (2) 可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- (3) 塩化物及び硫酸塩
- (4) ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

##### (5) 重金属

- (1) 乾燥減量
- (2) 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。
- (3) 本品約0.05gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液／エタノール（95）混液（1:1）150mLを加え、必要に応じて加温して溶かし、常温になるまで冷却後、酢酸ア

ンモニウム試液／エタノール（95）混液（1:1）を加えて正確に200mLとする。この液4mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液／エタノール（95）混液（1:1）を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は486nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0583とする。

赤色204号

本品は、定量するとき、1-(4-クロロ-6-スルホ-m-トリルアゾ)-2-ナフトールのバリウム塩（C<sub>34</sub>H<sub>24</sub>BaCl<sub>2</sub>N<sub>4</sub>O<sub>8</sub>S<sub>2</sub>·888·94）として87.0%以上101.0%以下を含む。

性状

本品は、黄赤色の粉末である。

#### 口 確認試験

- (1) 本品0.1gにエタノール（酸性希）100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。
- (2) 本品0.02gにジメチルスルホキシド／エチレングリコール混液（2:1）200mLを加え、必要に応じて水浴上で加熱して溶かす。常温になるまで冷却後、この液100mLを量り、ジメチルスルホキシド／エチレングリコール混液（2:1）を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長482nm以上486nm以下に吸収の極大を有する。
- (3) 本品0.1gにエタノール（酸性希）100mLを加え、必要に応じて加温して溶かした液2mLを試料溶液とし、赤色204号標準品0.1gにエタノール（酸性希）100mLを加え、必要に応じて加温して溶かした液2mLを標準溶液とし、酢酸エチル／メタノール／アンモニア水（28）混液（5:2:1）を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。
- (4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄緑色を呈する。

#### ハ 純度試験

##### (1) 溶状

- (1) 本品0.01gにエタノール（酸性希）100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、澄明である。
- (2) 可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- (3) 塩化物及び硫酸塩
- (4) ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。
- (5) 重金属

- (1) 乾燥減量
- (2) 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。
- (3) 本品約0.05gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液／エタノール（95）混液（1:1）150mLを加え、必要に応じて加温して溶かし、常温になるまで冷却後、酢酸ア

#### ホ 定量法

- (1) 10.0%以下（1g, 105°C, 6時間）

重金属

8.0%以下（1g, 105°C, 6時間）

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

重金属

8.0%以下（1g, 105°C, 6時間）

本品約0.02gを精密に量り、ジメチルスルホキシド／エチレングリコール混液(2..1)150mLを加え、必要に応じて加温して溶かし、常温になるまで冷却後、ジメチルスルホキシド／エチレングリコール混液(2..1)を加えて正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、ジメチルスルホキシド／エチレングリコール混液(2..1)を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は484nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0414とする。

5 本品は、定量するとき、2-(2-ヒドロキシ-1-ナフチルアゾ)-1-ナフタレンスルホン酸のモノナトリウム塩( $C_20H_{13}N_2NaO_4S \cdot 400 \cdot 38$ )として90.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状

本品は、黄赤色の粉末である。

#### ロ 確認試験

- (1) 本品0.1gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。
- (2) 本品0.02gにエタノール(酸性希)200mLを加え、必要に応じて加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液10mLを量り、エタノール(酸性希)を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長491nm以上497nm以下に吸収の極大を有する。
- (3) 本品0.1gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かした液2mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール(95)／アンモニア試液(希)混合液(6..2..3)を開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するRs値は、約1.6である。
- (4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄色を呈する。

#### ハ 純度試験

##### (1) 溶状

- 本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、澄明である。

##### (2) 可溶物

- 可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

##### (3) 塩化物及び硫酸塩

- 塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

##### (4) ヒ素

- ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

##### (5) 重金属

- 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

##### 二 乾燥減量

- 5.0%以下(1g、105℃、6時間)

##### ホ 定量法

- 本品約0.02gを精密に量り、エタノール(酸性希)150mLを加え、必要に応じて加温して溶かし、常温になるまで冷却後、エタノール(酸性希)を加えて正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、エタノール(酸性希)を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合にお

0mLとする。この液10mLを正確に量り、エタノール(酸性希)を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は494nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0685とする。

6 赤色206号

本品は、定量するとき、2-(2-ヒドロキシ-1-ナフチルアゾ)-1-ナフタレンスルホン酸のカルシウム塩( $C_40H_{26CaN_4O_8S_2 \cdot 794 \cdot 87$ )として90.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状

本品は、帶黄赤色の粉末である。

#### ロ 確認試験

- (1) 本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。
- (2) 本品0.02gにエタノール(酸性希)200mLを加え、必要に応じて加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液10mLを量り、エタノール(酸性希)を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長491nm以上497nm以下に吸収の極大を有する。
- (3) 本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かした液8mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール(95)／アンモニア試液(希)混合液(6..2..3)を開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するRs値は、約1.6である。
- (4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄赤色を呈する。

#### ハ 純度試験

##### (1) 溶状

- 本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、澄明である。

##### (2) 可溶物

- 可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

##### (3) 塩化物及び硫酸塩

- 塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

##### (4) ヒ素

- ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

##### (5) 重金属

- 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

##### 二 乾燥減量

- 5.0%以下(1g、105℃、6時間)

##### ホ 定量法

- 本品約0.02gを精密に量り、エタノール(酸性希)150mLを加え、必要に応じて加温して溶かし、常温になるまで冷却後、エタノール(酸性希)を加えて正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、エタノール(酸性希)を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合にお

いて、吸収極大波長における吸光度の測定は494nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0708とする。

7 赤色207号  
本品は、定量するとき、2-(2-ヒドロキシ-1-ナフチルアゾ)-1-ナフタレンスルホン酸のバリウム塩(C<sub>4</sub>O<sub>2</sub>H<sub>2</sub>N<sub>4</sub>O<sub>8</sub>S<sub>2</sub>·892·11)として90.0%以上101.0%以下を含む。

#### イ 性状

本品は、赤色の粉末である。

#### ロ 確認試験

- (1) 本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。
- (2) 本品0.02gにエタノール(酸性希)200mLを加え、必要に応じて加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液10mLを量り、エタノール(酸性希)を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長491nm以上497nm以下に吸収の極大を有する。
- (3) 本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かした液8mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(95)/アンモニア試液(希)混液(6·2·3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約1.6である。
- (4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄緑色を呈する。

#### ハ 純度試験

##### (1) 溶状

- 本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、澄明である。

##### (2) 可溶物

- 可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- 可溶物及び硫酸塩
- 塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

##### (3) ヒ素

- ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

##### (4) 重金属

- 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

##### (5) 乾燥減量

- 8.0%以下(1g、105℃、6時間)

#### ホ 定量法

- 本品約0.02gを精密に量り、エタノール(酸性希)150mLを加え、必要に応じて加温して溶かし、常温になるまで冷却後、エタノール(酸性希)を加えて正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、エタノール(酸性希)を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は494nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0574とする。

本品は、定量するとき、2-(2-ヒドロキシ-1-ナフチルアゾ)-1-ナフタレンスルホン酸のストロンチウム塩(C<sub>4</sub>O<sub>2</sub>H<sub>2</sub>N<sub>4</sub>O<sub>8</sub>S<sub>2</sub>Sr·842·41)として90.0%以上101.0%以下を含む。

#### イ 性状

本品は、深赤色の粉末である。

#### ロ 確認試験

- (1) 本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。
- (2) 本品0.02gにエタノール(酸性希)200mLを加え、必要に応じて加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液10mLを量り、エタノール(酸性希)を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長491nm以上497nm以下に吸収の極大を有する。
- (3) 本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かした液8mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(95)/アンモニア試液(希)混液(6·2·3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約1.6である。
- (4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、深紅色を呈する。

#### ハ 純度試験

##### (1) 溶状

- 本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、澄明である。

##### (2) 可溶物

- 可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- 塩化物及び硫酸塩
- 塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

##### (3) ヒ素

- ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

##### (4) 重金属

- 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

##### (5) 乾燥減量

- 5.0%以下(1g、105℃、6時間)

#### ホ 定量法

- 本品約0.02gを精密に量り、エタノール(酸性希)150mLを加え、必要に応じて加温して溶かし、常温になるまで冷却後、エタノール(酸性希)を加えて正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、エタノール(酸性希)を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は494nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0661とする。

イ 性状	本品は、暗緑色の粒又は粉末である。
口 確認試験	(1) 本品の水溶液 ( $1 \downarrow 1000$ ) は、帶青赤色を呈し、強い螢光を発する。
(2)	本品 $0.02\text{ g}$ に酢酸アンモニウム試液 $200\text{ mL}$ を加えて溶かし、この液 $2\text{ mL}$ を量り、酢酸アンモニウム試液を加えて $100\text{ mL}$ とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長 $52\text{ nm}$ 以上 $556\text{ nm}$ 以下に吸収の極大を有する。
(3)	本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、本品のスペクトルは、次に掲げる本品の参考スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。
赤色 2 1 3 号 (略)	赤色 2 1 3 号 (略)

ハ 純度試験	(1) 溶状
(1)	本品 $0.01\text{ g}$ に水 $100\text{ mL}$ を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
(2)	不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、 $1.0\%$ 以下である。
(3)	次の方により試験を行うとき、その限度は、 $1.0\%$ 以下である。
本品約 $5\text{ g}$ を精密に量り、水 $100\text{ mL}$ を加えて溶かし、塩酸 $1\text{ mL}$ を加え、可溶物試験法の装置 (2) に示す共通通り合わせ連続抽出器Aに移す。プラスコBにイソプロピルエーテル (抽出用) $100\text{ mL}$ を入れ、水浴上で加温しながら5時間抽出する。抽出器A及びプラスコBの抽出液を分液ロートに移し、プラスコBはイソプロピルエーテル (抽出用) $10\text{ mL}$ で洗い、洗液を抽出液に合わせる。これに薄めた塩酸 ( $1 \downarrow 200$ ) $20\text{ mL}$ を加え、振り混ぜて洗浄する操作を、水層が着色しなくなるまで繰り返す。この操作により得られたイソプロピルエーテル層をプラスコに移し、これに分液ロートをイソプロピルエーテル (抽出用) $10\text{ mL}$ で洗浄した洗液を合わせる。これを留去して約 $50\text{ mL}$ にした後、質量既知の蒸発皿に移し、これにプラスコをイソプロピルエーテル (抽出用) $10\text{ mL}$ で洗浄した洗液を合わせる。これを温湯の水浴上で穏やかに加温して乾固し、デシケーター (シリカゲル) 中で恒量になるまで乾燥した後、質量を精密に量り、次式により可溶物を求める。	
可溶物 (%) II = 蒸発残留物 (g) / 試料採取量 (g) × $100$	
(4) 塩化物及び硫酸塩	
塩化物は、次の方で試験を行い、硫酸塩は硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $3.0\%$ 以下である。	本品約 $2\text{ g}$ を精密に量り、水 $200\text{ mL}$ を正確に加えて溶かし、これに活性炭 $10\text{ g}$ を加えて1分間よく振り混ぜた後、ろ過する。この濁液 $50\text{ mL}$ を正確に量り、水浴上で加熱して乾固した後、白煙がなくなるまで加熱する。この残留物を水約 $50\text{ mL}$ を用いて $250\text{ mL}$ の共栓プラスコに移し、薄めた硝酸 ( $38 \downarrow 100$ ) $2\text{ mL}$ を加え、 $0.1\text{ mol/L}$ 硝酸銀液 $10\text{ mL}$ を正確に加え、ニトロベンゼン $5\text{ mL}$ を加える。塩化銀が析出するまで振り混ぜ、硫酸アンモニウム滴定する。同様の方法で空試験を行い、次式により塩化物の量を求める。ただし、塩化物の量が多いときは、加える $0.1\text{ mol/L}$ 硝酸銀液を增量する。

ホ ヘキサン試験	(1) 溶状
(1)	本品 $0.01\text{ g}$ にメタノール $100\text{ mL}$ を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
(2)	不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、 $1.0\%$ 以下である。
赤色 2 1 4 号 (略)	赤色 2 1 4 号 (略)

(3) 可溶物	可溶物試験法第3法の(a)及び(b)により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
(4) 塩化物及び硫酸塩	塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。
(5) ヒ素	ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
(6) 亜鉛	本品を原子吸光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光度法用)2 mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10 mLとし、この液1 mLを正確に量り、原子吸光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200 ppm以下である。
(7) 重金属	重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
二 乾燥減量	5.0%以下(1 g, 80°C, 6時間)
ホルムアルデヒド	本品約0.02 gを精密に量り、メタノールを加えて溶かし、正確に200 mLとする。この液2 mLを正確に量り、メタノールを加えて正確に100 mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は545 nm付近について行うこととし、吸光係数は0.247とする。
1 赤色215号	本品は、定量するとき、N,N-ジエチル-9-(2-カルボキシフェニル)-6-(ジエチルアミノ)-3H-キサンテン-3-イミニウムⅡステアラート(C46H66N2O5·727·03)として90.0%以上101.0%以下を含む。
イ 性状	本品は、帶青赤色の塊又は粉末である。
ロ 確認試験	(1) 本品0.1 gに水100 mLを加えるとき、ほとんど溶けない。 (2) 本品のメタノール溶液(1→1000)は、帶青赤色を呈し、蛍光を発する。
(3) 本品0.02 gにメタノール200 mLを加えて溶かし、この液3 mLを量り、メタノールを加えて100 mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長543 nm以上547 nm以下に吸収の極大を有する。	
(4) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、本品のスペクトルは、次に掲げる本品の参照スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。	
赤色215号(略)	
(1) ハ 純度試験	

(2) 不溶物	本品0.01 gにメタノール100 mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
(3) 塩化物及び硫酸塩	塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。
(4) ヒ素	ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
(5) 亜鉛	本品を原子吸光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光度法用)2 mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10 mLとし、この液1 mLを正確に量り、原子吸光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200 ppm以下である。
二 乾燥減量	5.0%以下(1 g, 80°C, 6時間)
ホルムアルデヒド	本品約0.02 gを精密に量り、メタノールを加えて溶かし、正確に200 mLとする。この液3 mLを正確に量り、メタノールを加えて正確に100 mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は545 nm付近について行うこととし、吸光係数は0.163とする。
1 赤色218号	本品は、定量するとき、2,4,5,7-テトラブロモ-4,5,6,7-テトラクロロ-1,6-ジヒドロキシスピロ「イソベンゾフラン-1(3H),9,1-」[9H]キサンテン]-3-オン(C20H4Br4C14O5·785·67)として90.0%以上101.0%以下を含む。
イ 性状	本品は、薄い帶赤色の粒又は粉末である。
ロ 確認試験	(1) 本品のエタノール(95)溶液(1→1000)は、帶青赤色を呈し、黄色の蛍光を発する。 (2) 本品0.02 gに水酸化ナトリウム試液(希)50 mLを加えて溶かし、酢酸アンモニウム試液を加えて200 mLとする。この液5 mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100 mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長536 nm以上540 nm以下に吸収の極大を有する。
(3) 本品のエタノール(95)溶液(1→1000)2 mLを試料溶液とし、赤色218号標準品のエタノール(95)溶液(1→1000)2 mLを標準溶液とし、酢酸エチル/メタノール/アンモニア水(28)混液(5·2·1)を展開溶媒とし	

て薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶青赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

#### ハ 純度試験

##### (1) 溶状

本品0.01gにエタノール(95)100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

##### (2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。この場合において、熱湯に代えて水酸化ナトリウム溶液(1→100)又は薄めたアンモニア水(28)(1→15)を用いる。

##### (3) 可溶物

可溶物試験法第4法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

##### (4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

##### (5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

##### (6) 亜鉛

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光光度法用)2mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。

##### (7) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

##### 二 乾燥減量

5.0%以下(1g, 105°C, 6時間)

##### ホ 定量法

本品約0.02gを精密に量り、水酸化ナトリウム試液(希)50mLを加えて溶かし、酢酸アントニウム試液を加えて正確に200mLとする。この液5mLを正確に量り、酢酸アントニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸光極大波長における吸光度の測定は538nm付近について行うこととし、吸光係数は0.138とする。

本品は、定量するとき、3-ヒドロキシ-4-フェニルアルゾ-2-ナフトエ酸のカルシウム塩(C<sub>3</sub>H<sub>2</sub>C<sub>a</sub>N<sub>4</sub>O<sub>6</sub>·622.64)として90.0%以上101.0%以下を含む。

#### イ 性状

本品は、赤色の粉末である。

##### ロ 確認試験

(1) 本品0.02gにジメチルスルホキシド/エタノール(99.5)混液(1:1)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。

(2) 本品0.02gにジメチルスルホキシド/エタノール(99.5)混液(1:1)200mLを加え、必要に応じて加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液100mLを量り、ジメチルスルホキシド/エタノール(99.5)混液(1:1)を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長407nm以上411nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品0.02gにジメチルスルホキシド/エタノール(99.5)混液(1:1)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液100mLを量り、ジメチルスルホキシド/エタノール(99.5)/ビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(95)/アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約1.6である。

##### ハ 純度試験

##### (1) 溶状

本品0.02gにジメチルスルホキシド/エタノール(99.5)混液(1:1)00mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、澄明である。

##### (2) 可溶物

可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

##### (3) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

##### (4) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

##### (5) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

##### 二 乾燥減量

5.0%以下(1g, 105°C, 6時間)

##### ホ 定量法

本品約0.02gを精密に量り、ジメチルスルホキシド/エタノール(99.5)混液(1:1)150mLを加え、必要に応じて加温して溶かし、常温になるまで冷却後、ジメチルスルホキシド/エタノール(99.5)混液(1:1)を加えて正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、ジメチルスルホキシド/エタノール(99.5)混液(1:1)を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸光極大波長における吸光度は409nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0336とする。

##### イ 性状

本品は、定量するとき、4-(1-スルホ-2-ナフチルアルゾ)-3-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸のカルシウム塩(C<sub>2</sub>H<sub>12</sub>C<sub>a</sub>N<sub>2</sub>O<sub>6</sub>S·460.47)として85.0%以上101.0%以下を含む。

##### ロ 確認試験

(1) 本品0.1gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、赤色を呈する。

(2) 本品0.05gにエタノール(酸性希)200mLを加え、必要に応じて加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液4mLを量り、エタノール(酸性希)を加え

<p>(略)</p> <p>赤色220号</p> <p>（5）炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄赤色を呈する。</p> <p>（6）純度試験</p> <p>（1）溶状 本品0.01gにエタノール（酸性希）100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、澄明である。</p> <p>（2）可溶物 本品0.01gにエタノール（酸性希）100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、澄明である。</p> <p>（3）塩化物及び硫酸塩 塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、10.0%以下である。</p> <p>（4）ヒ素 ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。</p> <p>（5）重金属 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。</p> <p>二 乾燥減量 8.0%以下（1g、105℃、6時間）</p> <p>ホルム定量法</p> <p>本品約0.05gを精密に量り、エタノール（酸性希）150mLを加え、必要に応じて加温して溶かし、常温になるまで冷却後、エタノール（酸性希）を加えて正確に200mLとする。この液4mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は527nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0641とする。</p> <p>ト 定量法 本品約0.02gを精密に量り、クロロホルム150mLを加え、必要に応じて約50℃で加温して溶かし、常温になるまで冷却後、クロロホルムを加えて正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は513nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0784とする。</p> <p>（1）溶状 本品0.01gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50℃で加温して溶かした液2mLを試料溶液とし、赤色221号標準品0.1gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50℃で加温して溶かした液2mLを標準溶液とし、1ブタノール／アセトン／水混液（3:1:1）を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は約1.1である。</p> <p>（2）融点 272℃以上</p> <p>（3）本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、本品のスペクトルは、次に掲げる本品の参考スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。</p>
--

<p>（1）確認試験 （1）本品は、帶黃赤色の粉末である。</p> <p>（2）本品は、帶黃赤色の粉末である。</p> <p>（1）確認試験 （1）本品のエタノール（95）溶液（1→1000）は、黄赤色を呈し、螢光を発する。</p> <p>（2）本品0.02gに水酸化ナトリウム試液（希）50mLを加えて溶かし、酢酸アンモニウム試液を加えて200mLとする。この液4mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長515nm以上519nm以下に吸収の極大を有する。</p>
--

- (3) 本品のエタノール（95）溶液（1→1000）2 mLを試料溶液とし、赤色23号標準品のエタノール（95）溶液（1→1000）2 mLを標準溶液とし、酢酸エチル／メタノール／アンモニア水（28）混液（5:2:1）を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。
- ハ 純度試験
- (1) 溶状
- 本品0.01gにエタノール（95）100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
- (2) 不溶物
- 不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は1.0%以下である。この場合において、熱湯に代えて水酸化ナトリウム溶液（1→100）又は薄めたアンモニア水（28）（1→15）を用いる。
- (3) 可溶物
- 可溶物試験法第4法により試験を行うとき、その限度は0.5%以下である。
- (4) 塩化物及び硫酸塩
- 塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、3.0%以下である。
- (5) ヒ素
- ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
- (6) 亜鉛
- 本品を原子吸光光度法の前処理法（1）により処理し、試料溶液調製法（1）により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液（原子吸光光度法用）2mLを正確に量り、薄めた塩酸（1→4）を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法（1）により処理し、試料溶液調製法（1）により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。
- (7) 重金属
- 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
- ニ 乾燥減量
- 7.0%以下（1g、105℃、6時間）
- ホ 強熱残分
- 1.0%以下（1g）
- ヘ 定量法
- 本品約0.02gを精密に量り、クロロホルムを加えて溶かし、正確に200mLとする。この液5mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は513nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0966とする。
- イ 性状
- 本品は、赤色の粉末である。
- 17 赤色225号
- 本品は、定量するとき、1-[4-(フェニルアゾ)フェニルアゾ]-2-ナフトール（C<sub>2</sub>H<sub>16</sub>N<sub>4</sub>O<sub>3</sub>52.39）として95.0%以上101.0%以下を含む。
- イ 性状
- 本品は、赤褐色の粒又は粉末である。
- ロ 確認試験
- (1) 本品0.01gに硫酸2滴又は3滴を加えるとき、この液は、暗緑色を呈し、これを冷水で薄めるとき、赤色の沈殿を生じる。
- (2) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、本品のスペクトルは、次に掲げる本品の参照スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。

- (2) (1) 本品のクロロホルム溶液（1→1000）は、赤色を呈する。
- (3) 本品0.02gにクロロホルム200mLを加えて溶かし、この液5mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長511nm以上515nm以下に吸収の極大を有する。
- ハ 純度試験
- (1) 溶状
- 本品0.01gにクロロホルム溶液（1→2000）2 mLを試料溶液とし、だいだい色403号標準溶液2 mLを標準溶液とし、クロロホルム／1,2-ジクロロエタン混液（2:1）を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約0.9である。
- ハ 純度試験
- (1) 溶状
- 本品0.01gにクロロホルム100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
- (2) 不溶物
- 不溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。この場合において、溶媒は、クロロホルムを用いる。
- (3) 可溶物
- 可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- (4) ヒ素
- ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
- (5) 重金属
- 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
- ニ 乾燥減量
- 5.0%以下（1g、105℃、6時間）
- ホ 強熱残分
- 1.0%以下（1g）
- ヘ 定量法
- 本品約0.02gを精密に量り、クロロホルムを加えて溶かし、正確に200mLとする。この液5mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は513nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0966とする。
- イ 性状
- 本品は、赤色の粉末である。
- 18 赤色226号
- 本品は、定量するとき、6,6'-ジクロロ-4,4'-ジメチル-チオインジゴ（C<sub>18</sub>H<sub>10</sub>C<sub>12</sub>O<sub>2</sub>S<sub>2</sub>393.31）として90.0%以上101.0%以下を含む。

赤色  
2  
2  
6  
号  
(略)

- ハ 純度試験  
(1) 可溶物  
ヒ素試験法第5法により試験を行うとき、その限度は、3.0%以下である。
- (2) ヒ素  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
- (3) 鉄  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
- (4) 重金属  
吸光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、鉄標準原液(原子吸光度法用)1 mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10 mLとし、この液5 mLを正確に量り、原子吸光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光度法により比較試験を行うとき、その限度は、500 ppm以下である。
- (5) 重金属  
重金属性試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
- ニ 乾燥減量  
5.0%以下(1 g, 105°C, 6時間)  
ホ 強熱残分  
5.0%以下(1 g)
- ヘ 定量法  
質量法第3法により試験を行う。この場合において、係数は、1.000とする。
- 19 赤色  
2  
2  
7  
号  
本品は、定量するとき、8-アミノ-2-フェニルアゾ-1-ナフトール-3,6-ジスルホン酸のジナトリウム塩(C<sub>16</sub>H<sub>11</sub>N<sub>3</sub>Na<sub>2</sub>O<sub>7</sub>S<sub>2</sub>·4H<sub>2</sub>O)として85.0%以上101.0%以下を含む。
- イ 性状  
イ 本品は、褐色の粒又は粉末である。
- ロ 確認試験  
(1) 本品の水溶液(1→1000)は、赤色を呈する。
- (2) 本品0.02 gに酢酸アンモニウム試液200 mLを加えて溶かす。この液10 mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100 mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長529 nm以上533 nm以下に吸収の極大を有する。
- (3) 本品の水溶液(1→1000)2 mLを試料溶液とし、クロロホルム標準溶液2 mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(9:5)/アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約0.9である。
- ハ 純度試験  
(1) 溶状  
本品0.01 gに水100 mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
- (2) 不溶物  
ヒ素試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。
- (3) 可溶物  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

- 可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- (4) 重金属  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
- (5) 重金属  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
- (6) 重金属  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
- ニ 乾燥減量  
6.0%以下(1 g, 105°C, 6時間)  
ホ 定量法  
本品約0.02 gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200 mLとする。この液10 mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100 mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は531 nm付近について行うこととし、吸光度系数は0.0723とする。
- 20 赤色  
2  
2  
8  
号  
本品は、定量するとき、1-(2-クロロ-4-ニトロフェニルアゾ)-2-ナフトール(C<sub>16</sub>H<sub>10</sub>C<sub>1</sub>N<sub>3</sub>O<sub>3</sub>·3H<sub>2</sub>O)として90.0%以上101.0%以下を含む。
- イ 性状  
イ 本品は、赤色の粉末である。
- ロ 確認試験  
(1) 本品0.1 gにクロロホルム100 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。
- (2) 本品0.02 gにクロロホルム200 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液5 mLを量り、クロロホルムを加えて100 mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長484 nm以上488 nm以下に吸収の極大を有する。
- (3) 本品0.1 gにクロロホルム100 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かした液2 mLを試料溶液とし、だいだい色4-0-3号標準溶液2 mLを標準溶液とし、クロロホルムを展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約1.0である。
- ハ 純度試験  
(1) 溶状  
本品0.01 gにクロロホルム100 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、澄明である。
- (2) 可溶物  
ヒ素試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
- (3) 可溶物  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。

## 二 乾燥減量

5.0%以下 (1 g, 105°C, 6時間)  
ホルム強熱残分  
1.0%以下 (1 g)

### ヘ 定量法

本品約0.02gを精密に量り、クロロホルム150mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かし、常温になるまで冷却後、クロロホルムを加えて正確に200mLとする。この液5mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸光度測定法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。

## 21 赤色230号の(1)

本品は、定量するとき、9-(2-カルボキシフェニル)-6-ヒドロキシ-2,4,5,7-テトラブロモ-3H-キサンテン-3-オンのジナトリウム塩(C<sub>20</sub>H<sub>6</sub>Br<sub>4</sub>Na<sub>2</sub>O<sub>5</sub>・691.85)として85.0%以上101.0%以下を含む。

### イ 性状

本品は、黄褐色から赤褐色までの色の粒又は粉末である。

### ロ 確認試験

(1) 本品の水溶液(1→1000)は、赤色を呈し、黄緑色の螢光を発する。

(2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かす。この液5mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長515nm以上519nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、赤色230号の(1)標準品の水溶液(1→1000)2mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(9:5)/アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

(4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄色を呈する。

### ハ 純度試験

#### (1) 溶状

本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

#### (2) 不溶物

可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

#### (3) 塩化物及び硫酸塩

可溶物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

#### (4) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

本品を原子吸光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものと試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光度法用)2mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。

## 22 赤色230号の(2)

本品は、定量するとき、9-(2-カルボキシフェニル)-6-ヒドロキシ-2,4,5,7-テトラブロモ-3H-キサンテン-3-オンのジカリウム塩(C<sub>20</sub>H<sub>6</sub>Br<sub>4</sub>K<sub>2</sub>O<sub>5</sub>・724.07)として85.0%以上101.0%以下を含む。

### イ 性状

本品は、黄褐色から赤褐色までの色の粒又は粉末である。

### ロ 確認試験

(1) 本品の水溶液(1→1000)は、赤色を呈し、黄緑色の螢光を発する。

(2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かす。この液5mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長515nm以上519nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、赤色230号の(2)標準品の水溶液(1→1000)2mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(9:5)/アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

(4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、淡紫色を呈する。

### ハ 純度試験

#### (1) 溶状

本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

#### (2) 不溶物

可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

#### (3) 塩化物及び硫酸塩

可溶物試験法第3法の(a)及び(b)により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

#### (4) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

(5) ヒ素  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

(6) 亜鉛

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光光度法用)2 mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10 mLとし、この液1 mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200 ppm以下である。

(7) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。  
10.0%以下(1 g, 105°C, 6時間)

ホルムアルデヒド

本品約0.02 gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200 mLとする。この液5 mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100 mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は517 nm付近について行うこととし、吸光係数は0.136とする。

23 赤色231号

本品は、定量するとき、9-(3,4,5,6-テトラクロロ-2-カルボキシフェニル)-6-ヒドロキシ-2,4,5,7-テトラブロモ-3H-キサンテン-3-オンのジカリウム塩(C<sub>20</sub>H<sub>2</sub>B<sub>4</sub>C<sub>14</sub>K<sub>2</sub>O<sub>5</sub>·861.85)として85.0%以上101.0%以下を含む。

イオノン性状

本品は、赤色から赤褐色までの色の粒又は粉末である。

ローリー確認試験

(1) 本品の水溶液(1→1000)は、帶青赤色を呈し、暗緑色の螢光を発する。

(2) 本品0.02 gに酢酸アンモニウム試液200 mLを加えて溶かす。この液5 mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100 mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長536 nm以上540 nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液(1→1000)2 mLを試料溶液とし、赤色231号標準品の水溶液(1→1000)2 mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(95/5)アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶青赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

(4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、淡紫色を呈する。

ハラル純度試験

(1) 溶状

本品0.01 gに水100 mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

可溶物試験法第3法の(a)及び(b)により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光光度法用)2 mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10 mLとし、この液1 mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200 ppm以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

(6) 亜鉛

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光光度法用)2 mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10 mLとし、この液1 mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200 ppm以下である。

ホルムアルデヒド

本品約0.02 gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200 mLとする。この液5 mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100 mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は538 nm付近について行うこととし、吸光係数は0.122とする。

イオノン性状

本品は、定量するとき、9-(3,4,5,6-テトラクロロ-2-カルボキシフェニル)-6-ヒドロキシ-2,4,5,7-テトラヨード-3H-キサンテン-3-オンのジカリウム塩(C<sub>20</sub>H<sub>2</sub>C<sub>14</sub>I<sub>4</sub>K<sub>2</sub>O<sub>5</sub>·1049.85)として85.0%以上101.0%以下を含む。

ローリー確認試験

(1) 本品の水溶液(1→1000)は、帶青赤色を呈する。

(2) 本品0.02 gに酢酸アンモニウム試液200 mLを加えて溶かす。この液5 mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100 mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長547 nm以上551 nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液(1→1000)2 mLを試料溶液とし、赤色232号標準品の水溶液(1→1000)2 mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(95/5)アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶青赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

(4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、淡紫色を呈する。

ハラル純度試験

(1) 溶状

本品0.01 gに水100 mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

- 本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
- (2) 不溶物  
不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- (3) 可溶物  
可溶物試験法第3法の(a)及び(b)により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。
- (4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。
- (5) ヒ素  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。
- (6) 亜鉛  
本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光光度法用)2mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。
- (7) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。
- 二 乾燥減量  
1.0.0%以下(1g、105°C、6時間)
- ホ 定量法  
本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液5mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は549nm付近について行うこととし、吸光係数は0.101とする。
- イ 性状  
2.5 だいだい色201号  
本品は、定量するとき、4.5.「ジブロモー3-,6,-ジヒドロキシスピロ「イソベノゾフラン-1(3H),9,-」「9H」キサンテン」-3-オン(C<sub>20</sub>H<sub>10</sub>B<sub>2</sub>O<sub>5</sub>·49O·1O)として90.0%以上101.0%以下を含む。
- カ 本品は、黄赤色の粒又は粉末である。
- ロ 確認試験  
(1) 本品のエタノール(95)溶液(1→10000)は、黄赤色を呈し、黄緑色の蛍光を発する。
- (2) 本品0.02gに水酸化ナトリウム試液(希)50mLを加えて溶かし、酢酸アンモニウム試液を加えて200mLとする。この液4mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長502nm以上506nm以下に吸収の極大を有する。
- (3) 本品のエタノール(95)溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、フランアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール／アセトン／水混液(3..1..1)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該

- ハ 純度試験  
(1) 溶状  
本品0.01gにエタノール(95)100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。  
スプットに対するR<sub>s</sub>値は、約1.7である。
- (2) 不溶物  
不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。
- (3) 可溶物  
本品0.01gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。
- (4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。
- (5) ヒ素  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。
- (6) 亜鉛  
本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光光度法用)2mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。
- (7) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。
- 二 乾燥減量  
5.0%以下(1g、105°C、6時間)
- ホ 定量法  
本品約0.02gを精密に量り、水酸化ナトリウム試液(希)50mLを加えて溶かし、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に200mLとする。この液4mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は504nm付近について行うこととし、吸光係数は0.167とする。
- イ 性状  
2.6 だいだい色203号  
本品は、定量するとき、1-(2,4-ジニトロフェニル)-2-ナフトール(C<sub>16</sub>H<sub>10</sub>N<sub>4</sub>O<sub>5</sub>·338.28)として90.0%以上101.0%以下を含む。
- カ 本品は、黄赤色の粉末である。
- ロ 確認試験  
(1) 本品0.01gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。
- (2) 本品0.01gにクロロホルム200mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液20mLを量り、クロロホルムを加えて1

0.0 mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長478 nm以上482 nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品0.01 gにクロロホルム100 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かした液8 mLを試料溶液とし、だいだい色203号標準品0.01 gにクロロホルム100 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かした液50°Cで加温して溶かした液8 mLを標準溶液とし、クロロホルム/1-ブタノール混液(16:1)を展開溶媒として薄層クロマトグラ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

#### ハ 純度試験

##### (1) 溶状

本品0.01 gにクロロホルム100 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、澄明である。

##### (2) 可溶物

可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、3.0%以下である。

##### (3) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

##### (4) 重金属

重金属試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。

#### ヘ 定量法

本品約0.01 gを精密に量り、クロロホルム150 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かし、常温になるまで冷却後、クロロホルムを加えて正確に200 mLとする。この液20 mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100 mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は480 nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0778とする。

#### 27 だいだい色204号

本品は、定量するとき、4,4'-[〔(3,3'-ジクロロ-1,1'-ビフェニル)-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス[3-メチル-1-フェニル-5-ピラゾロン] (C

32H24C12N8O2·623·49)として90.0%以上101.0%以下を含む。

#### イ 性状

本品は、黄赤色の粉末である。

#### ロ 確認試験

(1) 本品0.1 gにクロロホルム100 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。

(2) 本品0.02 gにクロロホルム200 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液5 mLを量り、クロロホルムを加えて100 mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長445 nm以上449 nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品0.01 gにクロロホルム100 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かした液10 mLを試料溶液とし、だいだい色403号標準溶液2 mLを標準溶液とし、クロロホルムを展開溶媒として薄層クロマトグラ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約0.9である。

#### ハ 純度試験

##### (1) 溶状

本品0.01 gにクロロホルム100 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、澄明である。

##### (2) 可溶物

可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、0.3%以下である。

##### (3) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

##### (4) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。

#### ヘ 定量法

本品約0.02 gを精密に量り、クロロホルム150 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かし、常温になるまで冷却後、クロロホルムを加えて正確に200 mLとする。この液5 mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100 mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は447 nm付近について行うこととし、吸光係数は0.04とする。

#### 28 だいだい色205号

本品は、定量するとき、1-(4-スルホフェニルアゾ)-2-ナフトールのモノナトリウム塩(C<sub>16</sub>H<sub>11</sub>N<sub>2</sub>N<sub>a</sub>O<sub>4</sub>S·350·32)として85.0%以上101.0%以下を含む。

#### イ 性状

本品は、黄赤色の粒又は粉末である。

#### ロ 確認試験

(1) 本品の水溶液(1→1000)は、黄赤色を呈する。

#### (2) (1)

本品0.02 gに酢酸アンモニウム試液200 mLを加えて溶かし、この液10 mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100 mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長482 nm以上486 nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液(1→1000)2 mLを試料溶液とし、だいだい色205号標準

品の水溶液(1→1000)2 mLを標準溶液とし、1-ブタノール/アセトン/水混液(3:1:1)を展開溶媒として薄層クロマトグラ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

(4) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、本品のスペクトルは、次に掲げる本品の参照スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。

(略)  
だいだい色 205 号

ハ 純度試験

(1) 溶状

本品 0.01 g に酢酸アンモニウム試液 100 mL を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第 1 法により試験を行うとき、その限度は、1.0% 以下である。

(3) 可溶物

可溶物試験法第 2 法により試験を行うとき、その限度は、0.5% 以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0% 以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は 2 ppm 以下である。

(6) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm 以下である。

(7) 乾燥減量

10.0% 以下 (1 g, 105°C, 6 時間)

本品約 0.02 g を精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に 200 mL とする。この液 10 mL を正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に 100 mL とし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は 484 nm 付近について行うこととし、吸光係数は 0.0670 とする。

(8) だいだい色 206 号

本品は、定量するとき、4, 5, -ジヨード-3, 6, -ジヒドロキシスピロ「イソベンゾフラン-1(3H), 9, -[9H] キサンテン」-3-オン (C<sub>20</sub>H<sub>10</sub>I<sub>2</sub>O<sub>5</sub>) として 90.0% 以上 101.0% 以下を含む。

(9) 性状

本品は、黄赤色から褐色までの色の粒又は粉末である。

口 確認試験

(1) 本品のエタノール (95) 溶液 (1→1000) は、黄赤色を呈し、蛍光を発する。

(2) 本品 0.02 g に水酸化ナトリウム試液 (希) 50 mL を加えて溶かし、酢酸アンモニウム試液を加えて 200 mL とする。この液 5 mL を量り、酢酸アンモニウム試液を加えて 100 mL とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長 506 nm 以上 510 nm 以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品のエタノール (95) 溶液 (1→1000) 2 mL を試料溶液とし、フラン

アン酸標準溶液 2 mL を標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール (95) / アンモニア試液 (希) 混液 (6:2:3) を展開溶媒として薄層クロマトグラ法第 2 法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対する R<sub>s</sub> 値は、約 1.1 である。

純度試験

(1) 溶状  
本品 0.01 g にエタノール (95) 100 mL を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第 1 法により試験を行うとき、その限度は、1.0% 以下である。この場合において、熱湯に代えて水酸化ナトリウム溶液 (1→100) 又は薄めたアンモニア水 (28) (1→15) を用いる。

(3) 可溶物

可溶物試験法第 4 法により試験を行うとき、その限度は、0.5% 以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、3.0% 以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は 2 ppm 以下である。

(6) 亜鉛

本品を原子吸光光度法の前処理法 (1) により処理し、試料溶液調製法 (1) により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液 (原子吸光光度法用) 2 mL を正確に量り、薄めた塩酸 (1→4) を加えて 10 mL とし、この液 1 mL を正確に量り、原子吸光光度法の前処理法 (1) により処理し、試料溶液調製法 (1) により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200 ppb 以下である。

(7) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm 以下である。

(8) 乾燥減量

5.0% 以下 (1 g, 105°C, 6 時間)

ホ 定量法

本品約 0.02 g を精密に量り、水酸化ナトリウム試液 (希) 50 mL を加えて溶かし、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に 200 mL とする。この液 5 mL を正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に 100 mL とし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は 508 nm 付近について行うこととし、吸光係数は 0.120 とする。

(9) だいだい色 207 号

本品は、定量するとき、9-(2-カルボキシフェニル)-6-ヒドロキシ-4, 5-ジヨード-3H-キサンテン-3-オンのジナトリウム塩 (C<sub>20</sub>H<sub>8</sub>I<sub>2</sub>N<sub>a</sub>O<sub>5</sub>) として 85.0% 以上 101.0% 以下を含む。

(10) 性状

本品は、黄赤色から褐色までの色の粒又は粉末である。

口 確認試験

(1) 本品の水溶液 (1→1000) は、帶黄赤色を呈する。

(2) 本品 0.02 g に酢酸アンモニウム試液 200 mL を加えて溶かし、この液 5 mL を量り、酢酸アンモニウム試液を加えて 100 mL とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長 507 nm 以上 511 nm 以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液 (1→1000) 2 mL を試料溶液とし、フラン

溶液（6..2..3）を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約1..1である。

炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄色を呈する。

#### ハ 純度試験

##### 溶状

（1）本品0..01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

##### 不溶物

##### 不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1..0%以下である。

##### 可溶物

（3）可溶物試験法第3法の（a）及び（b）により試験を行うとき、その限度は、0..5%以下である。

##### 可溶物

（4）可溶物試験法第3法の（a）及び（b）により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、3..0%以下である。

##### 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、その限度は、0..5%以下である。

##### ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

##### 亜鉛

本品を原子吸光光度法の前処理法（1）により処理し、試料溶液調製法（1）により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液（原子吸光光度法用）2mLを正確に量り、薄めた塩酸（1→4）を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法（1）により処理し、試料溶液調製法（1）により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。

##### 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

##### 二 乾燥減量

10..0%以下（1g、105℃、6時間）

##### ホ 定量法

本品約0..02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液5mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は509nm付近について行うこととし、吸光係数は0..110とする。

##### 3 1 黄色201号

本品は、定量するとき、3..6..「ジヒドロキシスピロ「イソベンゾフラン」-1（3H）、9..-「9H」キサンテン」-3-オン（C<sub>20</sub>H<sub>12</sub>O<sub>5</sub>..332..31）として90..0%以上101..0%以下を含む。

##### イ 性状

本品は、黄褐色から赤褐色までの色の粒又は粉末である。

##### ロ 確認試験

（1）本品のエタノール（95）溶液（1→1000）は、黄色を呈し、緑色の蛍光を発する。

（2）本品0..02gに水酸化ナトリウム試液（希）50mLを加えて溶かし、酢酸アンモニウム試液を加えて200mLとする。この液4mLを量り、酢酸アンモニウム試

液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長488nm以上492nm以下に吸收の極大を有する。

（3）本品の水酸化ナトリウム試液（希）溶液（1→1000）2mLを試料溶液とし、黄色201号標準品の水酸化ナトリウム試液（希）溶液（1→1000）2mLを標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール（95）／アンモニア試液（希）混液（6..2..3）を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

#### ハ 純度試験

##### 溶状

##### 不溶物

##### 不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1..0%以下である。

##### 可溶物

（1）本品0..01gにエタノール（95）100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

##### 不溶物

（2）不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0..5%以下である。この場合において、熱湯に代えて水酸化ナトリウム溶液（1→100）又は薄めたアンモニア水（28）（1→15）を用いる。

##### 可溶物

（3）可溶物試験法第4法により試験を行うとき、その限度は、0..5%以下である。

##### ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

##### 亜鉛

（4）ヒ素試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5..0%以下である。

##### 二 乾燥減量

5..0%以下（1g、105℃、6時間）

##### ホ 定量法

本品を原子吸光光度法の前処理法（1）により処理し、試料溶液調製法（1）により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液（原子吸光光度法用）2mLを正確に量り、薄めた塩酸（1→4）を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法（1）により処理し、試料溶液調製法（1）により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。

##### 3 1 黄色202号

本品は、定量するとき、3..6..「ジカルボキシフェニル」-6-ヒドロキシ-3H-キサンテン-3-オンのジナトリウム塩（C<sub>20</sub>H<sub>10</sub>N<sub>a</sub>2O<sub>5</sub>..376..27）として75..0%以上101..0%以下を含む。

##### イ 性状

本品は、黄褐色の粒又は粉末である。

##### ロ 確認試験

（1）本品の水溶液（1→1000）は、黄赤色を呈し、緑色の蛍光を発する。

- (2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液5mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長487nm以上491nm以下に吸収の極大を有する。
- (3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、試料溶液調製後直ちに、1-ブタノール／エタノール(95)／アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約0.8である。
- (4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄色を呈する。
- 八 純度試験
- (1) 溶状  
本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
- (2) 不溶物  
不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- (3) 可溶物  
可溶物試験法第4法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- (4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、1
- (5) ヒ素  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。
- (6) 亜鉛  
本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により亜鉛標準原液(原子吸光光度法用)2mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。
- (7) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。
- 二 乾燥減量  
15.0%以下(1g, 105°C, 6時間)
- ホルムアルデヒド法  
質量法第1法により試験を行う。この場合において、係数は、1.133とする。
- 3 黄色202号の(2)  
本品は、定量するとき、9-(2-カルボキシフェニル)-6-ヒドロキシ-3H-キサンテン-3-オンのジカリウム塩(C<sub>20</sub>H<sub>10</sub>K<sub>2</sub>O<sub>5</sub>·408.49)として7.5.0%以上10.1.0%以下を含む。
- イ 性状  
本品は、黄褐色の粒又は粉末である。
- ロ 確認試験  
(1) 本品の水溶液(1→1000)は、黄赤色を呈し、緑色の蛍光を発する。
- (2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液5mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長487nm以上491nm以下に吸収の極大を有する。

- (3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、試料溶液調製後直ちに、1-ブタノール／エタノール(95)／アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約0.8である。
- (4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、淡紫色を呈する。
- 八 純度試験
- (1) 溶状  
本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
- (2) 不溶物  
不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- (3) 可溶物  
可溶物試験法第4法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- (4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、1
- (5) ヒ素  
ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。
- (6) 亜鉛  
本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光光度法用)2mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。
- (7) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。
- 二 乾燥減量  
15.0%以下(1g, 105°C, 6時間)
- ホルムアルデヒド法  
質量法第1法により試験を行う。この場合において、係数は、1.229とする。
- 3 黄色203号  
本品は、定量するとき、2-(1,3-ジオキソインダン-2-イル)-キノリンモノスルホン酸及びジスルホン酸のナトリウム塩(C<sub>18</sub>H<sub>9</sub>NNa<sub>2</sub>O<sub>8</sub>S<sub>2</sub>·477.38)として85.0%以上10.1.0%以下を含む。
- イ 性状  
本品は、黄色から黄褐色までの色の粒又は粉末である。
- ロ 確認試験  
(1) 本品の水溶液(1→1000)は、黄色を呈する。
- (2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液／エタノール(95)混液(1:1)200mLを加え、必要に応じて加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液5mLを量り、酢酸アンモニウム試液／エタノール(95)混液(1:1)を加えて100

mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長414nm以上418nm以下及び435nm以上439nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール(95)／アンモニア試液(希混液(6→2→3))を展開溶媒として薄層クロマトグラ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するRs値は、約0.9及び約1.3である。

#### ハ 純度試験

##### (1) 溶状

本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

##### (2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.3%以下である。

##### (3) 可溶物

可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

##### (4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、1.0%以下である。

##### (5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

##### (6) 亜鉛

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光光度法用)1mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。

##### (7) 鉄

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、鉄標準原液(原子吸光光度法用)1mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。

##### (8) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

#### 二 乾燥減量

1.0.0%以下(1g, 105°C, 6時間)

近の吸収極大波長において測定した吸光度をA2とする。この場合において、吸光係数Bは、次式によって求め、定量のための吸光度としては、A1を用いる。

$$B = 0.0734 + 1.338 \quad (A_1 / A_2 - 1.044)$$

本品は、定量するとき、2-(2-キノリル)-1,3-インダンジオン(C18H11NO2·273·29)として95.0%以上101.0%以下を含む。

#### イ 性状

本品は、黄色の粒又は粉末である。

#### ロ 確認試験

本品のクロロホルム溶液(1→1000)は、黄色を呈する。

(2) 本品0.02gにクロロホルム200mLを加えて溶かし、この液5mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長417nm以上421nm以下及び442nm以上446nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品のクロロホルム溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、パラニトロアニリン標準溶液2mLを標準溶液とし、3-メチル-1-ブタノール／アセトン／酢酸(100)／水混液(4..1..1..1)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するRs値は、約1.0である。

#### ハ 融点

235°C以上240°C以下

#### 二 純度試験

##### (1) 溶状

本品0.01gにクロロホルム100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

##### (2) 不溶物

不溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。この場合において、溶媒は、クロロホルムを用いる。

##### (3) 可溶物

可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

##### (4) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

#### ハ 亜鉛

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、亜鉛標準原液(原子吸光光度法用)2mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。

#### (6) 鉄

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、鉄標準原液(原子吸光光度法用)1mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10mLとし、この液5mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。

のを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、500 pp m以下である。

#### (7) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 pp m以下である。  
ホ  
ド  
乾燥減量  
5.0%以下 (1 g, 105°C, 6時間)  
ヘ  
強熱残分  
0.3%以下 (1 g)

#### ト 定量法

本品約0.02 gを精密に量り、クロロホルムを加えて溶かし、正確に200 mLとする。この液5 mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100 mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は419 nm付近について行うこととし、吸光係数は0.136とする。

#### 3 6 黄色205号

本品は、定量するとき、2, 2, 1-[(3, 3'-ジクロロ-1, 1'-ビフェニル)-4, 4'-ジイルビス(アゾ)]ビス[3-オキソブタンアニリド](C<sub>32</sub>H<sub>26</sub>C<sub>12</sub>N<sub>6</sub>O<sub>4</sub>··629.50)として90.0%以上101.0%以下を含む。

#### イ 性状

本品は、黄色の粉末である。

#### ロ 確認試験

(1) 本品0.01 gにクロロホルム100 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、黄色を呈する。

(2) 本品0.01 gにクロロホルム200 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液10 mLを量り、クロロホルムを加えて100 mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長422 nm以上426 nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品0.01 gにクロロホルム100 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かした液5 mLを試料溶液とし、だいだい色403号標準溶液2 mLを標準溶液とし、クロロホルムを展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約1.0である。

ハ  
純度試験  
(1) 溶状  
(2) 不溶物  
(3) 可溶物  
(4) 可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。  
(5) 塩化物及び硫酸塩  
0.0%以下である。

ハ  
純度試験  
(1) 溶状  
(2) 不溶物  
(3) 可溶物  
(4) 可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.4%以下である。

ハ  
純度試験  
(1) 溶状  
(2) 不溶物  
(3) 可溶物  
(4) 可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、0.3%以下である。

ハ  
純度試験  
(1) 溶状  
(2) 不溶物  
(3) 可溶物  
(4) 可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、2 pp m以下である。

#### (3) ヒ素

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 pp m以下である。

#### (4) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 pp m以下である。

ホ  
ド  
強熱残分  
1.0%以下 (1 g)

#### ヘ 定量法

本品約0.01 gを精密に量り、クロロホルム150 mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かし、常温になるまで冷却後、クロロホルムを加えて正確に200 mLとする。この液10 mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100 mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は424 nm付近について行うこととし、吸光係数は0.120とする。

#### 3 7 緑色201号

本品は、定量するとき、1, 4-ビス(2-スルホ-p-トルイジノ)アントラキノンのジナトリウム塩(C<sub>28</sub>H<sub>20</sub>N<sub>2</sub>N<sub>a</sub>2O<sub>8</sub>S<sub>2</sub>··622.58)として70.0%以上101.0%以下を含む。

#### イ 性状

本品は、青緑色の粒又は粉末である。

#### ロ 確認試験

(1) 本品の水溶液(1→2000)は、帶緑青色を呈する。

(2) (1) 本品0.02 gに酢酸アンモニウム試液を加えて100 mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長605 nm以上609 nm以下及び640 nm以上644 nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液(1→2000)2 mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2 mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(9:5)/アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶緑青色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約1.1である。

#### ハ 純度試験

#### (1) 溶状

本品0.01 gに水200 mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

#### (2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.4%以下である。

#### (3) 可溶物

可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.4%以下である。

#### (4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、2

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 pp m以下である。

#### 鉄

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、鉄標準原液(原子吸光光度法用)1 mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10 mLとし、この液5 mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものにより試験を行うとき、その限度は、20 pp m以下である。

のを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、500 ppm以下である。

### (7) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。

### 二 乾燥減量

#### 10.0%以下 (1g, 105°C, 6時間)

### ホルム定量法

本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200 mLとする。この液25mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は642nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0228とする。

### 38 緑色202号

本品は、定量するとき、1,4-ビス(ピートリイジノ)アントラキノン(C<sub>28</sub>H<sub>22</sub>N<sub>2</sub>O<sub>2</sub>・418.49)として96.0%以上101.0%以下を含む。

### イ性状

本品は、青緑色から暗緑色までの色の粒又は粉末である。

### ロ確認試験

本品のクロロホルム溶液(1→1000)は、帶緑青色を呈する。

(1) 本品0.02gにクロロホルム200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長606nm以上610nm以下及び645nm以上649nm以下に吸収の極大を有する。

(2) 本品のクロロホルム溶液(1→2000)2mLを試料溶液とし、だいだい色4

03号標準溶液2mLを標準溶液とし、クロロホルム/1-ブタノール混液(16:1)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶緑青色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約1.1である。

### ハ融点

212°C以上224°C以下

### 二 純度試験

#### (1) 溶状

本品0.01gにクロロホルム100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

### 二 不溶物

不溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は1.5%以下である。この場合において、溶媒は、クロロホルムを用いる。

### 三 可溶物

可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

### 四 ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

### 五 鉄

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、鉄標準原液(原子吸光光度法用)1mLを正確に量り、

り、薄めた塩酸(1→4)を加えて10mLとし、この液5mLを正確に量り、原子吸光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光度法により比較試験を行うとき、その限度は、500 ppm以下である。

### (6) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は20 ppm以下である。

### 二 乾燥減量

#### 10.0%以下 (1g, 105°C, 6時間)

### ホルム強熱残分

#### 1.0%以下 (1g)

### ト定量法

本品約0.02gを精密に量り、クロロホルムを加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は647nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0407とする。

### 39 緑色204号

本品は、定量するとき、8-ヒドロキシ-1,3,6-ピレントリスルホン酸のトリナトリウム塩(C<sub>16</sub>H<sub>7</sub>N<sub>3</sub>O<sub>10</sub>S<sub>3</sub>・524.39)として65.0%以上101.0%以下を含む。

### イ性状

本品は、帶緑黄色の粒又は粉末である。

### ロ確認試験

本品の水溶液(1→1000)は、帶緑黄色を呈し、蛍光を発する。

### (2) (1) ホルム

本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長367nm以上371nm以下及び402nm以上406nm以下に吸収の極大を有する。

### (3) (1) ホルム

本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール/アセトン/水混液(3:1:1)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶緑黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約0.8である。

### ハ純度試験

#### (1) 溶状

本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

### 二 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

### 三 可溶物

可溶物試験法第7法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

### 四 ヒ素

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、0.0%以下である。

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$ 以下である。

#### (6) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$ 以下である。

#### 二 乾燥減量

**15.0%以下 (1 g, 105°C, 6時間)**

ホ 定量法  
本品約 $0.02 \text{ g}$ を精密に量り、酢酸アノモニウム試液を加えて溶かし、正確に $200 \text{ mL}$ とする。この液 $10 \text{ mL}$ を正確に量り、酢酸アノモニウム試液を加えて正確に $100 \text{ mL}$ とし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は $404 \text{ nm}$ 付近について行うこととし、吸光係数は $0.0500$ とする。

#### 40 緑色205号

本品は、定量するとき、 $4-\alpha-[4-(N-\text{エチル}-3-\text{スルホベンジルイミニオ})-2,5-\text{シクロヘキサジエニリデン}]-4-(N-\text{エチル}-3-\text{スルホベンジルアミノ})\text{ベンジル}\text{ベンゼンスルホナート}\text{のジナトリウム塩}(\text{C }37\text{H }34\text{N }2\text{Na }2\text{O }9\text{S}$ として $85.0\%$ 以上 $101.0\%$ 以下を含む。

#### イ 性状

本品は、金属性の光沢を有する暗緑色の粒又は粉末である。

#### ロ 確認試験

(1) 本品の水溶液( $1\rightarrow1000$ )は、帶青緑色を呈する。  
(2) 本品 $0.02 \text{ g}$ に酢酸アノモニウム試液 $200 \text{ mL}$ を加えて溶かし、この液 $5 \text{ mL}$ を量り、酢酸アノモニウム試液を加えて $100 \text{ mL}$ とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長 $629 \text{ nm}$ 以上 $633 \text{ nm}$ 以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液( $1\rightarrow1000$ ) $2 \text{ mL}$ を試料溶液とし、フーリビアン酸標準溶液 $2 \text{ mL}$ を標準溶液とし、 $1-\text{ブタノール}/\text{アセトン}/\text{水混液}(3:1:1)$ を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶青緑色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対する $R_s$ 値は、約 $0.8$ である。

#### ハ 純度試験

#### (1) 溶状

本品 $0.01 \text{ g}$ に水 $100 \text{ mL}$ を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

#### (2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、 $0.5\%$ 以下である。

#### (3) 可溶物

可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、 $0.5\%$ 以下である。

#### (4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $6.0\%$ 以下である。

#### (5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$ 以下である。

(6) クロム  
本品を原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(3)により調製したものを試料溶液とし、クロム標準原液(原子吸光光度法用) $1 \text{ mL}$ を正確に量り、薄めた塩酸( $1\rightarrow4$ )を加えて $10 \text{ mL}$ とし、この液 $5 \text{ mL}$ を正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、クロム標準原液(原子吸光光度法用) $1 \text{ mL}$ を正確に

量り、薄めた塩酸( $1\rightarrow4$ )を加えて $100 \text{ mL}$ とし、この液 $5 \text{ mL}$ を正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(2)により調製したものと比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、 $50 \text{ ppm}$ 以下である。

#### (7) マンガン

本品を原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(2)により調製したものと比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、 $50 \text{ ppm}$ 以下である。

#### (8) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$ 以下である。

#### 41 青色201号

ホ 定量法  
本品約 $0.02 \text{ g}$ を精密に量り、酢酸アノモニウム試液を加えて溶かし、正確に $200 \text{ mL}$ とする。この液 $5 \text{ mL}$ を正確に量り、酢酸アノモニウム試液を加えて正確に $100 \text{ mL}$ とし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は $631 \text{ nm}$ 付近について行うこととし、吸光係数は $0.0812$ とする。

#### イ 性状

本品は、定量するとき、インジゴチン( $\text{C }16\text{H }10\text{N }2\text{O }2\cdot262\cdot26$ )として $95.0\%$ 以上 $101.0\%$ 以下を含む。

#### ロ 確認試験

(1) 本品 $0.01 \text{ g}$ に硫酸 $2$ 滴又は $3$ 滴を加えるとき、この液は、黄緑色を呈し、これを冷水 $5 \text{ mL}$ で薄めるとき、青色の沈殿を生じる。

(2) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、本品のスペクトルは、次に掲げる本品の参考スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。

#### (3) 鉄

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、鉄標準原液(原子吸光光度法用) $1 \text{ mL}$ を正確に量り、薄めた塩酸( $1\rightarrow4$ )を加えて $10 \text{ mL}$ とし、この液 $5 \text{ mL}$ を正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したも

(略)

青色201号

#### ハ 純度試験

#### (1) 可溶物

可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、 $1.0\%$ 以下である。

#### (2) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$ 以下である。

#### (3) 鉄

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液とし、鉄標準原液(原子吸光光度法用) $1 \text{ mL}$ を正確に量り、薄めた塩酸( $1\rightarrow4$ )を加えて $10 \text{ mL}$ とし、この液 $5 \text{ mL}$ を正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したも

のを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、500 ppm以下である。

(4) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。

ニ 乾燥減量

5.0%以下 (1 g, 105°C, 6時間)

ホ 強熱残分

2.0%以下 (1 g)

ヘ 定量法

4.2 青色2.02号

本品は、定量するとき、2-[α-「4-(N-エチルベンジルアミノ)ベンジル】-4-ヒドロクロヘキサジエニリデン】-4-(N-エチルベンジルアミノ)ベンジル】-4-ヒドロキシ-5-スルホベンゼンズルホナートのモノナトリウム塩(C<sub>37</sub>H<sub>35</sub>N<sub>2</sub>NaO<sub>7</sub>S<sub>2</sub>·7H<sub>2</sub>O)として80.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状

本品は、金属性の光沢を有する帶赤青色の粒又は粉末である。

ロ 確認試験

本品の水溶液(1→1000)は、青色を呈する。

(2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液5mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長633nm以上637nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液(1→2000)2mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(95)/アンモニア試液(希)混液(6·2·3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、青色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約0.9である。

(4) 炎色反応試験法により試験を行うとき、炎は、黄色を呈する。

ハ 純度試験

(1) 溶状

本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

(3) 可溶物

可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、1.0%以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

(6) クロム

本品を原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(3)により調製したものを試料溶液とし、クロム標準原液(原子吸光光度法用)1mLを正確に

量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて100mLとし、この液5mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(2)により調製したものとを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、50 ppm以下である。

(7) マンガン

本品を原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(2)により調製したものを試料溶液とし、マンガン標準原液(原子吸光光度法用)1mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて100mLとし、この液5mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(2)により調製したものとを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、50 ppm以下である。

ニ 乾燥減量

5.0%以下 (1 g, 105°C, 6時間)

ホ 強熱残分

2.0%以下 (1 g)

ヘ 定量法

4.3 青色2.03号

本品は、定量するとき、2-[α-「4-(N-エチルベンジルアミノ)ベンジル】-4-ヒドロクロヘキサジエニリデン】-4-(N-エチルベンジルアミノ)ベンジル】-4-ヒドロキシ-5-スルホベンゼンズルホナートのカルシウム塩(C<sub>7</sub>4H<sub>7</sub>0CaN<sub>4</sub>O<sub>1</sub>4S<sub>4</sub>·1407·70)として80.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状

本品は、金属性の光沢を有する帶赤青色の粒又は粉末である。

ロ 確認試験

本品の水溶液(1→1000)は、青色を呈する。

(1) 溶状

本品0.02gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

(3) 可溶物

可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、1.0%以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

(6) クロム

本品を原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(3)により調製したものを試料溶液とし、クロム標準原液(原子吸光光度法用)1mLを正確に

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。



(3) 可溶物	ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
(4) 塩化物及び硫酸塩	塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。
(5) ヒ素	ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
(6) クロム	本品を原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(3)により調製したものを試料溶液とし、クロム標準原液(原子吸光光度法用)1mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて100mLとし、この液5mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(3)により調製したものと比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、50 ppm以下である。
(7) マンガン	本品を原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(2)により調製したものを試料溶液とし、マンガン標準原液(原子吸光光度法用)1mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて100mLとし、この液5mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(2)により調製したものと比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
(8) 重金属	重金属性質試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
二 乾燥減量	10.0%以下(1g, 105°C, 6時間)
ホ 定量法	本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液4mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は629nm付近について行うこととし、吸光係数は0.151とする。
4 6 褐色201号	本品は、定量するとき、4-(4-スルホフェニルアゾ)-2-(2,4-キシリルアゾ)-1,3-ベンジオールのモノナトリウム塩(C <sub>20</sub> H <sub>17</sub> N <sub>4</sub> NaO <sub>5</sub> S·4H <sub>2</sub> O)として75.0%以上101.0%以下を含む。
イ 性状	本品は、褐色の粒又は粉末である。
ロ 確認試験	本品のクロロホルム溶液(1→1000)は、帶赤青色を呈する。
(1) 本品の水溶液(1→1000)は、暗黄赤色を呈する。	本品0.05gにクロロホルム2000mLを加えて溶かし、この液4mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長584nm以上590nm以下に吸収の極大を有する。
(2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液5mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長424nm以上430nm以下に吸収の極大を有する。	本品のクロロホルム溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、だいだい色403号標準溶液2mLを標準溶液とし、クロロホルム/1-ブタノール混液(1:6)1を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶赤青色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR <sub>s</sub> 値は、約1.1である。
(3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(9:5)/アンモニア試液(希)を	

(1) 溶状	ハ 溶状	本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
(2) 不溶物	(2) 不溶物	可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。
(3) 可溶物	(3) 可溶物	可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
(4) 塩化物及び硫酸塩	(4) 塩化物及び硫酸塩	塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。
(5) ヒ素	(5) ヒ素	ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
(6) 重金属	(6) 重金属	重金属性質試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
二 乾燥減量	10.0%以下(1g, 105°C, 6時間)	ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
ホ 定量法	本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液5mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は427nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0972とする。	ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
4 7 紫色201号	本品は、定量するとき、1-ヒドロキシ-4-(ピトルイジノ)アントラキノン(C <sub>21</sub> H <sub>15</sub> N <sub>3</sub> ·329.35)として96.0%以上101.0%以下を含む。	ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
イ 性状	本品は、帶青暗紫色の粒又は粉末である。	
ロ 確認試験	本品のクロロホルム溶液(1→1000)は、帶赤青色を呈する。	
(1) 本品のクロロホルム溶液(1→1000)は、帶赤青色を呈する。	本品0.05gにクロロホルム2000mLを加えて溶かし、この液4mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長584nm以上590nm以下に吸収の極大を有する。	
(2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液5mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長424nm以上430nm以下に吸収の極大を有する。	本品のクロロホルム溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、だいだい色403号標準溶液2mLを標準溶液とし、クロロホルム/1-ブタノール混液(1:6)1を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶赤青色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR <sub>s</sub> 値は、約1.1である。	
(3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(9:5)/アンモニア試液(希)を		

本品 0.01g にクロロホルム 100mL を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

## (2) 不溶物

不溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、1.5% 以下である。この場合において、溶媒は、クロロホルムを用いる。

## (3) 可溶物

可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、0.5% 以下である。

## (4) ヒ素試験法

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm 以下である。

## (5) 鉄

本品を原子吸光度法の前処理法（1）により処理し、試料溶液調製法（1）により調製したものを試料溶液とし、鉄標準原液（原子吸光度法用）1mL を正確に量り、薄めた塩酸（1→4）を加えて 10mL とし、この液 5mL を正確に量り、原子吸光度法の前処理法（1）により処理し、試料溶液調製法（1）により調製したものを比較液として原子吸光度法により比較試験を行うとき、その限度は、500 ppm 以下である。

## (6) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm 以下である。

ホ	乾燥減量
2.	0% 以下 (1g, 105°C, 6 時間)
ヘ	強熱残分
ト	1. 0% 以下 (1g)

## 定量法

本品約 0.05g を精密に量り、クロロホルムを加えて溶かし、正確に 200mL とする。この液 4mL を正確に量り、クロロホルムを加えて正確に 100mL とし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は 587 nm 付近について行うこととし、吸光係数は 0.0369 とする。48 19、21 から 24 まで、28、30、32 から 34 まで、37、39、40、45 及び 46 に掲げるもののアルミニウムレーキ本品は、定量するとき、それぞれ 19、21 から 24 まで、28、30、32 から 34 まで、37、39、40、45 及び 46 に掲げる色素原体として、表示量の 90.0% 以上で、37.0% 以下を含む。

## イ 性状

本品は、それぞれ 19、21 から 24 まで、28、30、32 から 34 まで、37、39、40、45 及び 46 に掲げる色素原体の色の明度を上げた粉末である。

## ロ 確認試験

(1) 本品は、レーキ試験法の色素の確認試験（1）の吸光度測定法により試験を行うところと等しい R<sub>f</sub> 値を示すか、又は各確認試験の項に記載された R<sub>s</sub> 値を示す。トと等しい R<sub>f</sub> 値を示すか、又は各確認試験の項に記載された R<sub>s</sub> 値を示す。

ハ (2) レーキ試験法の確認試験（2）のアにより試験を行うとき、沈殿は、溶けない。

## (1) 塩酸及びアンモニア不溶物

レーキ試験法の純度試験（1）の塩酸及びアンモニア不溶物試験法により試験を行うとき、その限度は、0.5% 以下である。

## (2) 水溶性塩化物及び水溶性硫酸塩

レーキ試験法の純度試験（2）の水溶性塩化物試験法及び水溶性硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、2.0% 以下である。

## (3) ヒ素

レーキ試験法の純度試験（5）のヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm 以下である。

## (4) 重金属

レーキ試験法の純度試験（6）の重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、亜鉛にあつては 500 ppm 以下、鉄にあつては 500 ppm 以下、その他の重金属にあつては 20 ppm 以下である。

## 二 定量法

本品約 0.02g 以上 0.1g 以下を精密に量り、水酸化ナトリウム試液（希）2.5 mL を加え、必要に応じて加温し、かくはんし、遠心分離を行い、上澄み液を採取する操作を 4 回繰り返す。これらの操作により得られた上澄み液を合わせ、薄めた塩酸（1→20）で中和し、当該色素原体の定量法で用いる希釈液を加えて正確に 200mL とし、必要に応じて過し、これを試料溶液として、それぞれ 19、21 から 24 まで、28、30、32 から 34 まで、37、39、40、45 及び 46 に掲げる色素原体の定量法に準じて試験を行う。この場合において、当該試料溶液の濃度が適当でないと認められるとき、本品の量を調整する。

## イ 性状

49 28、34 及び 42 並びに第一部の品目の 4、7、8 及び 10 に掲げるもののバリウムレーキ本品は、定量するとき、それぞれ 28、34 及び 42 並びに第一部の品目の 4、7、8 及び 10 に掲げる色素原体として、表示量の 90.0% 以上 110.0% 以下を含む。

イ 性状  
本品は、それぞれ 28、34 及び 42 並びに第一部の品目の 4、7、8 及び 10 に掲げる色素原体の色の明度を上げた粉末である。

## ロ 確認試験

(1) 本品は、レーキ試験法の確認試験（1）の吸光度測定法により試験を行うとき、それぞれ 28、34 及び 42 並びに第一部の品目の 4、7、8 及び 10 に掲げる色素原体と同一の吸収極大波長を、レーキ試験法の確認試験（1）の薄層クロマトグラフ法第1法又は第2法により試験を行うとき、試料溶液から得た主たるスポットはそれぞれ 28、34 及び 42 並びに第一部の品目の 4、7、8 及び 10 に掲げる色素原体の各確認試験の項に記載された色を呈し、確認試験の項に記載された標準溶液から得た主たるスポットと等しい R<sub>f</sub> 値を示すか、又は各確認試験の項に記載された R<sub>s</sub> 値を示す。

ハ (2) レーキ試験法の確認試験（2）のイにより試験を行うとき、沈殿は、溶けない。

## (1) 純度試験 水溶性塩化物及び水溶性硫酸塩

レーキ試験法の純度試験（2）の水溶性塩化物試験法及び水溶性硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、2・0%以下である。

## (2) 水溶性バリウム

レーキ試験法の純度試験（3）の水溶性バリウム試験法により試験を行うとき、混濁又は沈殿は、生じない。

## (3) ヒ素

レーキ試験法の純度試験（5）のヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

## 重金属

レーキ試験法の純度試験（6）の重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、亜鉛にあつては500 ppm以下、鉄にあつては500 ppm以下、その他の重金属にあつては20 ppm以下である。

## 二 定量法

本品約0.02 g以上0.1 g以下を精密に量り、水酸化ナトリウム試液（希）2.5 mLを加え、必要に応じて加温し、かくはんし、遠心分離を行い、上澄み液を採取する操作を4回繰り返す。これらの操作により得られた上澄み液を合わせ、薄めた塩酸（1↓20）で中和し、当該色素原体の定量法で用いる希釈液を加えて正確に200 mLとし、必要に応じてろ過し、これを試料溶液として、それぞれ2.8、3.4及び4.2並びに第一部の品目の4、7、8及び1.0に掲げる色素原体の定量法に準じて試験を行う。この場合において、当該試料溶液の濃度が適当でないと認められるとき、本品の量を調整する。

## 二 定量法

本品約0.02 g以上0.1 g以下を精密に量り、水酸化ナトリウム試液（希）2.5 mLを加え、必要に応じて加温し、かくはんし、遠心分離を行い、上澄み液を採取する操作を4回繰り返す。これらの操作により得られた上澄み液を合わせ、薄めた塩酸（1↓20）で中和し、当該色素原体の定量法で用いる希釈液を加えて正確に200 mLとし、必要に応じてろ過し、これを試料溶液として、それぞれ2.8、3.4及び4.2並びに第一部の品目の4、7、8及び1.0に掲げる色素原体の定量法に準じて試験を行う。この場合において、当該試料溶液の濃度が適当でないと認められるとき、本品の量を調整する。

## 二 定量法

本品は、定量するとき、それぞれ2.8、3.4及び4.0並びに第一部の品目の7、8及び1.0に掲げる色素原体として、表示量の9.0・0%以上1.10・0%以下を含む。

## 二 性状

本品は、それぞれ2.8、3.4及び4.0並びに第一部の品目の7、8及び1.0に掲げる色素原体の色の明度を上げた粉末である。

## 二 確認試験

（1） 本品は、レーキ試験法の確認試験（1）の吸光度測定法により試験を行うとき、それぞれ2.8、3.4及び4.0並びに第一部の品目の7、8及び1.0に掲げる色素原体と同一の吸収極大波長を、レーキ試験法の確認試験（1）の薄層クロマトグラフ法第1法又は第2法により試験を行うとき、試料溶液から得られた主たるスポットはそれぞれ2.8、3.4及び4.0並びに第一部の品目の7、8及び1.0に掲げる色素原体の各確認試験の項に記載された色を呈し、確認試験の項に記載された標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示すか、又は各確認試験の項に記載されたR<sub>s</sub>値を示す。

（2） レーキ試験法の確認試験（2）のウの①により試験を行うとき、液は、橙赤色から褐色までの色を呈する。

（3） レーキ試験法の確認試験（2）のウの②により試験を行うとき、白色の沈殿を生じる。

## ハ 純度試験

### （1） 水溶性塩化物及び水溶性硫酸塩

レーキ試験法の純度試験（2）の水溶性塩化物試験法及び水溶性硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、2・0%以下である。

（2） 水溶性ジルコニウム

レーキ試験法の純度試験（4）の水溶性ジルコニウム試験法により試験を行うとき、混濁又は沈殿は、生じない。

## （3） ヒ素

レーキ試験法の純度試験（5）のヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

## 重金属

レーキ試験法の純度試験（6）の重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、亜鉛にあつては500 ppm以下、鉄にあつては500 ppm以下、その他の重金属にあつては20 ppm以下である。

## 二 定量法

本品約0.02 g以上0.1 g以下を精密に量り、水酸化ナトリウム試液（希）2.5 mLを加え、必要に応じて加温し、かくはんし、遠心分離を行い、上澄み液を採取する操作を4回繰り返す。これらの操作により得られた上澄み液を合わせ、薄めた塩酸（1↓20）で中和し、当該色素原体の定量法で用いる希釈液を加えて正確に200 mLとし、必要に応じてろ過し、これを試料溶液として、それぞれ2.8、3.4及び4.2並びに第一部の品目の7、8及び1.0に掲げる色素原体の定量法に準じて試験を行う。この場合において、当該試料溶液の濃度が適当でないと認められるとき、本品の量を調整する。

## 二 定量法

本品約0.02 g以上0.1 g以下を精密に量り、水酸化ナトリウム試液（希）2.5 mLを加え、必要に応じて加温し、かくはんし、遠心分離を行い、上澄み液を採取する操作を4回繰り返す。これらの操作により得られた上澄み液を合わせ、薄めた塩酸（1↓20）で中和し、当該色素原体の定量法で用いる希釈液を加えて正確に200 mLとし、必要に応じてろ過し、これを試料溶液として、それぞれ2.8、3.4及び4.2並びに第一部の品目の7、8及び1.0に掲げる色素原体の定量法に準じて試験を行う。この場合において、当該試料溶液の濃度が適当でないと認められるとき、本品の量を調整する。

## 二 定量法

本品は、定量するとき、それぞれ2.8、3.4及び4.0並びに第一部の品目の7、8及び1.0に掲げる色素原体として、表示量の9.0・0%以上1.10・0%以下を含む。

## 二 性状

本品は、それぞれ2.8、3.4及び4.0並びに第一部の品目の7、8及び1.0に掲げる色素原体の色の明度を上げた粉末である。

## 二 確認試験

（1） 本品は、レーキ試験法の確認試験（1）の吸光度測定法により試験を行うとき、それぞれ2.8、3.4及び4.0並びに第一部の品目の7、8及び1.0に掲げる色素原体と同一の吸収極大波長を、レーキ試験法の確認試験（1）の薄層クロマトグラフ法第1法又は第2法により試験を行うとき、試料溶液から得られた主たるスポットはそれぞれ2.8、3.4及び4.0並びに第一部の品目の7、8及び1.0に掲げる色素原体の各確認試験の項に記載された色を呈し、確認試験の項に記載された標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示すか、又は各確認試験の項に記載されたR<sub>s</sub>値を示す。

## （2） レーキ試験法の確認試験（2）のウの①により試験を行うとき、液は、橙赤色から褐色までの色を呈する。

## （3） レーキ試験法の確認試験（2）のウの②により試験を行うとき、白色の沈殿を生じる。

## ハ 純度試験

### （1） 水溶性塩化物及び水溶性硫酸塩

レーキ試験法の純度試験（2）の水溶性塩化物試験法及び水溶性硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、2・0%以下である。

規格	22 23 24 25 26 27	青色403号（別名スダンブルーB（Sudan Blue B）） 青色404号（別名フタロシアニンブルー（Phthalocyanine Blue e）） 紫色401号（別名アリズロールパープル（Alizurone Purple）） 黑色401号（別名ナフトールブルーブラック（Naphthol Blue Bl ack）） 1、5から7まで、9、11、14、15、18、19、21、24及び25に掲げるもののアルミニウムレーキ 11及び21に掲げるもののバリウムレーキ
性状	赤色401号	本品は、定量するとき、9—(2—カルボキシフェニル)—6—(4—スルホ—0—トルイジノ)—N—(0—トリル)—3H—キサンテン—3—イミンのジナトリウム塩(C <sub>3</sub> H <sub>24</sub> N <sub>2</sub> N <sub>a</sub> 2O <sub>6</sub> S·634·61)として85.0%以上101.0%以下を含む。
確認試験	口	本品は、赤紫色の粒又は粉末である。
確認試験	(1)	本品の水溶液(1→1000)は、帶青赤色を呈する。
確認試験	(2)	本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液5mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長527nm以上531nm以下に吸収の極大を有する。
確認試験	(3)	本品の水溶液(1→4000)2mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1—ブタノール／エタノール(95)／アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶青赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR <sub>s</sub> 値は、約1.3である。
純度試験	ハ	純度試験
溶状	(1)	本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
溶状	(2)	不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。この場合において、熱湯に代えてエタノール(希)を用いる。
溶状	(3)	可溶物
溶状	(4)	可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。
溶状	(5)	可溶物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、0.0%以下である。
溶状	(6)	亜鉛ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

2	吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。	
ホ定量法	(7) 重金属重金屬試験法により試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。	
ホ定量法	本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液5mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は529nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0929とする。	
2	赤色404号	
確認試験	本品は、定量するとき、4—(5—ニトロ—0—トリルアゾ)—3—ヒドロキシ—2—ナフテ酸アニリド(C <sub>24</sub> H <sub>18</sub> N <sub>4</sub> O <sub>4</sub> ·426.42)として90.0%以上101.0%以下を含む。	
確認試験	口	本品は、赤色の粉末である。
確認試験	(1)	本品0.1gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50℃で加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。
確認試験	(2)	本品0.02gにクロロホルム200mLを加え、必要に応じて約50℃で加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液10mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長493nm以上497nm以下及び516nm以上520nm以下に吸収の極大を有する。
確認試験	(3)	本品0.1gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50℃で加温して溶かした液2mLを試料溶液とし、だいだい色403号標準溶液2mLを標準溶液とし、クロロホルム／1—ブタノール混液(16:1)を展開溶媒として薄層クロマトグラ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR <sub>s</sub> 値は、約0.9である。
純度試験	ハ	純度試験
溶状	(1)	本品0.01gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50℃で加温して溶かすとき、この液は、澄明である。
溶状	(2)	可溶物試験法第1法及び第6法により試験を行うとき、その限度は、3.0%以下及び0.3%以下である。
ヒ素試験	(3)	ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。
ヒ素試験	(4)	ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。
重金属試験	二重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、200ppm以下である。	

ホルム酸カリウム	5.0%以下 (1g, 105°C, 6時間)
1.0%以下 (1g) △ 定量法	本品約0.02gを精密に量り、クロロホルム150mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かし、常温になるまで冷却後、クロロホルムを加えて正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は518nm付近について行うこととし、吸光係数は0.053とする。
赤色 405号	本品は、定量するとき、4-(5-クロロ-2-スルホ-p-トリルアゾ)-3-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸のカルシウム塩(C <sub>18</sub> H <sub>11</sub> CaClN <sub>2</sub> O <sub>6</sub> S·4H <sub>2</sub> O)として85.0%以上101.0%以下を含む。
イ性状	本品は、赤色の粉末である。
ロ 確認試験	(1) 本品0.1gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、黄赤色を呈する。 (2) 本品0.02gにエタノール(酸性希)200mLを加え、必要に応じて加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液10mLを量り、エタノール(酸性希)を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長512nm以上516nm以下に吸収の極大を有する。 (3) 本品0.1gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かした液2mLを試料溶液とし、フライビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール/エタノール(95)/アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるR <sub>s</sub> 値は、約0.9である。
ハ 純度試験	(1) 溶状 本品0.01gにエタノール(酸性希)100mLを加え、必要に応じて加温して溶かすとき、この液は、澄明である。 (2) 可溶物 可溶物試験法第1法及び第6法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下及び1.5%以下である。 (3) 塩化物及び硫酸塩 塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。 (4) ヒ素 ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。 (5) 重金属 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

ホルム酸カリウム	5.0%以下 (1g, 105°C, 6時間)
△ 定量法	本品約0.02gを精密に量り、エタノール(酸性希)150mLを加え、必要に応じて加温して溶かし、常温になるまで冷却後、エタノール(酸性希)を加えて正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、エタノール(酸性希)を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は514nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0430とする。
赤色 501号	本品は、定量するとき、4-[4-(O-トリルアゾ)-O-トリルアゾ]-2-ナフトール(C <sub>24</sub> H <sub>20</sub> N <sub>4</sub> O <sub>3</sub> ·3H <sub>2</sub> O)として95.0%以上101.0%以下を含む。
イ性状	本品は、暗褐色の粒又は粉末である。
ロ 確認試験	(1) 本品のクロロホルム溶液(1→1000)は、赤色を呈する。 (2) 本品0.02gにクロロホルム200mLを加えて溶かし、この液5mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長520nm以上526nm以下に吸収の極大を有する。 (3) 本品のクロロホルム溶液(1→2000)2mLを試料溶液とし、だいだい色403号標準溶液2mLを標準溶液とし、クロロホルム/1,2-ジクロロエタン混液(2:1)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR <sub>s</sub> 値は、約1.0である。 (4) 本品0.01gにエタノール(95)3mL及び塩酸2滴を加えて煮沸するとき、この液は、濃赤色を呈し、これに塩酸(希)5mL及び亜鉛粉末0.5gを加えて、加熱するとき、赤色は、消える。
ハ 融点	183°C以上190°C以下
ニ 純度試験	(1) 溶状 本品0.01gにクロロホルム100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。 (2) 可溶物 可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。 (3) ヒ素 ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。 (4) 重金属 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

(5) 赤色 502号	イ 性状 本品は、帶黃赤色から赤褐色までの色の粒又は粉末である。	
	ロ 確認試験 本品は、帶黃赤色から赤褐色までの色の粒又は粉末である。	
(6) 赤色 502号	イ 性状 本品は、帶黃赤色から赤褐色までの色の粒又は粉末である。	
	ロ 確認試験 本品は、帶黃赤色から赤褐色までの色の粒又は粉末である。	
(7) 赤色 504号	イ 性状 本品は、帶黃赤色から赤褐色までの色の粒又は粉末である。	
	ロ 確認試験 本品は、帶黃赤色から赤褐色までの色の粒又は粉末である。	

(1) 溶状 赤色 502号	イ 性状 本品は、赤色を呈する。	
	ロ 純度試験 本品の水溶液（1→1000）は、赤色を呈する。	
(2) 不溶物 赤色 502号	イ 性状 本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。	
	ロ 純度試験 本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。	
(3) 可溶物 赤色 502号	イ 性状 本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。	
	ロ 純度試験 本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。	
(4) 塩化物及び硫酸塩 赤色 502号	イ 性状 本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。	
	ロ 純度試験 本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。	
(5) ヒ素 赤色 502号	イ 性状 本品試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。	
	ロ 純度試験 本品試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。	
(6) 重金属 赤色 502号	イ 性状 重金屬試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。	
	ロ 純度試験 重金屬試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。	
(7) 乾燥減量 赤色 504号	イ 性状 本品約0.02gを精密に量り、酢酸アソニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、酢酸アソニウム試液を加えて正確に10mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は505nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0491とする。	
	ロ 純度試験 本品約0.02gを精密に量り、酢酸アソニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、酢酸アソニウム試液を加えて正確に10mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は505nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0491とする。	

本品は、定量するとき、2-(5-スルホ-2,4-キシリルアゾ)-1-ナフトール-4-スルホン酸のジナトリウム塩(C<sub>18</sub>H<sub>14</sub>N<sub>2</sub>a<sub>2</sub>O<sub>7</sub>S<sub>2</sub>·4H<sub>2</sub>O·42)として85.0%以上101.0%以下を含む。

#### イ 性状

本品は、赤色の粒又は粉末である。

#### ロ 確認試験

本品の水溶液(1→1000)は、赤色を呈する。

#### (1) 本品0.02gに酢酸アノニウム試液200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り試験を行うとき、波長500nm以上504nm以下に吸収の極大を有する。

#### (2) 本品0.02gに酢酸アノニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

#### (3) 本品のクロロホルム溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、赤色504号標準品の水溶液(1→1000)2mLを標準溶液とし、1-ブタノール(95)/薄めた酢酸(100)(3→10)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

#### ハ 純度試験

(1) 溶状

本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

(3) 可溶物

可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

(6) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

#### 二 乾燥減量

10.0%以下(1g, 105°C, 6時間)

ホ 定量法

本品約0.02gを精密に量り、酢酸アノニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は498nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0670とする。

イ 性状

赤色505号

本品は、定量するとき、1-(2,4-キシリルアゾ)-2-ナフトール(C<sub>18</sub>H<sub>14</sub>N<sub>2</sub>O<sub>7</sub>S<sub>2</sub>·3H<sub>2</sub>O·38)として90.0%以上101.0%以下を含む。

#### 三 定量法

本品約0.02gを精密に量り、酢酸アノニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は502nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0670とする。

イ 性状

赤色505号

本品は、定量するとき、1-(2,4-キシリルアゾ)-2-ナフトール(C<sub>18</sub>H<sub>14</sub>N<sub>2</sub>O<sub>7</sub>S<sub>2</sub>·4H<sub>2</sub>O·42)として90.0%以上101.0%以下を含む。

#### 四 性状

本品は、赤褐色の粒又は粉末である。

#### ロ 確認試験

#### (1) 本品のクロロホルム溶液(1→1000)は、赤色を呈する。

#### 9

(2) 本品0.02gにクロロホルム200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長496nm以上500nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品のクロロホルム溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、赤色505号標準品のクロロホルム溶液(1→1000)2mLを標準溶液とし、クロロホルム/1-ブタノール混液(16:1)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

ハ 純度試験

(1) 溶状

本品0.01gにクロロホルム100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。この場合において、溶媒は、クロロホルムを用いる。

(3) 可溶物

可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

(4) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

(5) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

二 乾燥減量

0.5%以下(1g, 105°C, 6時間)

ホ 強熱残分

0.3%以下(1g)

ホ 定量法

本品約0.02gを精密に量り、クロロホルムを加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は498nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0670とする。

イ 性状

赤色506号

本品は、定量するとき、4-(2-ヒドロキシ-1-ナフチルアゾ)-1-ナフタレンスルホン酸のモノナトリウム塩(C<sub>20</sub>H<sub>13</sub>N<sub>2</sub>aO<sub>4</sub>S·4H<sub>2</sub>O·38)として90.0%以上101.0%以下を含む。

#### イ 性状

本品は、帶褐赤色の粒又は粉末である。

#### ロ 確認試験

本品の水溶液(1→1000)は、赤色を呈する。

(2) 本品0.02gに薄めたエタノール(95)(1→5)200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り、薄めたエタノール(95)(1→5)を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長511nm以上515nm以下に吸収の極大を有する。

- (3) 本品の水溶液（1→1000）2 mLを試料溶液とし、赤色506号標準品の水溶液（1→1000）2 mLを標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール（95）／薄めた酢酸（100）（3→100）混液（6..2..3）を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。
- ハ 純度試験
- (1) 溶状
- 本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
- (2) 不溶物
- 不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- (3) 可溶物
- 可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
- (4) 塩化物及び硫酸塩
- 塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。
- (5) ヒ素
- ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
- (6) 重金属
- 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
- 二 乾燥減量
- 5.0%以下（1g、105℃、6時間）
- ホルムアルデヒドの定量法
- 本品約0.02gを精密に量り、薄めたエタノール（95）（1→5）を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、薄めたエタノール（95）（1→5）を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸光度の測定は513nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0555とする。
- 1.0 だいだい色401号
- 本品は、定量するとき、N-(O-トリル)-2-(2-ニトロ-p-トリルアゾ)-3-オキソブタンニアミド（C<sub>18</sub>H<sub>18</sub>N<sub>4</sub>O<sub>5</sub>..370..36）として85.0%以上10.0%以下を含む。
- イ 性状
- 本品は、黄赤色の粉末である。
- ロ 確認試験
- (1) 本品0.1gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50℃で加温して溶かすとき、この液は、帶赤黄色を呈する。
- (2) 本品0.02gにクロロホルム200mLを加え、必要に応じて約50℃で加温して溶かすとき、この液は、帶赤黄色を呈する。
- (3) 本品0.1gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50℃で加温して溶かした液2 mLを試料溶液とし、だいだい色403号標準溶液2 mLを標準溶液とし、クロロホルムを展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行う

- とき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶赤黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約0.8である。
- ハ 融点  
210℃以上217℃以下
- 二 純度試験
- (1) 溶状
- 本品0.01gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50℃で加温して溶かすとき、この液は、澄明である。
- (2) 可溶物
- 可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。
- (3) ヒ素
- ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。
- (4) 重金属
- 重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。
- ホルムアルデヒドの定量法
- 本品約0.02gを精密に量り、クロロホルム150mLを加え、必要に応じて約50℃で加温して溶かし、常温になるまで冷却後、クロロホルムを加えて正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸光度の測定は432nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0495とする。
- 1.1 だいだい色402号
- 本品は、定量するとき、4-(p-スルホフェニルアゾ)-1-ナフトールのモノナトリウム塩（C<sub>16</sub>H<sub>11</sub>N<sub>2</sub>N<sub>a</sub>O<sub>4</sub>S..350..32）として85.0%以上10.0%以下を含む。
- イ 性状
- 本品は、赤褐色の粒又は粉末である。
- ロ 確認試験
- (1) 本品の水溶液（1→1000）は、黄赤色を呈する。
- (2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、その5mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長474nm以上478nm以下に吸収の極大を有する。
- (3) 本品の水溶液（1→1000）2 mLを試料溶液とし、だいだい色402号標準品の水溶液（1→1000）2 mLを標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール（95）／薄めた酢酸（100）（3→100）混液（6..2..3）を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。
- ハ 純度試験

(1) 可溶物	本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。
(2) 不溶物	不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。
(3) 可溶物	可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。
(4) 塩化物及び硫酸塩	塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、4.0%以下である。
(5) ヒ素	ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。
(6) 重金属	重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。
二 乾燥減量	二 乾燥減量
1 0.0%以下 (1g, 105°C, 6時間)	1 0.0%以下 (1g, 105°C, 6時間)
ホルム定量法	ホルム定量法
本品約0.02gを精密に量り、酢酸アノモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。その5mLを正確に量り、酢酸アノモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は476nm付近について行うこととし、吸光係数は0.071とする。	本品約0.02gを精密に量り、クロロホルムを加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は491nm付近について行うこととし、吸光係数は0.071とする。
1 2 だいだい色403号	1 3 黄色401号
本品は、定量するとき、1-(0-トリルアゾ)-2-ナフトール(C17H14N2O·262.31)として98.0%以上101.0%以下を含む。	本品は、定量するとき、N-フェニル-2-(2-ニトロ-p-トリルアゾ)-3-オキソブタンアミド(C17H16N4O4·340.33)として96.0%以上101.0%以下を含む。
イ 性状	イ 性状
本品は、黄赤色の粒又は粉末である。	本品は、黄色の粉末である。
ロ 確認試験	ロ 確認試験
(1) 本品のクロロホルム溶液(1→1000)は、黄赤色を呈する。	(1) 本品0.1gにクロロホルム100mLを量り、クロロホルムを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、黄色を呈する。
(2) 本品0.02gにクロロホルム200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長410nm以上414nm以下に吸収の極大を有する。	(2) 本品0.02gにクロロホルム200mLを加え、必要に応じて50°Cで加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液10mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長410nm以上414nm以下に吸収の極大を有する。
(3) 本品のクロロホルム溶液(1→2000)2mLを試料溶液とし、だいだい色403号標準品のクロロホルム溶液(1→2000)2mLを標準溶液とし、クロロホルム/1,2-ジクロロエタン混液(2:1)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄赤色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいRf値を示す。	(3) 本品0.1gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かした液2mLを試料溶液とし、黄色401号標準品0.1gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かした液2mLを標準溶液とし、クロロホルムを展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいRf値を示す。
ハ 融点	ハ 融点
1 2 8°C以上132°C以下	1 2 50°C以上
二 純度試験	二 純度試験
(1) 溶状	本品0.01gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、澄明である。
(2) 不溶物	不溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。この場合において、溶媒は、クロロホルムを用いる。

(3) 可溶物	可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。
(4) ヒ素	ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。
(5) 重金属	重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。
(6) 重金属性質	重金属性質
二 乾燥減量	二 乾燥減量
0.5%以下 (1g, 105°C, 6時間)	0.5%以下 (1g, 105°C, 6時間)
ホルム強熱分解	ホルム強熱分解
0.3%以下 (1g)	0.3%以下 (1g)
ト 定量法	ト 定量法
本品約0.02gを精密に量り、クロロホルムを加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は491nm付近について行うこととし、吸光係数は0.071とする。	本品約0.02gを精密に量り、クロロホルムを加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は476nm付近について行うこととし、吸光係数は0.071とする。
1 3 黄色401号	1 3 黄色401号
ロ 確認試験	ロ 確認試験
(1) 本品0.1gにクロロホルム100mLを量り、クロロホルムを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、黄色を呈する。	(1) 本品0.1gにクロロホルム100mLを量り、クロロホルムを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、黄色を呈する。
(2) 本品0.02gにクロロホルム200mLを加え、必要に応じて50°Cで加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液10mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長410nm以上414nm以下に吸収の極大を有する。	(2) 本品0.02gにクロロホルム200mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かす。常温になるまで冷却後、この液10mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長410nm以上414nm以下に吸収の極大を有する。
(3) 本品0.1gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かした液2mLを試料溶液とし、黄色401号標準品0.1gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かした液2mLを標準溶液とし、クロロホルムを展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいRf値を示す。	(3) 本品0.1gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かした液2mLを試料溶液とし、黄色401号標準品0.1gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かした液2mLを標準溶液とし、クロロホルムを展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しいRf値を示す。
二 純度試験	二 純度試験
(1) 溶状	本品0.01gにクロロホルム100mLを加え、必要に応じて約50°Cで加温して溶かすとき、この液は、澄明である。
(2) 可溶物	可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$ 以下である。

(4) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$ 以下である。

ホウ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $20 \text{ ppm}$ 以下である。

(4) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $10 \text{ ppm}$ 以下である。

(4) 重金属

1. 0%以下 (1 g)

ト定量法

ト定量法

本品約 $0.02 \text{ g}$ を精密に量り、クロロホルム $150 \text{ mL}$ を加え、必要に応じて約 $50^\circ\text{C}$ で加温して溶かし、常温になるまで冷却後、クロロホルムを加えて正確に $200 \text{ mL}$ とする。この液 $10 \text{ mL}$ を正確に量り、クロロホルムを加えて正確に $100 \text{ mL}$ とし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は $412 \text{ nm}$ 付近について行うこととし、吸光度は $0.0650$ とする。

14 黄色 $402\text{号}$

本品は、定量するとき、 $1-(4-\text{クロロ}-2-\text{スルホフェニル})-3-\text{メチル}-4-\text{「4-(p-トリルスルホニル)フェニルアルゴ」}-5-\text{ピラゾロンのナトリウム塩}(\text{C } 2\text{H } 1\text{S } 1\text{C } 1\text{N } 4\text{NaO}_7\text{S } 2\cdot 584.99)$ として $85.0\%$ 以上 $101.0\%$ 以下を含む。

イ性状  
本品は、帶褐黃色の粒又は粉末である。

ロ確認試験

(1) 本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ ) は、黄色を呈する。

(2) 本品 $0.02 \text{ g}$ に酢酸アノモニウム試液 $200 \text{ mL}$ を加えて溶かし、この液 $20 \text{ mL}$ を量り、酢酸アノモニウム試液を加えて $100 \text{ mL}$ とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長 $402 \text{ nm}$ 以上 $408 \text{ nm}$ 以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ )  $2 \text{ mL}$ を試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液 $2 \text{ mL}$ を標準溶液とし、 $1-\text{ブタノール}/\text{エタノール}(95)/\text{アンモニア試液(希)}$ 混液 ( $6 \cdot 2 \cdot 3$ ) を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しい $R_f$ 値を示す。

(4) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、本品のスペクトルは、次に掲げる本品の参考スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。

黄色 $403\text{号}$   
(略)

イ性状

本品は、黄色から帶赤黄色までの色の粒又は粉末である。

ロ確認試験

(1) 本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ ) は、黄色を呈する。

(2) 本品 $0.02 \text{ g}$ に酢酸アノモニウム試液 $200 \text{ mL}$ を加えて溶かし、この液 $10 \text{ mL}$ を量り、酢酸アノモニウム試液を加えて $100 \text{ mL}$ とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長 $390 \text{ nm}$ 以上 $394 \text{ nm}$ 以下及び $426 \text{ nm}$ 以上 $430 \text{ nm}$ 以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ )  $2 \text{ mL}$ を試料溶液とし、黄色 $403\text{号}$ の(1)標準品の水溶液 ( $1 \rightarrow 1000$ )  $2 \text{ mL}$ を標準溶液とし、 $1-\text{ブタノール}/\text{エタノール}(95)/\text{アンモニア試液(希)}$ 混液 ( $6 \cdot 2 \cdot 3$ ) を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットと等しい $R_f$ 値を示す。

(4) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、本品のスペクトルは、次に掲げる本品の参考スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。

黄色 $403\text{号}$   
(略)

イ性状

本品 $0.01 \text{ g}$ に水 $100 \text{ mL}$ を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

ハ純度試験

(1) 溶状

本品 $0.01 \text{ g}$ に水 $100 \text{ mL}$ を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、 $0.3\%$ 以下である。

(3) 可溶物

可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、 $1.0\%$ 以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、 $5.0\%$ 以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$ 以下である。

(6) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、 $2 \text{ ppm}$ 以下である。

(6) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。

二 乾燥減量  
10.0%以下 (1g, 105°C, 6時間)

本定量法  
本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長0mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度測定は428nm付近について行うこととし、吸光係数は0.053である。吸光度測定は428nm付近について行うこととし、吸光係数は0.053である。

16 黄色404号  
本品は、定量するとき、1-(フェニルアゾ)-2-ナフチルアミン (C<sub>16</sub>H<sub>13</sub>N<sub>3</sub>·2H<sub>2</sub>O) として99.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状  
本品は、黄赤色から暗黄赤色までの色の粒又は粉末である。

ロ 確認試験  
本品のクロロホルム溶液 (1→1000) は、帶赤黄色を呈する。

(1) 本品0.02gをクロロホルム200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、吸光度の測定は428nm付近について行うこととし、吸光係数は0.053である。

(2) 本品のクロロホルム溶液 (1→1000) 2mLを試料溶液とし、黄色404号標準品のクロロホルム溶液 (1→1000) 2mLを標準溶液とし、3-メチル-1-ブタノール/アセトン/酢酸 (100)/水混液 (4..1..1..1) を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶赤黄色を呈し、当該標準液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

ハ 融点  
99°C以上104°C以下

二 純度試験

(1) 溶状

本品0.01gにクロロホルム100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。この場合において、溶媒は、クロロホルムを用いる。

(3) 可溶物

可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.3%以下である。この場合において、溶媒は、水を用いる。

(4) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

(5) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

ホ 乾燥減量  
0.2%以下 (1g, 80°C, 6時間)

一 強熱残分  
1.0%以下 (1g)

ト 定量法  
本品約0.02gを精密に量り、クロロホルムを加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は436nm付近について行うこととし、吸光係数は0.053である。

17 黄色405号  
本品は、定量するとき、1-(o-トリルアゾ)-2-ナフチルアミン (C<sub>17</sub>H<sub>15</sub>N<sub>3</sub>·2H<sub>2</sub>O) として99.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状  
本品は、黄赤色の粒又は粉末である。

ロ 確認試験  
本品のクロロホルム溶液 (1→1000) は、帶赤黄色を呈する。

(1) 本品0.02gにクロロホルム200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、吸光度の測定は436nm付近について行うこととし、吸光係数は0.053である。

(2) 本品のクロロホルム溶液 (1→1000) 2mLを試料溶液とし、3-メチル-1-ブタノール/アセトン/酢酸 (100)/水混液 (4..1..1..1) を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、帶赤黄色を呈し、当該標準液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

ハ 融点  
120°C以上126°C以下

二 純度試験

(1) 溶状

本品0.01gにクロロホルム100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。この場合において、溶媒は、クロロホルムを用いる。

(3) 可溶物

可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.3%以下である。この場合において、溶媒は、水を用いる。

(4) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

(5) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

ホ 乾燥減量  
0.0%以下 (1g)

ト 定量法

本品約0.02gを精密に量り、クロロホルムを加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は438nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0546とする。

18 黄色406号

本品は、定量するとき、4-(3-スルホフェニルアゾ)ジフェニルアミンのモノナトリウム塩(C<sub>18</sub>H<sub>14</sub>N<sub>3</sub>NaO<sub>3</sub>S·375.38)として85.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状

本品は、黄色の粒又は粉末である。

ロ 確認試験

(1) 本品の水溶液(1→1000)は、黄色を呈する。

(2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長433nm以上439nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール(95)／アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約1.4である。

ハ 純度試験

(1) 溶状  
本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。  
(2) 不溶物  
可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。  
(3) 不溶物  
可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。  
(4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、7.0%以下である。

イ ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。  
(6) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。  
ニ 乾燥減量  
10.0%以下(1g, 80°C, 6時間)  
ホ 定量法  
本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は393nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0581とする。

19 黄色407号  
本品は、定量するとき、3-メチル-4-フェニルアゾ-1-(4-スルホフェニル)-5-ビラゾロンのモノナトリウム塩(C<sub>16</sub>H<sub>13</sub>N<sub>4</sub>NaO<sub>4</sub>S·380.35)として85.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状  
本品は、帶褐黃色の粒又は粉末である。

ロ 確認試験

(1) 本品の水溶液(1→1000)は、黄色を呈する。

(2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長391nm以上395nm以下に吸収の極大を有する。  
(3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール(95)／アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、黄色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約1.3である。

ハ 純度試験

(1) 溶状  
本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。  
(2) 不溶物  
可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。  
(3) 可溶物  
不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。  
(4) 塩化物及び硫酸塩  
塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、6.0%以下である。

イ ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。  
(6) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

ニ 乾燥減量  
10.0%以下(1g, 80°C, 6時間)

ホ 定量法  
本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は393nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0581とする。

20 緑色401号  
本品は、定量するとき、5-イソニトロソ-6-オキソ-5,6-ジヒドロ-2-ナフタレンスルホン酸の鉄塩(C<sub>30</sub>H<sub>15</sub>F<sub>e</sub>N<sub>3</sub>Na<sub>3</sub>O<sub>15</sub>S<sub>3</sub>·878.46)として85.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状  
本品は、暗緑色から帶青緑色までの色の粒又は粉末である。

口 確認試験

(1) 本品の水溶液(1→1000)は、緑色を呈する。

- (2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液25mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長711nm以上717nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液2mLを標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール(95)／アンモニア試液(希)混液(6:2:3)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、緑色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約0.8である。

ハ 純度試験

(1) 溶状

本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

(3) 可溶物

可溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、10.0%以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。ただし、操作法の試料溶液の操作のうち、薄めた塩酸(1→2)5mL及びヨウ化カリウム試液5mLを加える操作の際、L-アスコルビン酸約1gを追加する。なお、試料溶液が褐色に着色しているときは、L-アスコルビン酸を液の色が淡黄色となるまで適宜增量する。

(6) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

二 乾燥減量

ホ 定量法

本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液25mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は714nm付近について行うこととし、吸光係数は0.0227とする。

2 1 緑色402号

本品は、定量するとき、3-[N-エチル-[4-[α-フェニル-4-(N-エチル-3-スルホベンジルアミノ)ベンジリデン]-2,5-シクロヘキサジエニルイミニオ]メチル]ベンゼンスルホナートのモノナトリウム塩(C37H35N<sub>2</sub>N<sub>a</sub>O<sub>6</sub>S<sub>2</sub>·6H<sub>2</sub>O)として85.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状

本品は、金属性の光沢を有する暗紫色の粒又は粉末である。

ロ 確認試験

本品の水溶液(1→1000)は、緑色を呈する。

- (2) 本品0.02gに酢酸アンモニウム試液200mLを加えて溶かし、この液5mLを量り、酢酸アンモニウム試液を加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長617nm以上621nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品の水溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、緑色402号標準品の水溶液(1→1000)2mLを標準溶液とし、1-ブタノール／アセトン／水混液(3:1:1)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、緑色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>f</sub>値は、約0.8である。

（略）  
緑色402号

ハ 純度試験

(1) 溶状

本品0.01gに水100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.3%以下である。

(3) 可溶物

可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、4.0%以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

(6) クロム

本品を原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(3)により調製したものを試料溶液とし、クロム標準原液(原子吸光光度法用)1mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて100mLとし、この液5mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(3)により調製したものと比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、50ppm以下である。

(7) マンガン

本品を原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(2)により調製したものを試料溶液とし、マンガン標準原液(原子吸光光度法用)1mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて100mLとし、この液5mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(3)により処理し、試料溶液調製法(2)により調製したものと比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、50ppm以下である。

二 乾燥減量

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

ホ 10.0%以下 (1g, 105°C, 6時間)

ホ 定量法  
本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液5mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は619nm付近について行うこととし、吸光係数は0.121とする。

22 青色403号

本品は、定量するとき、1-メチルアミノ-4-(m-トルイジノ)アントラキノン(C<sub>22</sub>H<sub>18</sub>N<sub>2</sub>O<sub>2</sub>·342.39)として95.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状  
本品は、青色の粒又は粉末である。

ロ 確認試験

(1) 本品のクロロホルム溶液(1→1000)は、青色を呈する。

(2) 本品0.02gをクロロホルム200mLを加えて溶かし、この液10mLを量り、クロロホルムを加えて100mLとした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長600nm以上606nm以下及び644nm以上650nm以下に吸収の極大を有する。

(3) 本品のクロロホルム溶液(1→1000)2mLを試料溶液とし、だいだい色403号標準溶液2mLを標準溶液とし、クロロホルム/1-ブタノール混液(16:1)を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、青色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対するR<sub>s</sub>値は、約1.0である。

ハ 純度試験

(1) 溶状

本品0.01gにエタノール(95)100mLを加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物  
不溶物試験法第2法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。この場合において、溶媒は、クロロホルムを用いる。

(3) 可溶物

可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、0.3%以下である。

(4) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

(5) 鉄

本品を原子吸光光度法の前処理法(1)により処理し、試料溶液調製法(1)により調製したものを試料溶液として、鉄標準原液(原子吸光光度法用)1mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて100mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(2)により処理し、試料溶液調製法(4)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

(6) 重金属  
重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

ホ 1.0%以下 (1g, 105°C, 6時間)  
ホ 強熱残分  
0.3%以下 (1g)

ヘ 定量法  
本品約0.02gを精密に量り、クロロホルムを加えて溶かし、正確に200mLとする。この液10mLを正確に量り、クロロホルムを加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は647nm付近について行うこととし、吸光係数は0.048とする。

23 青色404号

本品は、定量するとき、フタロシアニンの銅錯塩(C<sub>32</sub>H<sub>16</sub>CuN<sub>8</sub>·576.07)として95.0%以上101.0%以下を含む。

イ 性状  
本品は、青色の粉末である。

ロ 確認試験

(1) 本品0.01gに硫酸4滴又は5滴を加えて溶かすとき、この液は、暗黄緑色を呈し、これを冷水で薄めるとき、青色の沈殿を生じる。

(2) 本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法により試験を行うとき、本品のスペクトルは、次に掲げる本品の参照スペクトルと同一の波数に同一の強度の吸収を有する。  
(略)

ハ 純度試験

(1) 可溶物

可溶物試験法第6法により試験を行うとき、その限度は、0.3%以下である。

(2) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

（3）ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

（4）鉛

本品を原子吸光光度法の前処理法(2)により処理し、試料溶液調製法(4)により調製したものを試料溶液として、鉛標準原液(原子吸光光度法用)2mLを正確に量り、薄めた塩酸(1→4)を加えて100mLとし、この液1mLを正確に量り、原子吸光光度法の前処理法(2)により処理し、試料溶液調製法(4)により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、20ppm以下である。

（5）遊離銅

本品2.0を250mLの共せん付き三角フラスコに量り、水100mLを加えて時々強く振り混ぜ、2時間後に乾燥ろ紙(5種C)でろ過する。ろ液50mLを100mLの比色管に量り、これに用時調製したN,N-ジエチルジチオカルバミド酸ナトリウム三水和物溶液(1→1000)10mLを加え、水を加えて100mLとし、これを試料溶液とする。硫酸銅(I-I)五水和物溶液(17→500000)50mLを100mLの比色管に量り、これに上記のN,N-ジエチルジチオカルバミド酸ナトリウム三水和物溶液10mLを加え、常温になるまで冷却後、水を加えて100

m Lとし、これを比較液とする。試料溶液及び比較液について、白色の背景を用いて比色管の上部から観察するとき、試料溶液の色は、比較液の色より濃くない。

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。

## 二 乾燥減量

5.0%以下 (1 g, 105°C, 6時間)

### ホ 定量法

質量法第3法により試験を行う。この場合において、係数は、1.000とする。

### 2 定量法

4.0%以下 (1 g, 105°C, 6時間)

本品は、定量するとき、1-ヒドロキシ-4-(2-スルホ-p-トルイジノ)アントラキノンのモノナトリウム塩 ( $C_21H_{14}NNaO_6S \cdot 431.39$ ) として 80.0%以上 101.0%以下を含む。

### イ 性状

本品は、帶青暗紫色の粒又は粉末である。

### ロ 確認試験

本品の水溶液 (1→1000) は、紫色を呈する。

### (1) 本品の水溶液

本品 0.02 g に酢酸アンモニウム試液 200 mL を加えて溶かし、この液 25 mL を量り、酢酸アンモニウム試液を加えて 100 mL とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長 567 nm 以上 573 nm 以下に吸収の極大を有する。

### (2) 本品の水溶液

本品の水溶液 (1→1000) 2 mL を試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液 2 mL を標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール (95)／アンモニア試液 (希) 混液 (6:2:3) を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、紫色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対する  $R_s$  値は、約 1.6 である。

### ハ 純度試験

(1) 溶状

本品 0.01 g に水 100 mL を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、0.4%以下である。この場合において、試料採取量は 1 g とし、熱湯に代えてエタノール (希) を用いる。

(3) 可溶物

可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

(6) 鉄

本品を原子吸光光度法の前処理法 (1) により処理し、試料溶液調製法 (1) により調製したものを試料溶液とし、鉄標準原液 (原子吸光光度法用) 1 mL を正確に量り、薄めた塩酸 (1→4) を加えて 10 mL とし、この液 5 mL を正確に量り、原子吸光光度法の前処理法 (1) により処理し、試料溶液調製法 (1) により調製したものを比較液として原子吸光光度法により比較試験を行うとき、その限度は、500 ppm 以下である。

(7) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。

## 二 乾燥減量

10.0%以下 (1 g, 105°C, 6時間)

### ホ 定量法

本品約 0.02 g を精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に 200 mL とする。この液 25 mL を正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に 100 mL とし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は 570 nm 付近について行うこととし、吸光係数は 0.0273 とする。

### 2 定量法

本品は、定量するとき、8-アミノ-7-(4-ニトロフェニルアゾ)-2-(フェニルアゾ)-1-ナフトール-3,6-ジスルホン酸ジナトリウム塩 ( $C_22H_{14}N_6Na_2O_9S_2 \cdot 616.49$ ) として 75.0%以上 101.0%以下を含む。

### イ 性状

本品は、暗褐色の粒又は粉末である。

### ロ 確認試験

本品の水溶液 (1→1000) は、暗青色を呈する。

### (1) 本品の水溶液

本品 0.02 g に酢酸アンモニウム試液 200 mL を加えて溶かし、この液 5 mL を量り、酢酸アンモニウム試液を加えて 100 mL とした液は、吸光度測定法により試験を行うとき、波長 616 nm 以上 620 nm 以下に吸収の極大を有する。

### (2) 本品の水溶液

本品の水溶液 (1→1000) 2 mL を試料溶液とし、フラビアン酸標準溶液 2 mL を標準溶液とし、1-ブタノール／エタノール (95)／アンモニア試液 (希) 混液 (6:2:3) を展開溶媒として薄層クロマトグラフ法第2法により試験を行うとき、当該試料溶液から得た主たるスポットは、暗青色を呈し、当該標準溶液から得た主たるスポットに対する  $R_s$  値は、約 0.9 である。

### ハ 純度試験

(1) 溶状

本品 0.01 g に水 100 mL を加えて溶かすとき、この液は、澄明である。

(2) 不溶物

不溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

(3) 可溶物

可溶物試験法第1法により試験を行うとき、その限度は、1.0%以下である。

(4) 塩化物及び硫酸塩

塩化物試験法及び硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、5.0%以下である。

(5) ヒ素

ヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2 ppm以下である。

(6) 重金属

重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、20 ppm以下である。

二 乾燥減量  
10.0%以下 (1g, 105°C, 6時間)

ホ 定量法  
本品約0.02gを精密に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて溶かし、正確に200mLとする。この液5mLを正確に量り、酢酸アンモニウム試液を加えて正確に100mLとし、これを試料溶液として、吸光度測定法により試験を行う。この場合において、吸収極大波長における吸光度の測定は618nm付近について行うこととし、吸光係数は、0.0916とする。

26 1、5から7まで、9、11、14、15、18、19、21、24及び25に掲げるもののアルミニウムレーキ

本品は、定量するとき、それぞれ1、5から7まで、9、11、14、15、18、19、21、24及び25に掲げる色素原体として、表示量の90.0%以上110.0%以下を含む。

9、21、24及び25に掲げる色素原体として、表示量の90.0%以上110.0%以下を含む。

イ 性状  
本品は、それぞれ1、5から7まで、9、11、14、15、18、19、21、24及び25に掲げる色素原体の色の明度を上げた粉末である。

#### ロ 確認試験

(1) 本品は、レーキ試験法の確認試験(1)の吸光度測定法により試験を行うとき、それぞれ1、5から7まで、9、11、14、15、18、19、21、24及び25に掲げる色素原体と同一の吸収極大波長を、レーキ試験法の確認試験(1)の薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、試料溶液から得られた主たるスポットはそれぞれ1、5から7まで、9、11、14、15、18、19、21、24及び25に掲げる色素原体の各確認試験の項に記載された色を呈し、確認試験の項に記載された標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

#### ハ 純度試験

##### (1) 塩酸及びアンモニア不溶物

レーキ試験法の純度試験(1)の塩酸及びアンモニア不溶物試験法により試験を行うとき、その限度は、0.5%以下である。

(2) 水溶性塩化物及び水溶性硫酸塩  
レーキ試験法の純度試験(2)の水溶性塩化物試験法及び水溶性硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、2.0%以下である。

(3) ヒ素  
レーキ試験法の純度試験(3)のヒ素試験法により試験を行うとき、混濁又は沈殿は、生じない。

#### ハ 純度試験

##### (1) 水溶性塩化物及び水溶性硫酸塩

レーキ試験法の純度試験(2)の水溶性塩化物試験法及び水溶性硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、2.0%以下である。

##### (2) 水溶性バリウム

レーキ試験法の純度試験(3)の水溶性バリウム試験法により試験を行うとき、混濁又は沈殿は、生じない。

#### ハ 純度試験

##### (3) ヒ素

レーキ試験法の純度試験(5)のヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

##### (4) 重金属

レーキ試験法の純度試験(6)の重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、亜鉛にあつては500ppm以下、鉄にあつては500ppm以下、その他の重金属にあつては20ppm以下である。

#### 二 定量法

本品約0.02g以上0.1g以下を精密に量り、水酸化ナトリウム試液(希)2.5mLを加え、必要に応じて加温し、かくはんし、遠心分離を行い、上澄み液を採取する操作を4回繰り返す。これらの操作により得られた上澄み液を合わせ、薄めた塩酸(1↓20)で中和し、当該色素原体の定量法で用いる希釀液を加えて正確に200mLとし、必要に応じて過し、これを試料溶液として、それぞれ1、5及び2、1に掲げる色素原体の定量法に準じて試験を行う。この場合において、当該試料溶液の濃度が適当でないと認められるときは、本品の量を調整する。

#### 二 定量法

本品約0.02g以上0.1g以下を精密に量り、水酸化ナトリウム試液(希)2.5mLを加え、必要に応じて加温し、かくはんし、遠心分離を行い、上澄み液を採取する操作を4回繰り返す。これらの操作により得られた上澄み液を合わせ、薄めた塩酸(1↓20)で中和し、当該色素原体の定量法で用いる希釀液を加えて正確に200mLとあつては20ppm以下である。

し、必要に応じて過し、これを試料溶液として、それぞれ1、5から7まで、9、11、14、15、18、19、21、24及び25に掲げるもののバリウムレーキ試験を行う。この場合において、当該試料溶液の濃度が適当でないと認められるときは、本品の量を調整する。

27 1、1及び2、1に掲げるもののバリウムレーキ

本品は、定量するとき、それぞれ1、1及び2、1に掲げる色素原体として、表示量の90.0%以上110.0%以下を含む。

#### イ 性状

本品は、それぞれ1、1及び2、1に掲げる色素原体の色の明度を上げた粉末である。

#### ロ 確認試験

(1) 本品は、レーキ試験法の確認試験(1)の吸光度測定法により試験を行うとき、それぞれ1、1及び2、1に掲げる色素原体と同一の吸収極大波長を、レーキ試験法の確認試験(1)の薄層クロマトグラフ法第1法により試験を行うとき、試料溶液から得られた主たるスポットはそれぞれ1、1及び2、1に掲げる色素原体の各確認試験の項に記載された色を呈し、当該色素の標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示す。

#### ハ 純度試験

##### (1) 塩酸及びアンモニア不溶物

レーキ試験法の確認試験(2)のイにより試験を行うとき、沈殿は、溶けない。

##### (2) 水溶性塩化物及び水溶性硫酸塩

レーキ試験法の純度試験(2)の水溶性塩化物試験法及び水溶性硫酸塩試験法により試験を行うとき、それぞれの限度の合計は、2.0%以下である。

##### (2) 水溶性バリウム

レーキ試験法の純度試験(3)の水溶性バリウム試験法により試験を行うとき、混濁又は沈殿は、生じない。

#### ハ 純度試験

##### (3) ヒ素

レーキ試験法の純度試験(5)のヒ素試験法により試験を行うとき、その限度は、2ppm以下である。

##### (4) 重金属

レーキ試験法の純度試験(6)の重金属試験法により試験を行うとき、その限度は、亜鉛にあつては500ppm以下、鉄にあつては500ppm以下、その他の重金属にあつては20ppm以下である。

#### 二 定量法

本品約0.02g以上0.1g以下を精密に量り、水酸化ナトリウム試液(希)2.5mLを加え、必要に応じて加温し、かくはんし、遠心分離を行い、上澄み液を採取する操作を4回繰り返す。これらの操作により得られた上澄み液を合わせ、薄めた塩酸(1↓20)で中和し、当該色素原体の定量法で用いる希釀液を加えて正確に200mLとし、必要に応じて過し、これを試料溶液として、それぞれ1、1及び2、1に掲げる色素原体の定量法に準じて試験を行う。この場合において、当該試料溶液の濃度が適当でないと認められるときは、本品の量を調整する。

#### 一般試験法

##### 1 塩化物試験法

塩化物試験法は、試料中に混在する塩化物の量を試験する方法であり、その量は塩化ナトリウム(NaCl)の量として質量百分率(%)で表す。

##### 第四部

試料約2gを精密に量り、水約100mLを加えて溶かし、これに活性炭10gを加えて2分間から3分間程度穏やかに煮沸する。これを室温になるまで冷却し、薄めた硝酸(38→100)1mLを加えて激しくかき混ぜた後、水を加えて正確に200mLとし、よく振り混ぜた後、乾燥ろ紙を用いてろ過する。このろ液50mLを250mLの共栓フラスコに正確に量り、薄めた硝酸(38→100)約2mLを加え、0.1mL/硝酸銀液10mLを正確に加え、ニトロベンゼン約5mLを加える。これを、塩化銀が析出するまで振り混ぜ、硫酸アソニモニウム鉄(I-II)試液1mLを加え、過剰の硝酸銀を0.1mL/Lチオシアノ酸アソニモニウム液で滴定する。次いで、別に同様の方法で空試験を行い、次式により塩化物の量を求める。この場合において、塩化物の量が多いときは、0.1mL/L硝酸銀液を增量する。

$$\text{塩化物の量} (\%) = \frac{(a_0 - a)}{(a_0 + a)} \times 100$$

a … 0.1mL/Lチオシアノ酸アソニモニウム液の消費量 (mL)  
a\_0 … 空試験における0.1mL/Lチオシアノ酸アソニモニウム液の消費量 (mL)  
b … 試料溶液の調製に用いた活性炭の同じ質量を量り、メスシリンドラーに入れ、一定量の水を加えたときの活性炭の体積 (mL)

## 2 炎色反応試験法

炎色反応試験法は、試料を塩酸で潤して炎色反応を行い、その炎色を観察し、構造中に存在するカリウム塩、ナトリウム塩、カルシウム塩、バリウム塩又はストロンチウム塩を確認する方法である。

## (1) カリウム塩 淡紫色

## (2) ナトリウム塩 黄色

## (3) カルシウム塩 黄赤色

## (4) バリウム塩 黄緑色

## (5) ストロンチウム塩 深紅色

## 3 可溶物試験法

可溶物試験法は、試料中に含まれる水又は有機溶媒に溶ける物質の量を試験する方法であり、その量は質量百分率(%)で表す。

イ 装置  
(1) ソックスレー抽出器  
(2) 共通り合わせ連続抽出器

(略)

## 口 操作法

## (1) 第1法

試料約5gを円筒ろ紙に精密に量り、イソプロピルエーテル(抽出用)100mLを加え、ソックスレー抽出器で2時間抽出する。抽出液を質量既知の蒸発皿に移し、これに抽出器をイソプロピルエーテル(抽出用)10mLで洗浄した洗液を合わせる。

## (2) 共通り合わせ連続抽出器

## アルカリ性エーテル抽出分(%) = (蒸発残留物(g) / 試料採取量(g)) × 100

## (c) 酸性エーテル抽出分(%) = (蒸発残留物(g) / 試料採取量(g)) × 100

これを水浴上で加熱してイソプロピルエーテル(抽出用)を留去し、デシケーター(シリカゲル)中で恒量になるまで乾燥した後、その質量(W1)を精密に量る。次いで抽出残留物にイソプロピルエーテル(抽出用)100mLを加え、ソックスレー抽出器で2時間抽出する。抽出液を質量既知の蒸発皿に移し、これに抽出器をイソプロピルエーテル(抽出用)10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを水浴上で加熱してイソプロピルエーテル(抽出用)を留去し、デシケーター(シリカゲル)中で恒量になるまで乾燥した後、その質量(W2)を精密に量り、次式によりイソプロピルエーテル抽出分を求める。

$$\text{イソプロピルエーテル抽出分} (\%) = (W_1 - W_2) / (W_1 + W_2) \times 100$$

## (2) 第2法

中性エーテル抽出分、アルカリ性エーテル抽出分及び酸性エーテル抽出分をそれぞれ求め、これらの総和をエーテル抽出分とする。

## 中性エーテル抽出分

(a) 中性エーテル抽出分

試料約5gを精密に量り、水200mLを加えて溶かし分液ロートに移す。イソプロピルエーテル(抽出用)100mLを加え1分間よく振り混ぜた後、静置してイソプロピルエーテル層を分取する操作を3回繰り返す。これらの操作により得られた抽出液を合わせ、水層は別に保存する。抽出に用いた分液ロートをイソプロピルエーテル(抽出用)10mLで洗い、洗液を抽出液に合わせる。これに水20mLを加え、振り混ぜて洗浄する操作を、洗液が着色しなくなるまで繰り返し、洗液を別に保存する。この操作により得られたイソプロピルエーテル層をフラスコに移し、これに分液ロートをイソプロピルエーテル(抽出用)10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを留去して、約50mLとした後、質量既知の蒸発皿に移し、これにフラスコをイソプロピルエーテル(抽出用)10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを温湯の水浴上で穏やかに加温して乾固し、デシケーター(シリカゲル)中で恒量になるまで乾燥した後、質量を精密に量り、次式により中性エーテル抽出分を求める。

$$\text{中性エーテル抽出分} (\%) = (\text{蒸発残留物}(g) / \text{試料採取量}(g)) \times 100$$

## (b) アルカリ性エーテル抽出分

(a) 別に保存した水層に別に保存した洗液を合わせ、これに水酸化ナトリウム

溶液(1↓10)2mLを加え、分液ロートに移す。イソプロピルエーテル(抽出用)100mLを加え1分間よく振り混ぜた後、静置してイソプロピルエーテル層を分取する操作を3回繰り返す。これらの操作により得られた抽出液を合わせ、水層は別に保存する。抽出に用いた分液ロートをイソプロピルエーテル(抽出用)10mLで洗い、洗液を抽出液に合わせる。これに水酸化ナトリウム試液(希)20mLを加え、振り混ぜて洗浄する操作を、洗液が着色しなくなるまで繰り返し、洗液は別に保存する。この操作により得られたイソプロピルエーテル層をフラスコに移し、これに分液ロートをイソプロピルエーテル(抽出用)10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを留去して約50mLにした後、質量既知の蒸発皿に移し、これにフラスコをイソプロピルエーテル(抽出用)10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを温湯の水浴上で穏やかに加温して乾固し、デシケーター(シリカゲル)中で恒量になるまで乾燥した後、質量を精密に量り、次式によりアルカリ性エーテル抽出分を求める。

$$\text{アルカリ性エーテル抽出分} (\%) = (\text{蒸発残留物}(g) / \text{試料採取量}(g)) \times 100$$

## (c) 酸性エーテル抽出分

(b) 別に保存した水層に別に保存した洗液を合わせ、これに薄めた塩酸(1↓3)3mLを加え、分液ロートに移す。イソプロピルエーテル(抽出用)100m

しを加え1分間よく振り混ぜた後、静置してイソプロピルエーテル層を分取する操作を3回繰り返す。これらの操作により得られた抽出液を合わせ、これに抽出用いた分液ロートをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗浄した洗液を合わせる。これに薄めた塩酸（1→200）20mLを加え、振り混ぜて洗浄する操作を、水層が着色しなくなるまで繰り返す。この操作により得られたイソプロピルエーテル層をフラスコに移し、これに分液ロートをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを留去して約50mLにした後、質量既知の蒸発皿に移し、これにフラスコをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを温湯の水浴上で温湯の水浴上で加温しながら、5時間抽出する。これらの中の操作により得られた抽出液を合わせ、これを分液ロートに移し、水層は別に保存する。抽出用のフラスコをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗い、洗液を抽出液に合わせる。これに水20mLを加え、振り混ぜて洗浄する操作を、水層が着色しなくなるまで繰り返し、洗液は別に保存する。この操作により得られたイソプロピルエーテル層をフラスコに移し、これに分液ロートをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを留去して約50mLにした後、質量既知の蒸発皿に移し、これにフラスコをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを温湯の水浴上で温湯の水浴上で加温して乾固し、デシケーター（シリカゲル）中で恒量になるまで乾燥した後、質量を精密に量り、次式により酸性エーテル抽出分を求める。

$$\text{酸性エーテル抽出分} (\%) = \frac{\text{蒸発残留物} (\text{g})}{\text{試料採取量} (\text{g})} \times 100$$

### (3) 第3法

中性エーテル抽出分、アルカリ性エーテル抽出分及び酸性エーテル抽出分のうち、規格で規定する抽出分の和をもってエーテル抽出分とする。

#### (a) 中性エーテル抽出分

試料約5gを精密に量り、水100mLを加えて溶かし、共通すり合わせ連続抽出器の抽出器Aで抽出する。別にフラスコBにイソプロピルエーテル（抽出用）100mLを入れ、温湯の水浴上で加温しながら、5時間抽出する。これらの操作により得られた抽出液を合わせ、これを分液ロートに移し、水層は別に保存する。抽出用のフラスコをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗い、洗液を抽出液に合わせる。これに水20mLを加え、振り混ぜて洗浄する操作を、水層が着色しなくなるまで繰り返し、洗液は別に保存する。この操作により得られたイソプロピルエーテル層をフラスコに移し、これに分液ロートをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを留去して約50mLにした後、質量既知の蒸発皿に移し、これにフラスコをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを温湯の水浴上で温湯の水浴上で加温して乾固し、デシケーター（シリカゲル）中で恒量になるまで乾燥した後、質量を精密に量り、(2)の(a)に掲げる式により中性エーテル抽出分を求める。

#### (b) アルカリ性エーテル抽出分

(a) の抽出器Aの中の水溶液に水酸化ナトリウム溶液（1→10）2mLを加えて抽出する。別にフラスコBにイソプロピルエーテル（抽出用）100mLを入れ、温湯の水浴上で加温しながら、5時間抽出する。これらの操作により得られた抽出液を合わせ、これを分液ロートに移し、水層は別に保存する。抽出用のフラスコをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗い、洗液を抽出液に合わせる。これに水酸化ナトリウム試液（希）20mLを加え、振り混ぜて洗浄する操作を、水層が着色しなくなるまで繰り返し、洗液は別に保存する。この操作により得られたイソプロピルエーテル層をフラスコに移し、これに分液ロートをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを留去して約50mLにした後、質量既知の蒸発皿に移し、これにフラスコをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗浄した洗液を合わせ、温湯の水浴上で温湯の水浴上で加温して乾固し、デシケーター（シリカゲル）中で恒量になるまで乾燥した後、質量を精密に量り、(2)の(b)に掲げる式によりアルカリ性エーテル抽出分を求める。

### (4) 第4法

中性エーテル抽出分

#### (a) 中性エーテル抽出分

試料約5gを精密に量り、水酸化ナトリウム溶液（2→100）100mLを加えて溶かし、共通すり合わせ連続抽出器で抽出する。フラスコBにイソプロピルエーテル（抽出用）100mLを入れ、温湯の水浴上で加温しながら、5時間抽出する。これらの操作により得られた抽出液を合わせ、これを分液ロートに移し、これにフラスコBをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗浄した洗液を合わせる。これに水酸化ナトリウム試液（希）20mLを加え、振り混ぜて洗浄する操作を、水層が着色しなくなるまで繰り返す。この操作により得られたイソプロピルエーテル層をフラスコに移し、これに分液ロートをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを留去して約50mLにした後、質量既知の蒸発皿に移し、これにフラスコをイソプロピルエーテル（抽出用）10mLで洗浄した洗液を合わせる。これを温湯の水浴上で温湯の水浴上で加温して乾固し、デシケーター（シリカゲル）中で恒量になるまで乾燥した後、質量を精密に量り、(2)の(c)に掲げる式により酸性エーテル抽出分を求める。

### (5) 第5法

アルカリ性エーテル抽出分

#### (a) 中性エーテル抽出分

試料約5gを円筒ろ紙に精密に量り、アセトン100mLを加え、ソックレスレー抽出器で2時間抽出する。抽出液を質量既知の蒸発皿に移し、これに抽出器をアセトン100mLで洗浄した洗液を合わせる。アセトンを留去し、デシケーター（シリカゲル）中で恒量になるまで乾燥した後、その質量（W1）を精密に量る。次いで抽出残留物にアセトン100mLを加え、ソックレスレー抽出器で2時間抽出する。抽出液を質量既知の蒸発皿に移し、これに抽出器をアセトン10mLで洗浄した洗液を合わせる。アセトンを留去し、デシケーター（シリカゲル）中で恒量になるまで乾燥した後、その質量（W2）を精密に量り、次式によりアセトン抽出分を求める。

$$\text{アセトン抽出分} (\%) = \frac{(W_1 - W_2)}{W_1} \times 100$$

### (6) 第6法

アセトン抽出分

#### (a) 中性エーテル抽出分

試料約5gを精密に量り、水約190mLを加え、激しく振り混ぜる。その後、2時間にわたり振り混ぜた後、水を加え正確に200mLとし、ろ紙を用いてろ過する。このろ液100mLを質量既知の蒸発皿に正確に量り、水浴上で乾固する。これを105°Cで恒量になるまで乾燥し、デシケーター（硫酸）中で室温になるまで放冷した後、その質量を精密に量り、次式により水可溶分を求める。

$$\text{水可溶分} (\%) = \frac{(\text{蒸発残留物} (\text{g}) \times 2)}{\text{試料採取量} (\text{g})} \times 100$$

### (7) 第7法

アルカリ性エーテル抽出分

#### (a) 中性エーテル抽出分

試料約5gを精密に量り、水約190mLを加え、激しく振り混ぜる。その後、2時間にわたり振り混ぜた後、水を加え正確に200mLとし、ろ紙を用いてろ過する。このろ液100mLを質量既知の蒸発皿に正確に量り、水浴上で乾固する。これを105°Cで恒量になるまで乾燥し、デシケーター（硫酸）中で室温になるまで放冷した後、その質量を精密に量り、次式により水可溶分を求める。

試料約5gを円筒ろ紙に精密に量り、クロロホルム100mLを加え、ソックスレー抽出器で6時間抽出する。抽出液を質量既知の蒸発皿に移し、これに抽出器をクロロホルム30mLで洗浄した洗液を合わせる。クロロホルムを留去し、デシケーター（シリカゲル）中で恒量になるまで乾燥した後、その質量（W<sub>1</sub>）を精密に量る。次いで抽出残留物にクロロホルム100mLを加え、ソックスレー抽出器で6時間抽出する。抽出液を質量既知の蒸発皿に移し、これに抽出器をクロロホルム30mLで洗浄した洗液を合わせる。クロロホルムを留去し、デシケーター（シリカゲル）中で恒量になるまで乾燥した後、抽出物の質量（W<sub>2</sub>）を精密に量り、次式によりクロロホルム抽出分を求める。

$$\text{クロロホルム抽出分} (\%) = \frac{(W_1 - W_2)}{W_1} \times 100$$

4 乾燥減量試験法  
乾燥減量試験法は、試料をそれぞれの規格において規定する条件で乾燥し、その減量を測定する方法である。

イ 装置  
恒温乾燥器（試料の規格において規定する温度にしようとするとき、当該温度から±2℃の範囲内に調節されるものに限る。）を用いる。

ロ 操作法  
あらかじめ、ばかりびんをそれぞれの試料の規格において規定する温度で30分間乾燥した後、デシケーター（シリカゲル）中で放冷し、質量を精密に量る。これに試料約1gを精密に量り、試料の層が5mm以下になるよう広げる。これをそれぞれの試料の規格において規定する温度において6時間乾燥した後、デシケーター（シリカゲル）中で室温になるまで放冷し、その質量を精密に量り、次式により乾燥減量を求める。

$$\text{乾燥減量} (\%) = \frac{\text{減量 (g)}}{\text{試料採取量 (g)}} \times 100$$

5 吸光度測定法  
吸光度測定法は、試料をそれぞれの規格において規定する溶媒に溶かし、吸収の極大の波長を測定することにより確認試験を行い、吸収の極大の波長における一定濃度の溶液の吸光度を測定することにより定量を行う方法である。

イ 装置  
分光光度計を用いる。可視部の測定には、光源としてタンクスランプ又はハロゲンランプを用いる。可視部の吸光測定にはガラス製又は石英製の層長1cmのセルを用いる。

ロ 操作法  
規格において規定する溶液について試験を行う。確認試験は、吸光度が0.2から0.7までの範囲にならない場合は、0.2から0.7までの範囲になるように、規格において規定する溶媒で調整する。定量は、規格において規定する吸収極大波長における吸光度（A）を測定し、次式により定量する。

$$\text{色素含量} (\%) = \frac{A}{(B \times N)} \times 100$$

B…それぞれの試料の規格において規定する吸光係数。この場合において、吸光係数とは、色素1mgを溶媒1000mLに溶かし、層長1cmのセルを用いて測定した吸光度をいう。

N…試料溶液中の試料濃度（ppm）

ハ 波長及び吸光度の校正  
波長の読み取りは、波長校正用光学フィルターを用い、それぞれのフィルターに添された試験成績書の試験条件において試験成績書に示された基準値の波長における透過率を測定し、透過率が極小値を示すものについて行う。この場合において、波長の読み取りは、低圧水銀ランプの253.65nm、365.02nm、435.84nm若しくは546.07nm又は重水素放電管の486.00nm若しくは656.10nmの輝線を用いて行うことができる。

吸光度の読み取りは、透過率校正用光学フィルターを用い、それぞれのフィルターに添付された試験成績書の試験条件において試験成績書に示された基準値の波長における透過率の読み取りを行う。この場合において、同一波長において透過率の異なる透過率校正用光学フィルターの複数枚を用い、透過率の直線性の確認を行うことが望ましい。

二 波長及び透過率校正用光学フィルターは、次に示すものを用いる。

波長校正用光学フィルターの種類	波長校正範囲 (nm)					品名 (注)
	400~575	500~600	550~650	575~675	600~700	
波長校正用オゾン光学フィルター	400~575	500~600	550~650	575~675	600~700	JCRM001
波長校正用ボルミウム光学フィルター	250~400	300~450	350~500	400~550	450~600	JCRM002

透過率校正用光学フィルターは次に示すものを用いる。

透過率校正用光学フィルターの種類	波長校正範囲 (nm)					品名 (注)
	校正透過率 (%)	250~300	300~350	350~400	400~450	
透過率校正用ボルミウム光学フィルター	250~300	300~350	350~400	400~450	450~500	JCRM101
透過率校正用オゾン光学フィルター	250~300	300~350	350~400	400~450	450~500	JCRM110

（注）財團法人日本品質保証機構（昭和32年10月28日に財團法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう。）から供給される光学フィルターの形式名

6 強熱残分試験法  
強熱残分試験法は、試料を強熱する場合において、揮発せずに残留する物質の量を測定し、試料中に含まれる無機物の量を試験する方法である。

イ 操作法  
白金製、石英製又は磁製のるっぽを恒量になるまで強熱し、デシケーター（シリカゲル）中で放冷した後、その質量を精密に量る。これに試料約1gを精密に量り、硫酸少量で潤し、徐々に加熱してなるべく低温でほとんど灰化又は揮散させた後、硫酸で潤し、徐々に加熱してなるべく低温で完全に灰化させ、恒量になるまで強熱する。これをデシケーター（シリカゲル）中で室温になるまで放冷した後、質量を精密に量り、次式により強熱残分を求める。

$$\text{強熱残分} (\%) = \frac{\text{残分 (g)}}{\text{試料採取量 (g)}} \times 100$$

7 強熱残分  
原子吸光光度法  
原子吸光光度法は、光が原子蒸気層を通過するとき、基底状態の原子が特有の波長の光を吸収する現象を利用して、試料中の被検元素の量（濃度）を測定する方法である。

イ 装置  
装置は、光源部、試料原子化部、分光部、測光部及び表示記録部からなるものを用いる。光源部には、中空陰極ランプ又は放電ランプ等を用いる。試料原子化部は、フレーム方式、電気加熱方式又は冷蒸気方式によるものとし、フレーム方式の場合は、試料原子化部はバーナー及びガス流量調節器からなるものとする。分光部には、回折格子又は干涉フィルターを用いる。測光部は、検出器及び信号処理系からなるものとする。表示記録部には、ディスプレイ、信号記録装置等を用いる。なお、バックグラウンドの補正法としては、連続スペクトル光源方式、ゼーマン方式、非共鳴近接線方式又は自己反転方式がある。

ロ 操作法  
ヘにおいて被検元素ごとに定める光源ランプを装てんし、測光部に通電する。当該光源ランプを点灯し、分光器をヘにおいて被検元素ごとに定める分析線波長に合わせた後、適当な電流値に設定する。

へにおいて被検元素ごとに定める支燃性ガス及び可燃性ガスを用い、これらの混合ガスに点火してガス流量、圧力を調節し、溶媒をフレーム中に噴霧してゼロ点調整を行う。ニに定める試料溶液調製法で調製した試料溶液をフレーム中に噴霧し、その吸光度を測定する。

#### ハ 前処理法

- (1) 試料約1gをケルダールフラスコに精密に量り、硫酸6mL及び硝酸10mLを加えて穏やかに加熱する。液の色が暗色に変わり始めたとき、硝酸10mLを追加し、白煙が発生するまで加熱する。この場合において、液の色が黄色にならないときは、室温まで冷却して硝酸10mLを追加し、白煙が発生するまで加熱する操作を繰り返す。液の色が黄色になった後、室温になるまで冷却する。これを室温になるまで冷却しを加え、液の色が無色又は淡黄色になるまで加熱する。これを室温になるまで冷却して飽和シユウ酸アンモニウム一水和物溶液15mLを加え、亜硫酸ガスの白煙が発生するまで加熱する。これを室温になるまで冷却し、水20mLを加え、沸騰するまで加熱した後、室温まで冷却し、水を加えて、正確に50mLとする。
- (2) 試料約1gをケルダールフラスコに精密に量り、硝酸5mLを加え穏やかに加熱した後、硝酸／過塩素酸混液(1:1)3mLを加え、乾固させないよう注意しながら穏やかに加熱する。この場合において、乾固させると爆発するおそれがあり、加熱する操作は、十分な注意を払って行う。これを室温まで冷却した後、硝酸／過塩素酸混液(1:1)3mLを追加し、乾固させないように注意しながら穏やかに加熱して濃縮する。室温になるまで冷却した後、水20mL及び薄めた塩酸(1:1)20mLを加えて10分間煮沸した後、ろ紙を用いてろ過し、ろ液に水を加えて正確に50mLとする。
- (3) 試料約1gをケルダールフラスコに精密に量り、硝酸5mLを加え穏やかに加熱した後、硝酸／過塩素酸混液(1:1)3mLを加え、乾固させないよう注意しながら穏やかに加熱する。乾固させると爆発するおそれがあるため、加熱する操作には十分に注意を払つて行う。この場合において、液の色がほとんど無色透明にならないときは、室温まで冷却して硝酸／過塩素酸混液(1:1)3mLを追加し、乾固させないよう注意しながら穏やかに加熱して濃縮する操作を繰り返す。液の色がほとんど無色透明になった後、室温になるまで冷却して硝酸／過塩素酸混液(1:1)3mLを加え、乾固させないように注意しながら穏やかに加熱して濃縮する操作を3回繰り返す。これを室温になるまで冷却し、水を加えて正確に50mLとする。

#### 二 試料溶液調製法

- (1) 前処理法(1)又は(2)で得られた溶液の10mLを100mLの分液ロートに正確に量り、プロモチモールブルー試液2滴を指示薬として加え、薄めたアンモニア水(2:8)(1:2)を加えて中和した後、酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液10mLを加え、pH値が6になるよう調整する。これに酒石酸ナトリウムカリウム四水和物溶液(1:4)5mL、饱和硫酸アンモニウム溶液10mL及びN,N-ジエチルジチオカルバミド酸ナトリウム溶液(1:50)10mLを正確に加え、5分間振り混ぜ、4-メチル-2-ペンタノン層を試料溶液と正確に加え、5分間振り混ぜ、4-メチル-2-ペンタノン層を試料溶液とする。

k : 標準において規定する係数

8 質量法  
質量法は、第1法、第2法又は第3法によって色素含量を定量する方法である。

イ 操作法  
(1) 第1法  
試料約0.5gを精密に量り、水50mLを加えて溶かし、これを500mLのビーカーに移し、沸騰するまで加熱した後、薄めた塩酸(1:50)25mLを加えて再び煮沸する。次いでビーカーの内壁を少量の水で洗つた後ビーカーの口を時計皿で覆い、水浴上で約5時間加熱する。室温になるまで冷却した後、沈殿物を質量既知のつぼ形ガラスの過器(1G4)でろ過し、薄めた塩酸(1:200)10mLずつで3回、水約10mLずつで2回洗う。沈殿物をつぼ形ガラスの過器とともに105°Cで3時間乾燥し、デシケーター(シリカゲル)中で放冷した後、精密に量り、次式により色素含量を求める。

$$\text{色素含量} (\%) = ((\text{沈殿物の量} (\text{g}) \times k) / \text{試料採取量} (\text{g})) \times 100$$

(3) 前処理法(3)で得られた溶液の25mLを正確に量り、薄めた硫酸(3:50)10mLを加え、水を加えて約50mLにした後、過マンガン酸カリウム試液2滴又は3滴を加えて加熱する。この場合において、液の紫紅色が消失したときは、過マンガン酸カリウム試液を滴加し、加熱する操作を繰り返す。液の紫紅色が消えなくなつた後プロモチモールブルー試液2滴を指示薬として加え、薄めたアンモニア水(2:8)(1:2)を加えて中和した後、100mLの分液ロートに移す。これに酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液10mL及びN,N-ジエチルジチオカルバミド酸ナトリウム水和物溶液(1:50)10mLを加えた後、4-メチル-2-ペンタノン10mLを正確に加え、5分間振り混ぜ、4-メチル-2-ペンタノン層を試料溶液とする。

#### ホ 比較試験法

それぞれの試料の規格において規定された前処理法及び試料溶液調製法により、試料溶液を調製する。次に、被検元素の標準原液(原子吸光光度法用)をそれぞれの試料の規格において規定された量を正確に量り、試料溶液と同様の前処理法及び溶液調製法により、比較液を調製する。試料溶液及び比較液について、フレーム方式により被検元素の分析線波長で吸光度を測定し、試料溶液の吸光度が比較液の吸光度より大きくなつたときは、試料溶液中に含まれる被検元素の量は、規格における規格値よりも小さいことが確認される。

## (2) 第2法

試料約0.5 gを精密に量り、水酸化ナトリウム試液(希)50 mLを加えて溶かし、これを500 mLのビーカーに移し、沸騰するまで加熱した後、薄めた塩酸(1↓50)25 mLを加えて再び煮沸する。ビーカー内壁を少量の水で洗った後ビーカーの口を時計皿で覆い、水浴上で約5時間加熱する。室温になるまで冷却した後、沈殿物を質量既知のつぼ形ガラスろ過器(1G4)でろ過し、薄めた塩酸(1↓20)10 mLずつで3回、水約10 mLずつで2回洗う。沈殿物をるつぼ形ガラスろ過器とともに105°Cで3時間乾燥し、デシケーター(シリカゲル)中で放冷した後、精密に量り、第1法と同じ式により色素含量を求める。

## (3) 第3法

試料約0.1 gを50 mLのビーカーに精密に量り、硫酸5 mLを加えて水浴上で加温して溶かす。室温になるまで冷却した後、水約100 mLを入れた300 mLの広口三角フラスコに移す。ビーカー中の残留物は、水約20 mLを加えて広口三角フラスコに洗い込む。ここに生じた沈殿物を質量既知のつぼ形ガラスろ過器(1G4)でろ過し、水15 mLずつで6回洗う。沈殿物をるつぼ形ガラスろ過器とともに85°Cで恒量になるまで乾燥し、デシケーター(シリカゲル)中で放冷した後、精密に量り、第1法と同じ式により色素含量を求める。

## 重金属試験法

重金属試験法は、試料中に混在する重金属(酸性で硫化ナトリウム試液によって呈色又は混濁若しくは沈殿を生ずる金属性混在物をいう。)の量の限度を試験する方法であり、その量は鉛(Pb)の量として質量百万分率(ppm)で表す。

## イ 試料溶液及び比較液の調製法

試料1.0 gを、石英製又は磁製のるつぼに量り、緩くふたをし、弱く加熱して炭化する。室温になるまで冷却した後、硝酸2 mL及び硫酸5滴を加え、白煙が生じなくなるまで加熱した後、強熱して灰化する。室温になるまで冷却した後、塩酸2 mLを加え、水浴上で加熱して乾固し、残留物を塩酸3滴で潤し、熱湯10 mLを加えて2分間加熱する。これにフェノールフタレン試液1滴を加え、必要に応じてろ紙を用いてろ過し、残留物を水10 mLで洗い、ろ液及び洗液を比色管に入れ、水を加えて50 mLとし、試料溶液とする。

別に硝酸2 mL、硫酸5滴及び塩酸2 mLを水浴上で蒸発し、砂浴上で加熱して乾固し、残留物を塩酸3滴で潤し、熱湯10 mLを加えて2分間加熱する。これにフェノールフタレン試液1滴を加え、アンモニア試液を液が微赤色となるまで滴加し、酢酸(希)2 mLを加え、必要に応じてろ紙を用いてろ過し、残留物を水10 mLで洗い、ろ液及び洗液を比色管に入れ、鉛標準液2.0 mL及び水を加えて50 mLとし、比較液とする。

## ロ 操作法

試料溶液及び比較液に硫化ナトリウム試液1滴ずつを加えて振り混ぜ、直射日光を避けて5分間放置した後、白色の背景を用い、比色管の上方又は側方から観察する。試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くないことを確認する。この場合において、試料溶液中に混在する重金属の量は、鉛の量として20ppm以下である。

## 10 赤外吸収スペクトル測定法

赤外吸収スペクトル測定法は、物質の赤外吸収スペクトルがその物質の化学構造によつて一定まるという性質を利用して、種々の波数における赤外吸収スペクトルを測定することにより、物質を確認する方法である。装置及び調整法

## 分散型赤外分光光度計又はフーリエ変換型赤外分光光度計を用いる。

## (1) 透過率(%)の差

あらかじめ調整した分散型赤外分光光度計又はフーリエ変換型赤外分光光度計により、厚さ約0.04 mmのポリスチレン膜の吸収スペクトルを測定するとき、吸収スペクトルの2870 cm<sup>-1</sup>付近の極小と2851 cm<sup>-1</sup>付近の極大における透過率(%)の差が1.8%以上であること及び吸収スペクトルの1589 cm<sup>-1</sup>付近の極小と1583 cm<sup>-1</sup>付近の極大の透過率(%)の差は1.2%以上であることを確認する。

## (2) 波数目盛り

波数目盛りは、ポリスチレン膜の次の吸収帯のうち、いくつかを用いて補正する。なお、括弧内の数値はこれらの値が定められたときの測定精度を表す。

906 (±0.6)	1181 (±0.4)	1181 (±0.3)	1154 (±0.3)	1069 (±0.3)	1028 (±0.3)
906 (±0.6)	1181 (±0.3)	1181 (±0.3)	1154 (±0.3)	1069 (±0.3)	1028 (±0.3)
906 (±0.6)	1181 (±0.3)	1181 (±0.3)	1154 (±0.3)	1069 (±0.3)	1028 (±0.3)
906 (±0.6)	1181 (±0.3)	1181 (±0.3)	1154 (±0.3)	1069 (±0.3)	1028 (±0.3)
906 (±0.6)	1181 (±0.3)	1181 (±0.3)	1154 (±0.3)	1069 (±0.3)	1028 (±0.3)

## (3) 透過率及び波数の再现性

透過率の再现性はポリスチレン膜の1000 cm<sup>-1</sup>以上3000 cm<sup>-1</sup>以下における数点の吸収を2回繰り返し測定するとき、±0.5%以内とし、及び波数の再现性はポリスチレン膜の吸収波数3000 cm<sup>-1</sup>付近で±5 cm<sup>-1</sup>以内とし、1000 cm<sup>-1</sup>付近で±1 cm<sup>-1</sup>以内とする。

## ロ 試料の調製法及び測定

試料1 mg以上2 mg以下をめのう製乳鉢で粉末とし、これに臭化カリウム(赤外吸収スペクトル測定用)100 mg以上200 mg以下を加え、湿気を吸わないよう注意しつつ、速やかによくすり混ぜ、これを錐剤成形器に入れ、0.67 kPa以下の減圧下において錐剤の単位面積(cm<sup>2</sup>)当たり5 t以上10 t以下の圧力を5分間から8分間加えて製錐した後、測定する。この場合において、試料は、主な吸収帯の透過率(%)が5%以上80%以下の範囲になるように調製しておくものとする。

## ハ 確認方法

試料及び確認しようとする物質の同一性は、試料の吸収スペクトルと確認しようとする物質の参照スペクトルを比較して、これらのスペクトルが同一の強度の吸収を与えるかを測定することにより確認する。

## 二 参照スペクトル

試料の規格において赤外吸収スペクトル測定法による確認試験が規定されている各品目については、波数600 cm<sup>-1</sup>以上4000 cm<sup>-1</sup>以下における参照スペクトルが掲載されている。参照スペクトルにおいては、縦軸は透過率(%)、横軸は波数(cm<sup>-1</sup>)を表す。

11 薄層クロマトグラ法  
シリカゲル薄層板(平滑な耐熱性ガラス板(縦200 mm、横50 mm又は200 mm、厚さ3 mm)の上に、適当な装置を用いてシリカゲル(薄層クロマトグラフ用)を厚さ250 μm以上300 μm以下の薄層状に均一に塗布し、薄層を上にして水平に

置き、室温で2時間から3時間放置し乾燥させ、105°Cで1時間加熱した後、乾燥剤を入れた気密容器内で冷却し作製したものに限る。) 及び展開用容器(シリカゲル薄層板を内部に直立させ、密閉することができるガラス製のものに限る。) を用いる。

#### 口 操作法

##### (1) 第1法

薄層板の下端から約20mmの高さの位置を原線とし、左右両側から少なくとも10mm離した原線上に、約10mmの間隔でそれぞれの試料の規格において定める濃度の試料溶液及び標準溶液の規定量をマイクロピペット等を用いてスポットし、風乾する。あらかじめそれぞれの試料の規格において定める展開溶媒を約10mmの深さになるように入れて、その蒸気で飽和させておいた展開用容器に、この薄層板を器壁に触れないように入れ、容器を密閉し、常温で展開を行う。次いで展開溶媒の先端が原線から約100mmの距離まで上昇したとき、薄層板を取り出し、直ちに溶媒の先端の位置に印を付け、風乾し、試料溶液及び標準溶液から得た主たるスポットの位置、色等を比較観察する。この場合において、R<sub>f</sub>値は、次式により求める。

$$R_f \text{ 値} = \text{原線からスポットの中心までの距離 (mm)} / \text{原線から溶媒先端までの距離 (mm)}$$

##### (2) 第2法

R<sub>s</sub>値=原線から試料溶液のスポットの中心までの距離 (mm) / 中心までの距離 (mm)

##### 12 pH測定法

#### イ 装置

pH計は、ガラス電極によるpH計であつてガラス電極及び参考電極からなる検出部と、検出された起電力に対応するpHを指示する指示部からなり、指示部には非対称電位調整用つまみがある。また、温度補償機能及び感度調整用機能を備えることができる。

pH計は、次の操作法に従い、任意の一種類のpH標準液のpHを5回繰り返し測定するとき、その再現性が±0.05以内のものを用いる。このとき、毎回測定後には検出部を水でよく洗うものとする。

#### ロ 操作法

ガラス電極は、あらかじめ水に数時間以上浸しておく。pH計は電源を入れ、5分間に以上たってから使用する。検出部をよく水で洗い、付着した水はろ紙等で軽くふき取る。1点で調整する場合は、温度補償用つまみをpH標準液の温度と一致させ、検出部を試料溶液のpH値に近いpH標準液中に入浴し、2分間以上たってからpH計の指示が、その温度におけるpH標準液のpHになるよう非対称電位調整用つまみを調整する。2点で調整する場合は、まず温度補償用つまみを液温に合わせ、リン酸塩pH標準液等に浸し、非対称電位調整用つまみを用いてpHを一致させ、次に試料溶液のpH値に近いpH標準液に浸し、感度調整用つまみ又は標準液の温度にかかわらず温度補償用つまみを用いて同様に操作する。以上の調整が終われば検出部をよく水で洗い、付着した水はろ紙等で軽くふき取つた後、試料溶液に浸し、測定値を読みとる。

#### ハ pH標準液

pH標準液の調製に用いる水は、精製水を蒸留し、留液を15分間以上煮沸した後、二酸化炭素吸収管(ソーダ石灰)を付けて冷却する。pH標準液は、硬質ガラス瓶又はポリエチレン瓶に密閉して保存する。

(1) シュウ酸塩pH標準液 pH測定用二シュウ酸三水素カリウム二水和物を粉末とし、デシケーター(シリカゲル)で乾燥させ、その12.71g(0.05mol)を精密に量り、水に溶かして正確に1000mLとする。

(2) フタル酸塩pH標準液 pH測定用フタル酸水素カリウムを粉末とし、110°Cで恒量になるまで乾燥させ、その10.21g(0.05mol)を精密に量り、水に溶かして正確に1000mLとする。

#### (3) リン酸塩pH標準液

pH測定用リン酸二水素カリウム及びpH測定用リン酸水素二ナトリウムを粉末とし、110°Cで恒量になるまで乾燥させ、リン酸二水素カリウム3.40g(0.025mol)及びリン酸水素二ナトリウム3.55g(0.025mol)を精密に量り、水に溶かして正確に1000mLとする。

#### (4) ホウ酸塩pH標準液

pH測定用四ホウ酸ナトリウム十水和物をデシケーター(シリカゲル)化ナトリウム飽和溶液中に放置し、恒量とした後、その3.81g(0.01mol)を精密に量り、水に溶かして正確に1000mLとする。

#### (5) 炭酸塩pH標準液

pH測定用炭酸水素ナトリウムをデシケーター(シリカゲル)で恒量になるまで乾燥させ、その2.10g(0.025mol)を精密に量つたらしく、十分に飽和した後、その温度で上澄み液をろ過し、透明なる液(約0.02mol/L)を用いる。

これらのpH標準液の各温度におけるpH値を次の表に示す。この表にない温度のpH値は表の値から内挿法により求める。

6種のpH標準液によるpHの温度依存性	温度						
	シユウ酸塩pH標準液	フタル酸塩pH標準液	リン酸塩pH標準液	ホウ酸塩pH標準液	炭酸塩pH標準液	水酸化カルシウムpH標準液	
1.73	1.71	1.70	1.69	1.68	1.67	1.67	1.67
4.10	4.06	4.03	4.02	4.01	4.00	4.00	4.01
6.84	6.83	6.84	6.85	6.86	6.90	6.92	6.95
8.96	9.01	9.07	9.10	9.14	9.18	9.22	9.27
1.45	1.41	1.41	1.42	1.42	1.45	1.45	1.43

ヒ素試験法は、試料中に混在するヒ素の量の限度を試験する方法であり、その量の限度は三酸化二ヒ素 ( $\text{As}_2\text{O}_3$ ) の量として質量百分率 (ppm) で表す。イ 装置 次の図のものを用いる。

(略)

A .. 発生瓶 (容量約 70 mL であつて、40 mL に標線を付されたものに限る。)

B .. 排気管 (内径 5 mm のガラス管 (吸収管に入る部分は、先端を内径 1 mm に引き伸ばす。))

C .. 内径 5・6 mm のガラス管 (内径 10 mm)

D .. 吸収管 (内径 10 mm)

E .. 小孔

F .. ガラスウール (約 0・2 g)

G .. D の 5 mL に付された標線

H .. J .. ゴム栓

L .. A の 40 mL に付された標線

排気管 B にガラスウールを約 30 mm の高さに詰め、酢酸鉛試液／水混液 (1:1) で均等に潤し、管の下部から静かに吸引してガラスウール及び器壁から過量の液を除く。これをゴム栓 H の中心に垂直に差し込み、B の下部の小孔 E が下にわずかに突き出るようにして発生瓶 A に付ける。B の上端にはガラス管 C を垂直に固定したゴム栓 J を付ける。C の排気管側の下端はゴム栓 J の下端と同一平面とする。

ロ 試料溶液調製法

試料 1. 0 g を、白金製、石英製又は磁製のるっぽに量り、これに硝酸マグネシウム六水和物のエタノール (95) 溶液 (1:50) 10 mL を加え、エタノール (95) に点火して燃焼させた後、徐々に加熱して強熱し、灰化する。なお炭化物が残るときは、少量の硝酸で潤し、再び強熱して灰化する。常温になるまで冷却後、残留物に塩酸 3 mL を加え、必要に応じて水約 10 mL を加え、水浴上で加温して溶かし、これを試料溶液とする。

ハ 操作法

以下の操作と標準色の調製は同時に用いる。

発生瓶 A に試料溶液を量り、メチルオレンジ試液 1 滴を加え、アンモニア水 (28) 又はアンモニア試液を用いて中和した後、薄めた塩酸 (1:2) 5 mL 及びヨウ化カリウム試液 5 mL を加え、2 分間から 3 分間放置した後、塩化ズズ (II) 試液 (酸性) 5 mL を加えて室温で 10 分間放置する。水を加えて 40 mL とし、亜鉛 (ヒ素分析用) 2 g を加え、直ちに排気管 B 及びガラス管 C を連結したゴム栓 H を発生瓶 A に付ける。ガラス管 C の細管部の端は、あらかじめヒ化水素吸収液 5 mL を入れた吸収管 D の底に達するように入れておく。発生瓶 A を 25°C の水中に肩まで浸し、1 時間放置する。吸収管 D をはずし、必要に応じてピリジンを加えて 5 mL とし、吸収液の色を観察する。標準色より濃くないことが確認できた場合、混在するヒ素の量は、三酸化二ヒ素 ( $\text{As}_2\text{O}_3$ ) の量として 2 ppm 以下である。

ニ 標準色の調製法

ホ 操作上の注意

操作に用いる器具、試薬及び試液は、ヒ素を含まない又はほとんど含まないものを用い、必要に応じて空試験を行う。

14 不溶物試験法 不溶物試験法は、試料中に含まれる水又は有機溶媒に溶けない物質の量を試験する方法であり、その量の濃度は質量百分率 (%) で表す。

イ 操作法

(1) 第 1 法

別に規定するもののほか、試料約 2 g を精密に量り、熱湯 200 mL を加えて、よく振り混ぜた後、室温に冷却する。質量既知のるっぽ型ガラスろ過器 (1G4) でろ過し、残留物を水で、洗液が無色になるまで洗浄する。るっぽ型ガラスろ過器とともに 105°C で 3 時間乾燥し、デシケーター (シリカゲル) 中で放冷した後、質量を精密に量る。

(2) 第 2 法

試料約 0・2 g 以上 0・5 g 以下を精密に量り、規格において規定された有機溶媒 100 mL を加えてよくかき混ぜ、冷却器を付けて 20 分間静かに煮沸する。

質量既知のるっぽ型ガラスろ過器 (1G4) で熱時ろ過し、不溶物を温溶媒 10 mL ずつで洗液が無色になるまで洗浄する。次いでるっぽ型ガラスろ過器とともに 105°C で 3 時間乾燥し、デシケーター (シリカゲル) 中で放冷した後、質量を精密に量る。

15 融点測定法

融点測定法は、約 100 kPa の下で次の方法によって、固体が融解する温度を測定するものである。

イ 装置

次の図のものを用いる。

図

(略)

A .. 加熱容器 (硬質ガラス製)

B .. 浴液

C .. ふた (テフロン製)

D .. 浸線付温度計

E .. 温度計固定ばね

F .. 浴液量加減用小孔

G .. コイルスプリング

H .. 毛細管

J .. ふた固定ばね

浴液 .. 常温における動粘度  $50 \text{ mm}^2/\text{s}$  以上  $100 \text{ mm}^2/\text{s}$  以下の澄明なシリコーン油を用いる。

浸線付温度計 .. 融点が 50°C 未満のときは 1 号、50°C 以上 100°C 未満のときは 2 号、100°C 以上 150°C 未満のときは 3 号、150°C 以上 200°C 未満のときは 4 号、200°C 以上 250°C 未満のときは 5 号、250°C 以上 320°C 未満のときは 6 号を用いる。

毛細管 .. 内径 0・8 mm 以上 1・2 mm 以下、長さ 120 mm 及び壁の厚さ 0・2 mm 以上 0・3 mm 以下かつ一端を開じた硬質ガラス製のものを用いる。

ロ 操作法

試料を微細な粉末とし、デシケーター (シリカゲル) 中で 24 時間乾燥する。また、乾燥後となるときは、乾燥減量の項の条件に従い乾燥したものを用いる。

この試料を乾燥した毛細管Hに入れ、閉じた一端を下にしてガラス板又は陶板上に立てた長さ約70cmのガラス管の内部に落とし、弾ませて固く詰め、層が3mm又はこれに近い厚さとなるようする。浴液Bを加熱して予想した融点の約10℃下の温度まで徐々に上げ、浸線付温度計Dの浸線を浴液のメニスカスに合わせ、試料を入れた毛細管HをコイルスプリングGに挿入し、試料を詰めた部分がDの水銀球の中央に入るようにする。1分間に約3℃上昇するよう加熱して温度を上げ、予想した融点より約5℃低い温度から1分間に1℃上昇するよう加熱を続ける。

### 16 硫酸塩試験法

硫酸塩試験法は試料中に混在する硫酸塩の量の限度を試験する方法であり、その量の限度は硫酸ナトリウム ( $\text{Na}_2\text{SO}_4$ ) として質量百分率 (%) で表す。

**イ 操作法**

試料約2gを、500mL三角フラスコに精密に量り、水約200mLを加えて溶かし、活性炭10gを加えて振り混ぜた後、3分間穩やかに煮沸し、放冷する。次いで薄めた硝酸 ( $1 \rightarrow 2$ ) 1mLを加えてよく振り混せた後、吸引ろ過し、少量の水で洗浄し、ろ液に水を加えて正確に250mLとする。この液をあらかじめ陽イオン交換樹脂 (H型) 5mL以上20mL以下を充填した内径8mm以上15mm以下のかラム管に1分間2mL以上5mL以下の流速で通し、初めの流出液30mLを捨て、次の流出液を試料溶液とする。試料溶液50mLを正確に量り、塩酸(希) 1滴又は2滴を加えて煮沸させながら0.01mol/L塩化ナトリウム液10mLを正確に加えて数分間煮沸した後冷却し、これにアンモニア・塩化アンモニウム緩衝液 ( $\text{pH} 10.7$ ) 5mL、エチレンジアミン四酢酸マグネシウム二ナトリウム四水和物溶液 ( $4 \rightarrow 100$ ) 5mL及びエリオクロムブラックT試液4滴又は5滴を加えて直ちに0.01mol/Lエチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム液で、溶液の色が青紫色になるまで滴定する。別に同様の方法で空試験を行い、次式により硫酸塩の量を求める。

$$\text{硫酸塩の量 (\%)} = \frac{(c - b - c) \times 1.420}{(b - c) \times 1000} \times 250 / 50 \times 100$$

**b 空試験における0.01mol/Lエチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム液の消費量 (mL)**

### 17 レーキ試験法

レーキ試験法は、確認試験（色素原体の確認及び色素原体に結合又は吸着している金属塩又は金属の確認）、レーキの純度試験及び色素原体の定量法からなる。

#### イ 確認試験

##### (1) 色素の確認

試料0.1gを量り、水酸化ナトリウム試液（希）10mLを加えてかき混ぜ、必要に応じて加温して色素原体を溶出する。不透明の場合は遠心分離し、溶液又は上澄み液5mLを量り、これに希釀液を加えて50mLとし、これを試料溶液とする。希釀液には試験を行う色素の確認試験の吸光度測定法で用いる試液又は溶媒を用いる。

(a) 試料溶液について、それぞれの色素原体に準じ、吸光度測定法により吸収極大波長を測定するとき、それぞれの色素原体の吸収極大波長と一致することを確認する。

(b) 試料溶液について、それぞれの色素原体に準じ、薄層クロマトグラフ法第1法又は第2法により試験を行うとき、試料溶液から得た主たるスポットは、それぞれの

色素原体の各確認試験の項に記載された色を呈し、確認試験の項に記載された標準溶液から得た主たるスポットと等しいR<sub>f</sub>値を示すか、又は各確認試験の項に記載されたR<sub>s</sub>値を示すことを確認する。

#### イ バリウムの確認

試料0.5gを500℃で強熱して得られる残渣物に塩酸(希) 20mLを加え、加温する。遠心分離して得た上澄み液に、塩化アンモニウム試液及びアンモニア試液を加えるとき、白色のゲル状の沈殿を生じ、過量のアンモニア試液を追加しても、沈殿が溶けない場合は、この試料にはバリウムが含まれている。

**(a) アルミニウムの確認**

試料0.5gを500℃で強熱して得られる残渣物に塩酸(希) 20mLを加え、冷却後、熱湯10mLを加え、かき混ぜてろ過する。ろ紙上の残留物を熱湯で洗い、この残留物を酢酸 ( $100$ ) 2mLで溶かし、硫酸(希)を加えるとき、白色の沈殿を生じ、硝酸(希)を追加しても沈殿が溶けない場合は、この試料にはバリウムが含まれている。

#### イ ジルコニウムの確認

試料0.5gを500℃で強熱して得られる残渣物に硫酸2mL及び硫酸アンモニウム2gを加え、加熱して溶かす。常温になるまで冷却後、温塩酸(希) 5mLを加えて試料溶液とする。

#### イ ジルコニウムの確認

試料溶液2mLにB-ニトロソ- $\alpha$ -ナフトールのエタノール ( $95$ ) 溶液 ( $1 \rightarrow 50$ ) 3滴を加えて加温するとき、液は、橙赤色から橙褐色までの色を呈する場合は、この試料にはジルコニウムが含まれる。

2 ①の試料溶液2mLに水5mL及びマンデル酸溶液 ( $4 \rightarrow 25$ ) 2mLを加えて振り混ぜるとき、白色の沈殿を生じる場合は、この試料にはジルコニウムが含まれる。

#### (1) 塩酸及びアンモニア不溶物試験法

試料約2gを精密に量り、水20mLを加えて振り混ぜた後、塩酸20mLを加えてよくかき混ぜ、沸騰水300mLを加えてよく振り混ぜる。時計皿でおおい、水浴上で30分間加熱した後、これを室温になるまで放冷した後、遠心分離する。この上澄み液を質量既知のるつぼ形ガラスろ過器 ( $1G4$ ) でろ過し、水約30mLで不溶物をつぼ形ガラスろ過器に移し、水5mLずつで2回洗净し、薄めたアンモニア水 ( $28$ ) ( $1 \rightarrow 25$ ) で洗液がほとんど無色となるまで洗った後、薄めた塩酸 ( $1 \rightarrow 30$ ) 10mLで洗い、洗液が硝酸銀試液で変化しなくなるまで十分洗い、るつぼ形ガラスろ過器とともに105℃で3時間乾燥し、デシケーター（シリカゲル）中で室温になるまで冷却後、精密に量る。

#### (2) 水溶性塩化物試験法

試料約2gを精密に量り、水200mLを正確に加えて約30分間時々振り混ぜた後、乾燥ろ紙でのろ過する。ろ液が着色するときは、これに活性炭2gを加えて栓をしてよく振り混ぜた後、時々振り混ぜながら1時間放置し、ろ過する。ろ液がなお無色とならないときは、無色となるまで活性炭を用いて同様の操作を行う。このろ液を試料溶液とする。試料溶液50mLを正確に量り、薄めた硝酸 ( $38 \rightarrow 10$ )

(1)  $2 \text{ mL}$  を加え、 $0 \cdot 1 \text{ mol/L}$  硝酸銀液  $10 \text{ mL}$  (塩化物の量が多いときは、更に增量する。) を正確に加え、更にニトロベンゼン約  $5 \text{ mL}$  を加える。次いで、塩化銀が析出するまで振り混ぜ、硫酸アンモニウム鉄 (III) 試液  $1 \text{ mL}$  を加え、過剰の硝酸銀を  $0 \cdot 1 \text{ mol/L}$  チオシアノ酸アンモニウム液で滴定する。別に同様の方法で空試験を行い、次式により塩化物の量を求める。

$$\text{塩化物の量} (\%) = ((a_0 - a) \times 0 \cdot 00584) / \text{試料採取量} (\text{g}) \times (200 / 50)$$

(2)  $1 \text{ mol/L}$  チオシアノ酸アンモニウム液の消費量 ( $\text{mL}$ )

$$a_0 \cdot 1 \text{ mol/L} \text{ チオシアノ酸アンモニウム液の消費量} (\text{mL})$$

(3)  $1 \text{ mol/L}$  チオシアノ酸アンモニウム液の消費量 ( $\text{mL}$ )

$$(a_0 - a) \times 0 \cdot 00584 / \text{試料採取量} (\text{g}) \times (200 / 50)$$

#### (b) 水溶性硫酸塩試験法

試料約  $2 \text{ g}$  を精密に量り、水約  $200 \text{ mL}$  を加えて溶かし、活性炭  $10 \text{ g}$  を加えて振り混ぜた後、3分間穩やかに煮沸し、放冷する。次いで薄めた硝酸 ( $1 \rightarrow 2$ )  $1 \text{ mL}$  を加えてよく振り混ぜた後、吸引ろ過し、少量の水で洗浄し、ろ液に水を加えて正確に  $250 \text{ mL}$  とする。この液をあらかじめ陽イオン交換樹脂 (H型)  $5 \text{ mL}$  以上  $20 \text{ mL}$  以下を充填した内径  $8 \text{ mm}$  以上  $15 \text{ mm}$  以下のカラム管に1分間  $2 \text{ mL}$  以上  $5 \text{ mL}$  以下の流速で通し、初めの流出液  $30 \text{ mL}$  を捨て、次の流出液を試料溶液とする。試料溶液  $50 \text{ mL}$  を正確に量り、塩酸 (希) 1滴又は2滴を加えて煮沸させながら  $0 \cdot 01 \text{ mol/L}$  塩化バリウム液  $10 \text{ mL}$  を正確に加えて数分間煮沸した後冷却し、これにアンモニア・塩化アンモニウム緩衝液 ( $\text{pH } 10 \cdot 7$ )  $5 \text{ mL}$   $\text{mL}$ 、エチレンジアミン四酢酸二水和物溶液 ( $4 \cdot 3 \rightarrow 100$ )  $5 \text{ mL}$  及びエリオクロムブラックT試液4滴又は5滴を加えて直ちに  $0 \cdot 01 \text{ mol/L}$  エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム液で、溶液の色が青紫色になるまで滴定する。別に同様の方法で空試験を行い、次式により硫酸塩の量を求める。

$$\text{硫酸塩の量} (\%) = k \times ((b - c) \times 250) / 50 \times (1 / \text{試料採取量} (\text{g}) \times 100)$$

(4)  $0 \text{ mol/L}$  チエチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム液の消費量 ( $\text{mL}$ )

$$c \cdot 0 \cdot 01 \text{ mol/L} \text{ チエチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム液の消費量} (\text{mL})$$

$$k \cdot N_a \cdot 2 \cdot S_o \cdot 4 \parallel 1 \cdot 4 \cdot 2 \cdot 0 \cdot 4 \cdot C_a \cdot S_o \cdot 4 \parallel 1 \cdot 3 \cdot 6 \cdot 1 \cdot 4 \cdot K_2 \cdot S_o \cdot 4 \parallel 1 \cdot 7 \cdot 4 \cdot 2 \cdot 6 \cdot (N \cdot H \cdot 4) \cdot 2 \cdot S_o \cdot 4 \parallel 1 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 1 \cdot 4$$

(3) 水溶性バリウム試験法

試料  $1 \cdot 0 \text{ g}$  を量り、水  $20 \text{ mL}$  を加えて振り混ぜ、30分間放置した後、ろ過する。ろ液  $10 \text{ mL}$  に酢酸・酢酸ナトリウム試液  $0 \cdot 5 \text{ mL}$  及びクロム酸カリウム試液  $1 \text{ mL}$  を加えて混和し、10分間放置するとき、混濁又は沈殿を生じない場合は、この試料には水溶性バリウムは含まれない。

(4) 水溶性ジルコニウム試験法

試料  $1 \cdot 0 \text{ g}$  を量り、水  $20 \text{ mL}$  を加えて振り混ぜ、30分間放置した後、ろ過する。ろ液  $10 \text{ mL}$  に酢酸・酢酸ナトリウム試液  $0 \cdot 5 \text{ mL}$  及びクロム酸カリウム試液  $1 \text{ mL}$  を加えて混和し、10分間放置するとき、混濁又は沈殿を生じない場合は、この試料には水溶性バリウムは含まれない。

(5) ヒ素試験法

それぞれの色素原体に準じ、ヒ素試験法により試験を行う。

#### (6) 重金属試験法

(a) 試料溶液調製法

試薬・試液、標準液及び容量分析用標準液は次に掲げるものを用いる。日本産業規格に該するものにあつてはその規格番号、規格名称、用途等を、日本薬局方収載品にあつては日局

#### (b) 亜鉛操作法

試料原液  $20 \text{ mL}$  を比色管に量り、水を加えて  $50 \text{ mL}$  とし、試料溶液とする。空試験溶液  $20 \text{ mL}$  及び亜鉛標準液  $10 \text{ mL}$  を量り、水を加えて  $50 \text{ mL}$  とし、これを比較液とする。試料溶液及び比較液にヘキサシアノ鉄 (II) 酸カリウム試液  $0 \cdot 5 \text{ mL}$ ずつを加えてよく振り混ぜ、直射日光を避けた後、5分間放置した後、黒色の背景を用い、比色管の上方及び側方から観察する。試料溶液が青色を呈する時は、比較液に試料溶液と同様に呈色するまで、鉄標準液を加えて観察する。試料溶液の混濁は、比較液の混濁より濃くない場合は、試料溶液中に混在する亜鉛の量は、 $500 \text{ ppm}$  以下である。

#### 2 鉄操作法

試料原液  $1 \text{ mL}$  を比色管に量り、薄めた塩酸 ( $1 \rightarrow 3$ )  $5 \text{ mL}$  及び水を加えて  $25 \text{ mL}$  とし、ペルオキソ二硫酸アンモニウム約  $0 \cdot 03 \text{ g}$  を加えて溶かし、試料溶液とする。空試験溶液  $1 \text{ mL}$  及び鉄標準液  $2 \cdot 5 \text{ mL}$  を量り、薄めた塩酸 ( $1 \rightarrow 3$ )  $5 \text{ mL}$  及び水を加えて  $25 \text{ mL}$  とし、ペルオキソ二硫酸アンモニウム約  $0 \cdot 03 \text{ g}$  を加えて溶かし、これを比較液とする。試料溶液と比較液にチオシアノ酸アンモニウム試液  $2 \text{ mL}$ ずつを加えてよく振り混ぜた後、白色の背景を用い、比色管の上方及び側方から観察する。試料溶液の色が、比較液の色より濃くない場合は、試料溶液中に混在する他の重金属の量は、 $500 \text{ ppm}$  以下である。

#### 3 その他の重金属

試料原液  $20 \text{ mL}$  を比色管に量り、水を加えて  $50 \text{ mL}$  とし、試料溶液とする。空試験溶液  $20 \text{ mL}$  及び鉛標準液  $2 \text{ mL}$  を量り、水を加えて  $50 \text{ mL}$  とし、これを比較液とする。試料溶液と比較液に硫化ナトリウム試液  $2 \text{ mL}$ ずつを加えてよく振り混ぜ、直射日光を避けて5分間放置した後、白色の背景を用い、比色管の上方及び側方から観察する。試料溶液の色は、比較液の色より濃くない場合は、試料溶液中に混在する他の重金属の量は、 $200 \text{ ppm}$  以下である。

#### 八 定量法

定量法は、レーキ試料中の色素含量を定量する方法である。その試験法は、確認試験

(1) 色素の確認に準じて操作した後、規格における定量法を準用する。

試料  $2 \cdot 5 \text{ g}$  を量り、硫酸少量を加えて潤し、徐々に加熱してほとんど灰化した後、室温になるまで放冷する。更に硫酸  $1 \text{ mL}$  を加えて徐々に加熱し、白煙が生じなくなつた後、残留物がほとんど白色になるまで  $450^{\circ}\text{C}$  以上  $500^{\circ}\text{C}$  以下で強熱する。これに塩酸  $5 \text{ mL}$  及び硝酸  $1 \text{ mL}$  を加えて残渣を十分に碎き、水浴上で加熱して乾固する。更に塩酸  $5 \text{ mL}$  を加えて再び残渣を十分に碎き、水浴上で加熱して乾固する。残留物に薄めた塩酸 ( $1 \rightarrow 3$ )  $10 \text{ mL}$  を加え、加熱して溶かす。これを室温に冷却し、ろ紙 (5種C) を用いて過する。ろ紙上の残留物を薄めた塩酸 ( $1 \rightarrow 3$ )  $30 \text{ mL}$  で洗い、洗液をろ液に合わせ、水浴上で加熱して乾固する。これに薄めた塩酸 (希) ( $1 \rightarrow 3$ )  $10 \text{ mL}$  を加え、加熱して溶かし、室温まで冷却した後、ろ過する。次いで容器及びろ紙を少量の水で洗つた後、洗液をろ液に合わせる。この液に酢酸アンモニウム溶液 ( $1 \rightarrow 10$ ) で  $\text{pH}$  を約  $4$  に調整した後、水を加えて  $50 \text{ mL}$  とし、これを試料原液とする。別に同様に操作して、空試験溶液を調製する。

医薬品各条と示した後、その日本薬局方名を記載する。また必要に応じて調製法、参考情報等を記載する。

- 1 亜鉛（標準試薬）  
Zn [K8005]、容量分析用標準物質
- 2 亜鉛（ヒ素分析用）  
Zn [K8012]、ヒ素分析用】粒径約800μmのもの
- 3 亜鉛標準液  
亜鉛標準原液50mLを正確に量り、水を加えて正確に1000mLとしたもの。用時調製する。この液1mLは亜鉛（Zn）0.05mgを含む。
- 4 亜鉛標準原液  
亜鉛（標準試薬）1.0000gを精密に量り、水100mL及び塩酸5mLを加えて徐々に加熱して溶かし、常温になるまで冷却後、水を加えて正確に1000mLとしたもの
- 5 亜鉛標準原液（原子吸光光度法用）  
亜鉛（標準試薬）1.0000gを精密に量り、水100mL及び塩酸5mLを加えて徐々に加熱して溶かし、常温になるまで冷却後、水を加えて正確に1000mLとしたもの
- 6 亜鉛粉末  
Zn [K8013]、ヒ素分析用】
- 7 L-アスコルビン酸  
C6H8O6 [K9502]、L-(+) -アスコルビン酸、特級】
- 8 アセトン  
CH3COCH3 [K8034]、特級】
- 9 アンモニア・塩化アンモニウム緩衝液（pH10.7）  
塩化アンモニウム67.5gを水に溶かし、アンモニア水（28）570mLを加え、水を加えて1000mLとしたもの
- 10 アンモニア試液  
アンモニア水（28）400mLに水を加えて1000mLとしたもの（含有率がおおむね10%となるもの）
- 11 アンモニア試液（希）  
アンモニア水（28）3mLに水を加えて100mLとしたもの
- NH3 [K8085]、アンモニア水、特級、比重約0.90、密度0.908g/mL、含量2.8%から3.0%まで】
- 13 イソプロピルエーテル  
(CH3)2CHOCH(C2H5)2無色澄明の液で、特異なにおいがある。水と混和しない。屈折率nD20 1.368以上1.369以下、比重d420 0.723以上0.725以下
- 14 イソプロピルエーテル（抽出用）  
イソプロピルエーテル1000mLを水酸化ナトリウム溶液(2.15→1.00)1.00mLで2回、水100mLで3回洗浄したもの
- 15 エタノール（希）  
エタノール（95）1容量に水1容量を加えたもの。C2H5OHを47.45v/o1%から50.00v/o1%を含む。
- 16 エタノール（95）  
C2H5OH [K8102]、特級】
- 17 エタノール（99.5）  
C2H5OH [K8101]、特級】
- 18 エタノール（酸性希）  
エタノール（酸性希）

- 19 エチレンギリコール  
HOCH2CH2COH [K8105]、特級】
- 20 エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム二水和物  
C10H12N2Na2O8·2H2O [K8107]、特級】
- 21 エチレンジアミン四酢酸マグネシウム二ナトリウム四水和物  
C10H12N2Na2O8MgNa2·4H2O白色粉末であつて、本品1gに水を加えて超音波浴を用いて溶かしたものであつて、全量を100mLとした溶液は無色透明であり、かつ、pHは、8.0から9.5までであるもの。この溶液5mLに水100mL、アンモニア・塩化アンモニウム緩衝液（pH10.7）2mL及びエリオクロムブラックT試液を1滴又は2滴加えると青紫色に変色し、また、これに0.01mO1/Lエチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム液0.05mLを加えると青色に変色するもの。
- 22 0.02mO1/Lエチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム液  
1000mL中エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム二水和物（C10H14N2Na2O8·2H2O·3/2.24）7.445gを含むものであつて、次の規定によるもの。
- イ 調製  
エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム二水和物7.5gを水に溶かし、1000mLとし、標定を行なう。
- ロ 標定  
亜鉛（標準試薬）を塩酸（希）で洗い、水洗し、アセトンで洗浄した後、110°Cで5分間乾燥した後、デシケーター（シリカゲル）中で放冷し、その約0.3gを精密に量り、塩酸（希）5mL及び臭素試液5滴を加え、穏やかに加温して溶かし、煮沸して過量の臭素を追い出した後、水を加えて正確に200mLとする。この液20mLを正確に量り、水酸化ナトリウム溶液(1→50)を加えて中性とし、アンモニア・塩化アンモニウム緩衝液（pH10.7）5mL及びエリオクロムブラックT・塩化ナトリウム指示薬0.04gを加え、調製した0.02mO1/Lエチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム液で、液の赤紫色が青紫色に変わるまで滴定し、係数を計算する。
- ハ 観法  
ポリエチレン瓶に保存する。
- 23 0.01mO1/Lエチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム液  
1000mL中エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム二水和物（C10H14N2Na2O8·2H2O·3/2.24）3.7224gを含むものであつて、用時、0.02mO1/Lエチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム液に水を加えて正確に2倍容量となるように調製したもの
- 24 エリオクロムブラックT  
C20H12N3O7SNa [K8736]、特級】
- 25 エリオクロムブラックT試液  
エリオクロムブラックT0.3g及び塩酸ヒドロキシルアンモニウム2gにメタノールを加えて溶かし、50mLとしたもの。遮光し保存し、調製後1週間以内に用いる。
- 26 エリオクロムブラックT・塩化ナトリウム指示薬  
エリオクロムブラックT0.1g及び塩化ナトリウムNaCl [K8150]、特級】1.0gを混ぜ、均質になるまでりつぶしたもの
- 27 塩化アンモニウム  
NH4Cl [K8116]、特級】

28	塩化アンモニウム試液	$\text{C}_2\text{H}_1\text{N}\text{O}_2$ 「K8284、特級」
29	塩化スズ(II)二水和物	$\text{SnCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 「K8136、特級」
30	塩化スズ(II)二水和物	$\text{SnCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 「K8136、特級」
31	塩化ナトリウム(標準試薬)	$\text{NaCl}$ 「K8005、容量分析用標準物質」
32	塩化バリウム二水和物	$\text{BaCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 「K8155、特級」
33	塩化バリウム二水和物	$\text{BaCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 「K8155、特級」
34	塩化バリウム二水和物	$\text{BaCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 「K8155、特級」
35	塩化バリウム二水和物	$\text{BaCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 「K8155、特級」
36	塩化バリウム二水和物	$\text{BaCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 「K8155、特級」
37	塩化バリウム二水和物	$\text{BaCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 「K8155、特級」
38	塩化バリウム二水和物	$\text{BaCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 「K8155、特級」
39	塩化バリウム二水和物	$\text{BaCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 「K8155、特級」
40	塩化バリウム二水和物	$\text{BaCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 「K8155、特級」
41	塩化バリウム二水和物	$\text{BaCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 「K8155、特級」
42	ガラスウール	「K8251、特級」
43	クロム酸カリウム	$\text{Cr}_2\text{O}_3$ 「K8312、特級」
44	グリセリン	「K8312、特級」
45	クロム酸カリウム	$\text{Cr}_2\text{O}_3$ 「K8312、特級」
46	クロム酸カリウム試液	$\text{Cr}_2\text{O}_3$ 「K8312、特級」
47	クロム酸カリウム標準原液(原子吸光光度法用)	$\text{Cr}_2\text{O}_3$ 「K8312、特級」
48	クロムホルム	$\text{Cr}_2\text{O}_3$ 「K8312、特級」
49	酢酸(100)	$\text{CH}_3\text{COOH}$ 「K8322、特級」
50	酢酸(希)	$\text{CH}_3\text{COOH}$ 「K8355、酢酸、特級」
51	酢酸アンモニウム	$\text{NH}_4\text{CH}_3\text{COO}$ 「K8359、特級」
52	酢酸アンモニウム試液	$\text{NH}_4\text{CH}_3\text{COO}$ 「K8359、特級」
53	酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{COOC}_2\text{H}_5$ 「K8361、特級」
54	酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液	$\text{CH}_3\text{COONa} \cdot 3\text{H}_2\text{O}$ 「K8371、特級」
55	酢酸・酢酸ナトリウム試液	$\text{CH}_3\text{COONa} \cdot 3\text{H}_2\text{O}$ 「K8371、特級」
56	酢酸ナトリウム三水和物	$\text{CH}_3\text{COONa} \cdot 3\text{H}_2\text{O}$ 「K8371、特級」
57	酢酸ナトリウム試液	$\text{CH}_3\text{COONa} \cdot 3\text{H}_2\text{O}$ 「K8371、特級」
58	酢酸鉛(II)三水和物	$\text{Pb}(\text{CH}_3\text{COO})_2 \cdot 3\text{H}_2\text{O}$ 「K8374、特級」
59	酢酸鉛試液	$\text{Pb}(\text{CH}_3\text{COO})_2 \cdot 3\text{H}_2\text{O}$ 「K8374、特級」
60	三酸化二ヒ素(標準試薬)	$\text{As}_2\text{O}_3$ 「K8005、三酸化二ヒ素、容量分析用標準物質」
61	シアノ化カリウム	$\text{KCN}$ 「K8443、特級」
62	N-ジエチルジチオカルバミド酸銀	$\text{C}_5\text{H}_10\text{AgNS}_2$ 「K9512、特級」
63	N-ジエチルジチオカルバミド酸ナトリウム三水和物	$(\text{C}_2\text{H}_5)_2\text{NC}_2\text{S}_2\text{Na} \cdot 3\text{H}_2\text{O}$ 「K8454、特級」
64	ジクロロエタン	「K8251、特級」

0.000 mL 中塩化バリウム二水和物 ( $\text{BaCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ ) 100 g を含むものであつて、次の規定によるもの。

イ 調製 塩化バリウム二水和物 4.9 g を水に溶かし、1000 mL とし、次の標定を行う。

ロ 標定 調製した塩化バリウム液 100 mL を正確に量り、塩酸 3 mL を加えて加温する。あらかじめ加温した薄めた硫酸 (1→130) 40 mL を加え、水浴上で 30 分間加熱した後、一夜放置する。この液をろ過し、ろ紙上の残留物を、ろ液に硝酸銀試液を加えても混濁を認めなくなるまで水洗した後、ろ紙とともににつばに移し、強熱灰化する。常温になるまで冷却後、硫酸 2 滴を加え、再び約 700°C で 2 時間強熱する。常温になるまで冷却後、残留物の質量を精密に量り、硫酸バリウム ( $\text{BaSO}_4$ ) の量とし、モル濃度係数を計算すると、次のようになるもの。

0.02 mol/L 塩化バリウム液 1 mL ≈ 4.668 mg  $\text{BaSO}_4$

0.0340 mol/L 塩化バリウム液 1000 mL 中塩化バリウム二水和物 ( $\text{BaCl}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O} \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ ) 2.44 g

0.026 g を含むものであつて、用時、0.02 mol/L 塩化バリウム液に水を加えて正確に 2 倍容量となるよう調製したもの。

35 塩酸 HCl 「K8180、特級」

36 塩酸(希)  $\text{HCl} \cdot 6\text{H}_2\text{O}$  6 mL に水を加えて 100 mL としたもの (10%)

37 塩酸ヒドロキシルアンモニウム  $\text{NH}_2\text{O} \cdot \text{H} \cdot \text{HCl} \cdot \text{H}_2\text{O}$  「K8201、塩化ヒドロキシルアンモニウム、特級」

38 過塩素酸  $\text{HClO}_4$  「K8223、特級、比重約 1.67、密度 1.67 g/mL、濃度 70.0% 以上 72.0% 以下」

39 活性炭

40 過マンガン酸カリウム  $\text{KMnO}_4$  「K8247、特級」

41 過マンガン酸カリウム試液

42 過マンガン酸カリウム  $\text{MnO}_4^-$  3 g を水に溶かし、1000 mL としたもの (0.02 mol/L)

43 クエン酸水素二アンモニウム  $\text{C}_2\text{H}_1\text{N}\text{O}_2$  「K8284、特級」

44 グリセリン

45 クロム酸カリウム

46 クロム酸カリウム試液

47 クロム酸カリウム標準原液(原子吸光光度法用)

48 クロムホルム

49 酢酸(100)

50 酢酸(希)

51 酢酸アンモニウム  $\text{NH}_4\text{CH}_3\text{COO}$  「K8359、特級」

52 酢酸アンモニウム試液

53 酢酸エチル  $\text{CH}_3\text{COOC}_2\text{H}_5$  「K8361、特級」

54 酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液

55 酢酸・酢酸ナトリウム試液

56 酢酸ナトリウム三水和物

57 酢酸ナトリウム試液

58 酢酸鉛(II)三水和物

59 酢酸鉛試液

60 三酸化二ヒ素(標準試薬)

61 シアン化カリウム

62 N-ジエチルジチオカルバミド酸銀

63 N-ジエチルジチオカルバミド酸ナトリウム三水和物

64 デジクロロエタン

C 1 C H 2 C H 2 C 1 「K 8 4 6 5、特級」	6 5 ジメチルスルホキシド
(C H 3) 2 S O 「K 9 7 0 2、特級」	6 6 臭化カリウム(赤外吸収スペクトル測定用)
臭化カリウム単結晶又は臭化カリウムを砕き200号(75 m)ふるいを通して、これを用いたものを集め、120°Cで10時間又は500°Cで5時間乾燥したものであつて、これを用いて錠剤を作り、赤外吸収スペクトル測定法により測定するとき、特異な吸収を認めないもの。	6 7 臭化ナトリウム
N a B r 「K 8 5 1 4、特級」	6 8 シュウ酸アンモニウム一水和物
(N H 4) 2 C 2 O 4 · H 2 O 「K 8 5 2 1、しゅう酸アンモニウム一水和物、特級」	6 9 臭素試液
臭素B r 「K 8 5 2 9、特級」を水に飽和させて調製したもの。栓にワセリンを塗った共栓瓶に臭素2mLから3mLを量り、冷水100mLを加えて密栓して振り混ぜて製する。遮光して冷所で保存する。	7 0 酒石酸ナトリウム四水和物
K N a C 4 H 4 O 6 · 4 H 2 O 「K 8 5 3 6、(+) —酒石酸ナトリウムカリウム四水和物、特級」	7 1 硝酸
H N O 3 「K 8 5 4 1、硝酸(比重約1.42)、特級」69%以上70%以下を含むもの	7 2 硝酸鉛(I I)
P b (N O 3) 2 「K 8 5 6 3、特級」	7 3 硝酸(希)
硝酸10.5mLに水を加えて100mLとしたもの(10%)	7 4 硝酸銀
A g N O 3 「K 8 5 5 0、特級」	7 5 硝酸銀試液
硝酸銀17.5gを水に溶かし、1000mLとしたもの(0.1m o l / L)。遮光して保存する。	7 6 0 · 1 m o l / L 硝酸銀液
次の規定によるもの。	7 6 0 · 1 m o l / L 硝酸銀液
イ 調製	7 6 0 · 1 m o l / L 硝酸銀液
硝酸銀17.0gを水に溶かし、1000mLとし、次の標定を行う。	7 6 0 · 1 m o l / L 硝酸銀液
ロ 標定	7 6 0 · 1 m o l / L 硝酸銀液
塩化ナトリウム(標準試薬)を500°C以上650°C以下で40分から50分間乾燥した後、デシケーター(シリカゲル)中で放冷し、その約0.15gを精密に量り、水50mLに溶かし、フルオレセインナトリウム試液3滴を加え、強く振り混ぜながら、調製した硝酸銀液で液の黄緑色が黄色を経て黄橙色を呈するまで滴定し、係数を計算する。	7 7 硝酸マグネシウム六水和物
ハ 計法	7 7 硝酸マグネシウム六水和物
シリカゲル	7 8 計定
遮光して保存する。	7 8 計定
7 7 硝酸マグネシウム六水和物	7 7 硝酸マグネシウム六水和物
M g (N O 3) 2 · 6 H 2 O 「K 8 5 6 7、特級」	7 8 計定

無定形の一部水加性のケイ酸で、不定形ガラス状顆粒であつて、次のイ及びロを満たすもの。水分吸着によつて変色する指示薬を含ませ、高温で乾燥して水分吸着能が再生するものもある。

イ 強熱減量 6%以下(2 g, 95°C±5°C)

ロ 水分吸着能 本品約10gを精密に量り、比重1.19の硫酸で湿度を80%とした容器内に24時間放置した後、質量を量り、試料に対し增量を求めるとき、31%以上増える。

7 9 シリカゲル(薄層クロマトグラフ用)シリカゲルで薄層クロマトグラフ用に製造されたもの

8 0 シリコーン油 無色透明な液でにおいてはなく、動粘度50mm<sup>2</sup>/s以上100mm<sup>2</sup>/s以下であるもの

8 1 水酸化ナトリウム N a O H 「K 8 5 7 6、特級」

8 2 水酸化ナトリウム試液 水酸化ナトリウム4.3gを水に溶かし、100mLとしたもの(1m o l / L)。ボリエチレン瓶に保存する。

8 3 水酸化ナトリウム試液(希) 水酸化ナトリウム4.3gに新たに煮沸して冷却した水を加えて溶かし、1000mLとしたもの(0.1m o l / L)。用時調製する。

8 4 石油エーテル 「K 8 5 9 3、特級」

8 5 ソーダ石灰 「K 8 6 0 3、二酸化炭素吸収用

8 6 だいだい色403号標準溶液 薄層クロマトグラフ用標準品一覧表中のだいだい色403号0.05gをクロロホルムに溶かし、100mLとしたもの

8 7 炭酸カリウム K 2 C O 3 「K 8 6 1 5、特級」

8 8 炭酸水素ナトリウム N a H C O 3 「K 8 6 2 2、特級」

8 9 炭酸ナトリウム(無水) N a 2 C O 3 「K 8 6 2 5、炭酸ナトリウム、特級」

9 0 炭酸ナトリウム(標準試薬) N H 4 S C N 「K 9 0 0 0、特級」

9 2 チオシアノ酸アンモニウム試液 N a 2 C O 3 「K 8 0 0 5、容量分析用標準物質」

9 3 0.1m o l / L チオシアノ酸アンモニウム液 1000mL中にチオシアノ酸アンモニウム(N H 4 S C N · 7 6 · 1 2)7.612gを含むものであつて、次の規定によるもの。

イ 調製 チオシアノ酸アンモニウム8gを水に溶かし、1000mLとしたもの(1m o l / L)

ロ 標定 チオシアノ酸アンモニウム8gを水に溶かし、1000mLとし、次の標定を行う。

0.1 m<sup>-1</sup>/L 硝酸銀液 25 mL を正確に量り、水 50 mL、硝酸 2 mL 及び硫酸アノニウム鉄 (I-I) 試液 2 mL を加え、振り動かしながら、調製したチオシアノ酸アンモニウム液で持続する赤褐色を呈するまで滴定し、係数を計算する。

## ハ 貯法

遮光して保存する。

## 94 鉄標準液

硫酸アノニウム鉄 (I-I) 十二水和物 8.6·3 mg を精密に量り、水 100 mL に溶かし、塩酸 (希) 5 mL 及び水を加えて正確に 1000 mL としたもの。この液 1 mL は

## 95 鉄標準液 (原子吸光光度法用)

硫酸アノニウム鉄 (I-I) 十二水和物 8.634 g を精密に量り、水 100 mL に溶かし、塩酸 (希) 5 mL 及び水を加えて正確に 1000 mL としたもの

## 96 トルエン

鉄標準液 (原子吸光光度法用)

鉄標準液 (K8680、特級)

## 97 鉄標準液

鉛標準原液 10 mL を正確に量り、水を加えて正確に 1000 mL としたもの。この液 1 mL は鉛 (Pb) 0.01 mg を含む。用時調製する。

## 98 鉛標準原液

硝酸鉛 (I-I) 1.59·8 mg を精密に量り、硝酸 (希) 10 mL に溶かし、水を加えて正確に 1000 mL としたもの。この液の調製及び保存には可溶性鉛塩を含まないガラス容器を用いる。

## 99 鉛標準原液 (原子吸光光度法用)

硝酸鉛 (I-I) 1.59·8 mg を精密に量り、硝酸 (希) 100 mL に溶かし、水を加えて正確に 1000 mL としたもの。この液の調製及び保存には可溶性鉛塩を含まないガラス容器を用いる。

## 100 二クロム酸カリウム

K2Cr2O7 [K8517、特級] 二クロム酸カリウム (標準試薬)

## 101 K2Cr2O7 [K8005、容量分析用標準物質]

102 (CH2CH2OH) 3N [K8663、特級] 二クロム酸カリウム (標準試薬)

## 103 β-ニトロソ-β-ナフトール

C10H7NO2 [2-ニトロソ-1-ナフトール] 黄色の針状結晶。エタノール (95)、酢酸 (100) 及びアセトンによく溶け、エーテル、ベンゼン、クロロホルム及び石油エーテルには溶けにくい。融点は 162°C 以上 164°C 以下である。

## 104 ニトロベンゼン

C6H5NO2 [K8723、特級] パラニトロアニリン

## 105 薄層クロマトグラフ用標準品に同じ。

## 106 バラニトロアニリン標準溶液

パラニトロアニリン 1.0 g をエタノール (95) に溶かし、100 mL としたもの

## 107 pH 測定用水酸化カルシウム

Ca(OH)2 [K8575、特級] 23°C 以上 27°C 以下で得た飽和溶液の 25°C における pH が 12·45 のものを用いる。

## 108 pH 測定用炭酸水素ナトリウム

NaHCO3 [K8622、pH 標準液用] pH 測定用炭酸ナトリウム

## Na2CO3 [K8625、pH 標準液用]

110 pH 測定用ニシュウ酸三水素カリウム二水和物

KH3 (C2O4)2·2H2O [K8474、ニシュウ酸三水素カリウム二水和物、pH 測定用]

## 111 pH 測定用タル酸水素カリウム

C6H4(COO) (COOH) [K8809、pH 標準液用]

## 112 pH 測定用四ホウ酸ナトリウム十水和物

Na2B4O7·10H2O [K8866、四ホウ酸ナトリウム十水和物、pH 標準液用]

## 113 pH 測定用リン酸水素二ナトリウム

Na2HPO4 [K9020、リン酸水素二ナトリウム、pH 標準液用]

## 114 pH 測定用リン酸二水素カリウム

KH2PO4 [K9007、リン酸二水素カリウム、pH 標準液用]

## 115 ヒ化水素吸収液

N,N-ジエチルジチオカルバミド酸銀 0.50 g をピリジンに溶かし、100 mL としたもの。遮光した共栓瓶に入れ、冷所に保存する。

## 116 ヒ素標準液

ヒ素標準原液 10 mL を正確に量り、硫酸 (希) 10 mL を加え、新たに煮沸し冷却した水を加えて正確に 1000 mL としたものであつて、1 mLあたり三酸化二ヒ素 (As2O3) 1% g を含むもの。用時調製し、共栓瓶に保存する。

## 117 ヒ素標準液

三酸化二ヒ素 (標準試薬) を微細な粉末とし、105°C で 4 時間乾燥し、その 0.100 g を精密に量り、水酸化ナトリウム溶液 (1→5) 5 mL に溶かし、硫酸 (希) を加えて中性とし、硫酸 (希) 10 mL を追加し、新たに煮沸し冷却した水を加えて正確に 1000 mL としたもの。共栓瓶に保存する。

## 118 ピリジン

C5H5N [K8777、特級] フェノールフタレン

## 119 C20H14O4 [K8799、特級]

120 フェノールフタレン 1 g をエタノール (95) 100 mL に溶かしたもの

## 121 1-ブタノール

CH3(CH2)2CH2OH [K8810、特級] フラビアン酸

## 122 C10H6N2O8S 薄層クロマトグラフ用標準品に同じ。

## 123 フラビアン酸標準溶液

124 フラビアン酸 0.01 g を水に溶かし、10 mL としたもの

## 125 C20H10Na2O5 「日局医薬品各条、「フルオレセインナトリウム」」

126 フルオレセインナトリウム試液

フルオレセインナトリウム 0.2 g を水に溶かし、100 mL としたもの

## 127 C21H14Br4O5S 「K8840、特級」

4 (青色) までである。ブルモクレゾールグリーン試液

ブルモクレゾールグリーン 0.05 g をエタノール (95) 100 mL に溶かし、必要に応じて過したもの

128 ブロモチモールブルー

C 27 H 28 Br 2 O 5 S 「K 8842、特級」変色範囲は pH 6.0 (黄色) から 7.6 (青色) まである。
1 2 9 ブロモチモールブルー試液 プロモチモールブルー 1 g をエタノール (希) 100 mL に溶かし、必要に応じてろ過したもの。
1 3 0 ヘキサシアノ鉄 (II) 酸カリウム三水和物 ヘキサシアノ鉄 (II) 酸カリウム試液 (O. 25 mol/L)。用時調製する。
1 3 1 ヘキサシアノ鉄 (II) 酸カリウム試液 (N-H4) 2S2O8 「K 8252、特級」
1 3 2 ペルオキソ二硫酸アンモニウム (NH4) 2S2O8 「K 8858、特級」
1 3 3 ベンゼン C 6 H 6 「K 8858、特級」
1 3 4 鮑和シユウ酸アンモニウム溶液 シユウ酸アンモニウム一水和物 5 g を量り、水 100 mL を加え、よく振り混ぜ、23°C 以上 27°C 以下とし、十分に飽和した後、その温度で上澄み液をろ過して得た澄明なろ液である。
1 3 5 鮑和硫酸アンモニウム溶液 硫酸アンモニウム 50 g を量り、水 100 mL を加え、よく振り混ぜ、23°C 以上 27°C 以下とし、十分に飽和した後、その温度で上澄み液をろ過して得た澄明なろ液である。
1 3 6 マンガン標準原液 (原子吸光光度法用) 〔K 0027、マンガン標準液 (Mn 1000)〕
1 3 7 マンデル酸 C 8 H 8 O 3 「α-オキシフェニル酢酸」無色の板状結晶である。融点は 133°C である。
1 3 8 メタノール C H 3 OH 「K 8891、特級」
1 3 9 メチルオレンジ C 14 H 14 N 3 Na O 3 S 「K 8893、特級」変色範囲は pH 3.1 (赤色) から 4.4 (橙黄色) まである。
1 4 0 メチルオレンジ試液 メチルオレンジ 0.1 g を水 100 mL に溶かし、必要に応じてろ過したもの
1 4 1 3-メチル-1-ブタノール C 5 H 12 O 「K 8051、特級」
1 4 2 4-メチル-2-ベンタノン C H 3 COCH 2 CH (C H 3) 2 「K 8903、特級」
1 4 3 メチルレッド C 15 H 15 N 3 O 2 「K 8896、特級」変色範囲は pH 4.2 (赤色) から 6.2 (黄色) までである。
1 4 4 メチルレッド試液 メチルレッド 0.1 g をエタノール (95) 100 mL に溶かし、必要に応じてろ過したもの
1 4 5 陽イオン交換樹脂 ポリスチレンスルホン酸のナトリウム塩で、粉末度は、26号 (600 mesh) ふるいを通過し、36号 (425 mesh) ふるいをほんと通していないものであつて、次により調製されるもの。淡黄色から黄褐色までの色を呈する。
1 4 6 溶解アセチレン C 2 H 2 「K 1902」 1 4 7 ヨウ化カリウム K I 「K 8913、よう化カリウム、特級」 ヨウ化カリウム 16.5 g を水に溶かし、100 mL としたもの。遮光し保存する。用時調製する。
1 4 8 ヨウ化カリウム試液 1 4 9 リトマス紙 (青色) 〔K 9071、リトマス紙、青色リトマス紙〕 1 5 0 リトマス紙 (赤色) 〔K 9071、リトマス紙、赤色リトマス紙〕
1 5 1 硫化ナトリウム九水和物 N a 2 S · 9 H 2 O 「K 8949、特級」 1 5 2 硫化ナトリウム試液 硫化ナトリウム九水和物 5 g を水 10 mL 及びグリセリン 30 mL の混液に溶かし、その半又は水酸化ナトリウム 5 g を水 30 mL 及びグリセリン 90 mL の混液に溶かし、その半容量に冷時硫化水素を飽和させ、それに残りの半容量を混和したもの。遮光した瓶にほどんど全満して保存する。調製後 3 カ月以内に用いる。
1 5 3 硫酸 H 2 S O 4 「K 8951、特級」 1 5 4 硫酸 (希) 硫酸 5.7 mL を水 10 mL に注意しながら加え、常温になるまで冷却後、水を加えて 100 mL としたもの 1 5 5 0.05 mol/L 硫酸 1000 mL 中硫酸 (H 2 S O 4 · 98.08) 4.904 g を含むものであつて次の規定によるもの。
イ 調製 硫酸 3 mL を水 1000 mL 中にかき混ぜながら徐々に加え、次の標定を行う。 ロ 標定 炭酸ナトリウム (標準試薬) を 50.0°C 以上 65.0°C 以下で 40 分から 50 分間加热した後、デシケーター (シリカゲル) 中で放冷し、その約 0.15 g を精密に量り、水 30 mL に溶かし、メチルレッド試液 3 滴を加え、調製した硫酸で滴定し、係数を計算する。ただし、滴定の終点は液を注意して煮沸し、ゆるく栓をし冷却するとき、持続する橙色から赤色までの間の一定の色を呈するときとする。
1 5 6 0.005 mol/L 硫酸 0.5 mol/L 硫酸 1 mL ≈ 5.299 mg Na 2 CO 3 0.5 mol/L 硫酸 (H 2 S O 4 · 98.08) 0.4904 g を含むもの。用時、0.05 mol/L 硫酸に水を加えて正確に 10 倍容量とする。
1 5 7 硫酸アンモニウム (NH4) 2S2O8 「K 8960、特級」 1 5 8 硫酸アンモニウム鉄 (III) 試液



番号		ふるい		呼び寸法 (mm)		ふるいの規格 目の開き	
6 5	5 5	4 7	4	3 5			
2 8 0 0	3 3 5 0	4 0 0 0	4 7 5 0	5 6 0 0			
2 8 0	3 3 5	4 0 0	4 7 5	5 6 0	寸法 (mm)		
4 0 0 8	0 0 1 0	4 0 1 0	4 0 1 1	5 0 1 4	平均	許容差 (mm)	
0 2 8	0 3 2	0 3 7	0 4 1	0 4 2	最大		
1 1 1	1 2 7	1 4 0	1 6 0	1 6 6	径	針金 (mm)	
0 0 0 3	0 0 0 3	0 0 0 4	0 0 0 4	0 0 0 4	許容差		

(1) 化学はかり 0. 1 m gまで読み取れるものを用いる。

(2) セミミクロ化学はかり 0. 01 m gまで読み取れるものを用いる。

(3) ミクロ化学はかり 0. 001 m gまで読み取れるものを用いる。

(4) 分銅 器差試験を行つたものを用いる。

5 ガラスろ過器

6 日本産業規格 R 3503に該当するものを用いる。

ふるい 次表に示す日本産業規格 Z 8801—1に該当するものを用いる。それぞれの名称は、ふるい番号又は呼び寸法(=m)とする。

7	3 9 1	3 3 0	2 8 2
	3 8	4 5	5 3
	0. 0 3 8	0. 0 4 5	0. 0 5 3
	± 2 6 0 0	± 3 4 0 0	± 0 4 0 0
	0. 0 1	0. 0 2	0. 0 2
	0. 0 2	0. 0 3	0. 0 3
	± 5 0 0	± 5 0 0	± 0 0 0

次に示すものを用いる。なお、ろ紙と記載し、特にその種類を示さないものは、定性分析用ろ紙を示す。ガス等によって汚染されないように保存する。

イ 定性分析用ろ紙

日本産業規格のろ紙（化学分析用）の定性分析用の規格に適合するものを用いる。

ロ 定量分析用ろ紙

日本産業規格のろ紙（化学分析用）の定量分析用の規格に適合するものを用いる。